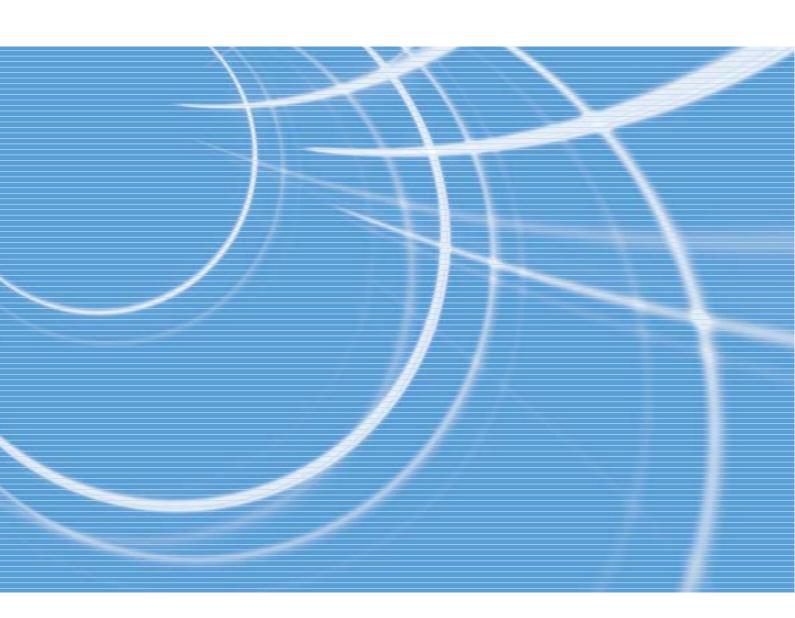


日新火災の現状

平成21年版/平成20年度決算

2009





はじめに

日頃より日新火災をお引き立ていただき、誠にありがとうご ざいます。

このたび、当社の経営方針、事業概況、財務状況についてご 説明するため、ディスクロージャー誌「日新火災の現状2009」 を作成しました。

本誌が当社をご理解いただくうえで、皆さまのお役に立てれば幸いです。

本誌は「保険業法(第111条)」および「同施行規則(第59条の2 および第59条の3)」に基づいて作成したディスクロージャー資料 (業務及び財産の状況に関する説明資料)です。



会社の概要(2009年6月25日現在)

社 名 日新火災海上保険株式会社

本店所在地 東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地

TEL 03-3292-8000(大代表)

取締役社長 宮島 洋

創 業 1908年(明治41年)6月

資 本 金 203億円 従業員数 2,746名 代理店数 15,009店

U R L http://www.nisshinfire.co.jp

子会社等

日新火災損害調査株式会社

日新火災キャリアアンドライフサービス株式会社

日新火災総合サービス株式会社

日新情報システム開発株式会社

ユニバーサルリスクソリューション株式会社 日新火災インシュアランスサービス株式会社

従業員数・代理店数は2009年3月31日現在



当社のシンボルマークは、ブルーの半円に表されている未来と、それに続くしなやかな緑の曲線で描かれている道によって構成されています。このシンボルマークには、100年の歴史を背景に、より輝かしい未来に向かって歩み続ける日新火災の意志が込められています。

メインコーポレートカラーであるグリーンは「いきいきとした活動力・生命力」を、 また、サブカラーである鮮やかなブルーは「積極性・知性」を象徴しています。

日新火災の現状 **2009**

目次

日新火災の現状 ■ トップメッセージ・経営理念 ————————————————————————————————————	2
トッノメッセーン・経営理念 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	
信頼回復および前貨回上に回げに取り組み —————— お客さまにご満足いただくために —————	4 5
あ各さまにこ両走いたたくために トピックス	
トレックス	10
経営について	
■ 東京海上グループ概要	14
経営戦略	
代表的な経営指標	
2008年度の事業概況	
内部統制基本方針	
コーポレート・ガバナンスの状況	
CSRの取り組み	
コンプライアンスの態勢	
情報開示	-
勧誘方針	
リスク管理	
資産運用 —————	_
お客さま情報への対応	
反社会的勢力等への対応に関する基本方針 ―――――	
募集制度	
商品・サービスについて	
■ 保険の仕組み	46
個人向け保険商品	50
個人向けサービス ―――――	52
企業向け保険商品	54
企業向けサービス	
新商品の開発状況(主な料率改定)	56
業績データ	
事業の状況 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	
経理の状況 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	7 0
コーポレートデータ	
沿革	104
株式の状況	105
会社の組織	107
役員の状況	
従業員の状況 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	
企業集団の状況	112
設備の状況	114
損害保険用語の解説	115
店舗の一覧	
店舗ネットワーク ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	123

トップメッセージ・経営理念



取締役社長 宮島 洋

日頃より、当社業務につきましては、格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当社は、「お客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指す」ことを経営理念に掲げ、その実現を図っていくため、諸施策を実行してまいりました。また、2007年度にスタートしました5ヵ年の中期経営計画におきましては、「強固な内部統制を土台とした損害保険サービス業への再創造」「お客さま本位における業界トップランナーの位置を占める企業となること」を目指す姿として明確化し、商品・サービス、組織、業務のあり方など全てをお客さまの視点で見直し、お客さま本位のビジネスモデルをさらに発展させるためにさまざまな課題に取り組んでまいりました。

一方、お客さまに多大なご迷惑をおかけしました保険金の不払いや保険料の過大な領収の問題につきましては、再発防止に向け、経営陣が先頭に立ち全社を挙げて取り組んでまいりました。引き続き、お客さまや社会からの信頼の回復・向上に向けて、努力していく所存でございます。

経営理念

日新火災は、お客さま本位の安心と補償をお届けし、 最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指します。

安心を実感していただける的確で誠実な対応を常に心がけ、お客さまにとって わかりやすい商品とご満足いただけるサービスを提供します。

健全性・収益性を確保し企業価値の向上をはかるとともに、積極的な情報開示に努め、株主の負託に応えます。

代理店の自主性・独立性を尊重するとともに、お客さま本位の価値観を共有し、 相互の発展をはかります。

従業員一人ひとりがお客さま本位を実践し、いきいきと働くことができる企業 風土を築きます。

損害保険事業を通じて地域社会の発展に貢献するとともに、従業員・代理店の 地域活動や社会貢献活動への参画を支援します。

これからも、当社は、コンプライアンスと適正な業務運営の徹底を図るとともに、あらゆる業務について、お客さまの声に基づいた改善に継続して取り組んでまいります。また、2009年度から東京海上グループの新中期経営計画「変革と実行 2011」がスタートしましたが、グループにおいて、国内リテール市場での成長を担う保険会社として、独自のお客さま本位のビジネスモデルにさらに磨きをかけ、東京海上グループの企業価値の向上に繋げてまいります。

当社は、おかげさまで昨年7月に創立100周年を迎えました。これまでの歩みを支えてきてくださった全ての方々への感謝の気持ちを大切にしながら、次の新たな100年に向け、最も誠実で真面目な損害保険会社として、お客さま本位のトップランナー企業の実現を目指し、全社一丸となって努力していく所存でございます。今後とも引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成21年7月

信頼回復および品質向上に向けた取り組み

当社では付随的な保険金の支払漏れ、第三分野商品の保険金不払い、火災保険等のご契約における保険料適用誤りに関して、お客さまに多大なご迷惑をおかけしたことを深く反省し、業務改善計画等に則った改善策を実施するとともに、全ての業務プロセスをお客さまの視点で見直してきました。

これからも「お客さま本位の安心と補償をお届けする」という経営理念に立ち返り、改善策の実効性を継続して高めていくとともに、全社を挙げてさらなる品質向上に向けた施策に取り組んでまいります。

業務改善計画等に則った主な改善策

経営管理(ガバナンス)態勢・内部管理態勢の改善・強化

適正な業務運営態勢の整備に経営陣が関与する態勢の構築

- ・内部統制の強化
- ・保険金支払に関する重要な規程等の改廃手続きの整備
- ・業務管理部会・募集業務適正化部会による改善策のフォロー
- ・苦情等への対応に関する経営の関与強化 等 保険金の不払い状況に係る問題について、適切に実態を把握し、改善が行われる実効性のある内部監査態勢の構築
- ・内部監査態勢の強化
- ・代理店に対する監査態勢の強化等

保険金支払管理態勢の改善・強化

公正かつ的確な審査体制・手続きの確立を含めた保険金支 払管理態勢の整備

- ・第三分野商品の支払不能事案の事前稟議
- ・支払査定時における社外専門家の活用
- ・再審査請求制度の新設
- ・支払審査委員会における社外委員による監視 等

商品開発・管理態勢の強化

適正な契約引受を確保するための商品整理およびチェック 態勢の強化

- ・商品ラインナップの整理・統合、補償内容の簡素化
- ・商品適正化のための品質基準の策定
- ・システムチェック機能の強化 等

契約者保護・契約者利便の改善・強化

適切な保険募集や顧客説明を行うための社員および代理 店に係る管理態勢の確立

- ・ご契約内容確認書の導入
- ・必要な知識習得のために作成した「第三分野商品教育テキスト」を利用した代理店講習・確認テストの実施 等 苦情に関する情報等の透明性の強化
- ・苦情受付状況・苦情内容別件数・改善事例等の当社ホーム ページへの掲載 等

法令等遵守態勢の改善・強化

法令等遵守態勢の見直し・改善

・コンプライアンスの評価ウエートを高めた人事考課評定制度の実施 等

法令等遵守の企業風土を醸成するための徹底的な研修の 実施およびその後の定期的なフォローアップ

・社員および代理店を対象にしたコンプライアンス研修の 実施 等

品質向上に向けた主な取り組み

(1)「お客さまの声」への対応強化

・社長を委員長とする「お客さまの声をかたちに。委員会」を 設置し、「お客さまの声」を会社業務全般にいかしていく態 勢を整備するとともに、2008年7月には苦情対応プロセ スに関する国際規格である「ISO10002」の自己適合宣 言を行いました。今後も「お客さまの声」対応プロセスを継 続的に改善することで、商品・サービスや会社業務全般の品 質を高めていきます。

(2)わかりやすい商品の提供

・「ものづくり」の理論を応用し、補償内容から契約手続き、保険金支払の各工程を、お客さまの視点から全面的に見直していくことで、わかりやすくご納得いただける商品の提供を実現していきます。第一弾として2008年11月に、複雑な割引制度や商品内容を改善した新総合自動車保険「VAP」を発売しました。

(3)お客さまへの説明態勢の強化・改善

・ご契約の内容や保険料算出の基礎となる項目等についてイラスト等を使いわかりやすく表現した、当社独自ツール「ご契約内容確認マップ」を活用するとともに、継続的に改善していくことで、お客さまがより一層納得してご契約いただけるよう取り組んでいきます。また、わかりやすく商品の販売

手法を解説した「販売ナビ」等を整備・活用し、代理店の募集業務の品質を継続的に高めていきます。

(4)新代理店手数料体系の導入

・収入保険料規模等を中心とした保険会社への貢献度により 手数料ポイントが決定されるというこれまでの仕組みを抜 本的に見直し、2009年7月より代理店がお客さまとの関係 で果たすべき業務の達成水準を会社が評価して手数料ポイントを決定する仕組みに変更しました。この代理店手数料 体系を活用し、募集業務の品質をより一層高めていきます。

(5)お客さま信頼スタンダードの徹底

・お客さまから寄せられたご意見等に基づいた代理店業務の標準モデルとして「お客さま信頼スタンダード」を定めています。丁寧で親切かつわかりやすい商品説明、事故発生時の対応など、お客さまにご安心・ご満足いただくための代理店業務を具体的に明示し、お客さまから信頼され選ばれる代理店を目指す取り組みを徹底していきます。

(6)保険金支払業務プロセスの標準化

・事故対応における標準的な業務プロセスを策定しました。 このプロセスに則って事案対応を行うことによって「迅速か つ適正な保険金のお支払い」を従来以上に追求するととも に、お客さまの期待に応えるサービスの実現を目指します。

お客さまにご満足いただくために

当社は、「お客さまに最も身近で信頼される損害保険会社」を目指し、全社員がお客さまの声に真摯に耳を傾け、お客さま満足度の向上に向けて会社業務全般の改善に取り組んでいます。

「お客さまの声」への対応

「お客さまの声」対応基本方針

当社は、2008年4月に「お客さまの声」対応に関する姿勢を明確にするため、経営理念をもとに「お客さまの声」対応基本方針を策定しました。「お客さまの声」をもとに商品・サービスや会社業務全般の品質を改善し、また「お客さまの声」対応プロセスを継続的に改善することで、「最も身近で信頼されるリテール損害保険会社」としての社会的責任を果たすとともに、お客さま本位の事業展開を実現します。

「お客さまの声」対応基本方針

「お客さまの声」を積極的に受け止め、安心を 実感していただける的確で誠実な対応を行うと ともに、お客さまにとってわかりやすい商品とご 満足いただけるサービスの提供に活かします。

「ISO10002」規格への自己適合宣言

「お客さまの声」への対応プロセスを全社で標準化するために、国際標準化機構(ISO)において発行された苦情対応マネジメントシステム「ISO10002(品質マネジメント - 顧客満足 - 組織における苦情対応のための指針)」に準拠した苦情対応態勢の仕組みの見直しを図りました。

そして、当社の「お客さまの声」対応が「ISO10002」 に適合していることを第三者の支援を得て自ら確認し、 創立100周年となる2008年7月1日に自己適合宣 言を行いました。

「ISO10002」は2004年に発行された国際規格です。 苦情対応のためのガイドライン(指針)を示すものであり、 審査登録機関による第三者認証制度は存在せず、企業自 らの責任で適合を宣言することができます。

「お客さまの声」をお聴きする仕組み

「お客さまの声」の受付窓口

当社ではお客さまのご契約を担当する代理店を通じて、また全国の営業店や損害サービスセンターの各拠点、テレフォンサービスセンターなどのお客さま相談窓口等で「お客さまの声」を承っています。特に苦情に関しては、関連部門とも連携し、迅速かつ適切な対応を行っています。

なお、いずれの窓口にご連絡いただきましても専門スタッフが責任をもって対応しています。

最寄りの営業店・損害サービスセンター (P.118「店舗の一覧」をご参照ください。)

ご契約に関するご質問やご相談は最寄りの営業店に、事故の経過確認・解決についてのご相談はお客さまの事故対応を担当する損害サービスセンターにお問い合わせください。(受付時間 9:00~17:00・土日祝除く)

テレフォンサービスセンター(0120-25-7474) 万一のときの事故受付をはじめ、商品や営業サービス、事故サービスに関するご照会などをいつでもお 気軽にご相談いただけるよう「テレフォンサービスセンター」を設置し、休日・夜間でも専門スタッフが対応しています。(受付時間 24時間365日)

・2008年度受付件数 136 342件(うち苦情 2,267件)

お客さま相談室(0120-17-2424)

本社のお客さま相談対応窓口として「お客さま相談室」を設置しています。お客さまからの各種商品内容やサービス内容に関するご照会、当社の営業活動や事故対応等に係るご意見・ご要望および当社や当社代理店へのご不満に専門スタッフが対応しています。(受付時間 9:00~17:00・土日祝除く)

・2008年度受付件数 8 848件(うち苦情 1,039件)

ホームページ照会窓口

(http://www.nisshinfire.co.jp)

当社ホームページ上にお客さまからのご照会専用窓口を設置し、商品やサービスあるいは損害保険全般についてのお問い合わせや、日新火災へのご意見などを承っています。

お客さまにご満足いただくために

お客さまアンケートの実施

当社ではお客さまの満足度やご意見をお聴きする取り組みとして、2004年度から自動車保険のご契約者を対象に「お客さまアンケート」を実施しています。2008年度のアンケートは全国の自動車保険のご契約者の中から無作為に抽出した3,000名を対象に実施し、818名のお客さまからご回答をいただきました。

調査項目は「自動車保険の選択理由」をはじめ、「契約時のご説明に対する満足度」や「今後の代理店との取引継続意向」など、全42項目にわたっています。

「代理店に求める能力・対応」では、2007年度と同様、「事故時の対応力」が最も大きな割合を占めていますが、「豊富な知識」や「商品説明のわかりやすさ」「自分にあった商品の提案力」など、商品に関わる内容も大きな割合を占めていることから、お客さまに商品内

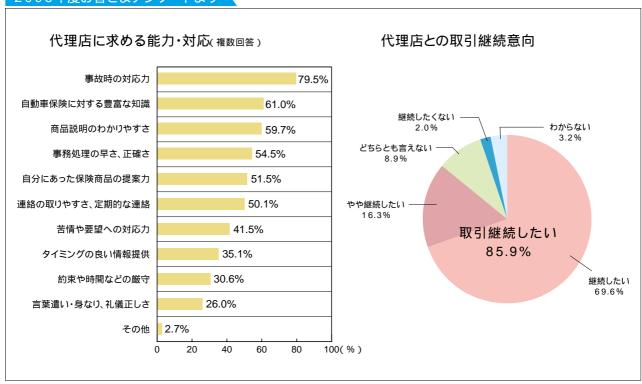
容やご契約内容をわかりやすくご説明できる販売ツールや説明資料の開発・活用に努めています。

具体的には、文字が大きく見やすい「インターネット 約款」、ご好評の「ご契約内容確認マップ」の更なる改善、 個人向け商品を中心とした「わかりやすい証券」など に「お客さまの声」を反映しています。

また「今後の代理店との取引継続意向」については、約85.9%のお客さまから「継続を希望する」との回答をいただきました。その中には、「信頼できる」「契約者の立場で考えてくれる」「親切・丁寧で安心」といった声も数多く寄せられました。

今後とも当社はアンケート等を通じてお客さまニーズの把握に努め、代理店とともにお客さま満足を追求し、サービス向上を図っていきます。

2008年度お客さまアンケートより



「お客さまの評価」アンケート

保険契約時や保険金支払時などにおける、当社および代理店のお客さま対応に関する評価を直接お聴きする「お客さまの評価」アンケートを実施しています。

保険契約時のアンケートはインターネット上にて、 保険金支払時のアンケートは郵送にて実施しており、 それぞれ毎月約200名、2,000名のお客さまからご 回答をいただいています。

お客さまからいただいたご意見や分析結果につき ましては、今後の業務改善に活用していきます。

お客さまからの苦情への対応

「苦情」とは

当社では、苦情を「お客さまから不満足の表明があったもの」と定義し、幅広く受け止めています。寄せられた苦情には、迅速かつ丁寧に対応するとともに、お客さまからの貴重なご意見として業務改善にいかしています。

「お客さまの声(苦情)」受付状況

当社では全国の拠点から全社員が入力可能な「お客さまの声活用システム」を稼動させるなど、全社を挙げて積極的に「お客さまの声」を把握し、その内容を登録する取り組みを行っています。なお、苦情受付件数や苦情事例・改善事例などはホームページにも開示しています。

(当社ホームページ: http://www.nisshinfire.co.jp)

2008年度苦情受付件数

	2008年度計
1.契約·募集行為	-
(1)商品内容(補償内容等)	11
(2)契約継続手続き(手続き漏れ・遅れ等)	341
(3)募集行為(お客さまへの意向確認不足等)	494
(4)契約内容・条件などの説明不足・誤り	277
(5)契約の引受(条件・制限等)	44
(6)保険料の計算誤り	89
(7)接客態度	93
(8)帳票類(申込書・請求書・パンフレット等)の内容	48
(9)その他	120
小 計	1,517
2.契約の管理・保全・集金	-
(1)証券未着・誤り	447
(2)分割払・口座振替対応	116
(3)契約の変更手続き	370
(4)契約の解約手続き	392
(5)満期返れい処理(手続き遅延、返れい金額等)	17
(6)接客態度	11
(7)その他	177
小 計	1,530
3.保険金	-
(1)保険金のお支払い金額	665
(2)対応の遅れ・対応方法	937
(3)保険金お支払いの可否	56
(4)接客態度	529
(5)その他	5
小 計	2,192
4.その他(個人情報の取り扱いに関する苦情を含む)	190
合 計	5,429

中立・公正な立場で問題を解決する 損害保険業界関連の紛争解決機関

(社)日本損害保険協会の損害保険調停委員会

日本損害保険協会では、そんがいほけん相談室において、損害保険全般に関する相談や苦情を受け付けています。そんがいほけん相談室は、損害保険会社に苦情の解決を依頼するなど、適正な解決に努めますが、当事者間で問題の解決がつかない場合に対応するため、中立・公正な立場から調停を行う損害保険調停委員会が設けられています。苦情のお申し出から、原則として2ヵ月を経過しても問題が解決しない場合、苦情をお申し出になられた方のご希望により損害保険調停委員会をご利用いただけます。

詳しくは、同協会のホームページをご参照ください。 (http://www.sonpo.or.jp)

(財)自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争の、公正かつ的確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、(財)自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取り扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページをご参照ください。 (http://www.jibai-adr.or.jp)

(財)交通事故紛争処理センター

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談・和解のあっせんおよび審査を行う機関として、(財)交通事故紛争処理センターがあります。専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

詳しくは、同センターのホームページをご参照ください。(http://www.jcstad.or.jp)

お客さまにご満足いただくために

「お客さまの声」を施策にいかす取り組み

お客さまサービス部

お客さまからお寄せいただいた苦情やアンケートなどのご意見については、「お客さまの声」を施策にいかすための専任組織であるお客さまサービス部において一元管理し、苦情再発防止策を検討するとともに、業務プロセスや商品の改善など当社の施策に役立てていきます。

お客さまの声をかたちに。委員会

お客さまにご満足いただけるサービス提供を実現するため、社長を委員長とする取締役会委員会「お客さまの声をかたちに。委員会」を設置しました。

本委員会は、「お客さまの声」をもとに商品・サービスや会社業務全般の品質改善の取り組みを統括、推進しています。

お客さまの声活用システム

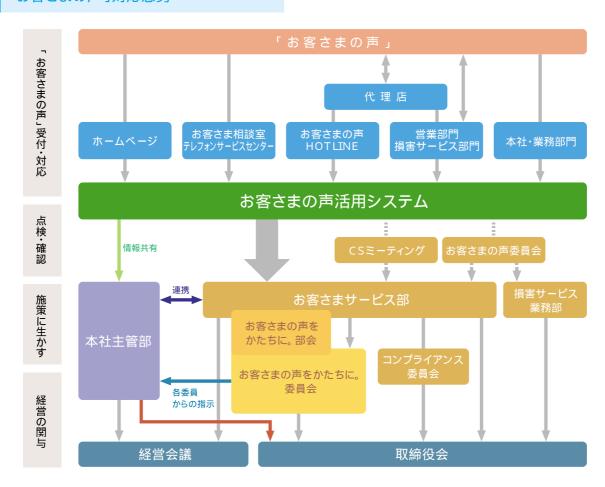
「お客さまの声」や「代理店の声」、またお客さまの 視点に立った「社員の声」などを一元管理するために、 2005年8月からお客さまの声活用システムを稼動し ています。受付情報および対応経過も全て一元管理 され、閲覧が必要な社員は即時に情報共有することが できます。

・2008年度入力総件数 6 941件

お客さまの声委員会

損害サービス部門における苦情への対応や保険金をお支払いできなかった事案の点検などを行うため、「お客さまの声委員会」を本社および各損害サービス部に設置し、適正かつ円滑な保険金支払いに努めています。

「お客さまの声」対応態勢



「お客さまの声」をもとに実施した改善事例

お客さまの声(苦情、ご意見、ご要望)

改善事例

事例1「休日・夜間でも契約内容変更の手続きをしてほしい」という声への改善策

子どもが急に車の運転をすることになったので、 年齢条件の変更をしたい。休日のため代理店 とは連絡が取れない。 休日や営業時間外に自動車保険のご契約内容の変更手続きを行う「日新火災異動受付センター」(フリーダイヤル0120-616-898/営業時間:平日9:00~20:00、土日祝日9:00~17:00)を設置しました。 異動受付センターでは事務手続きを簡略化し、電話でお手続きが完了する体制を整えました。

事例2「約款が読みづらい」という声への改善策

自動車保険の約款の文字が小さすぎて読みづ らい。また保険用語が難しくてわかりにくい。 インターネットのWeb上に、大きな文字でご覧いただける「インターネット約款」(http://www.net-yakkan.com)を開発しました。操作は簡単で、従来の紙の約款では実現できなかった"わかりやすさ"を追求しています。保険約款以外にも、保険証券に記載されている内容を簡単にご説明した「保険証券ガイド」や、主な補償内容や注意事項などを解説した「シーン別簡単説明」などもご覧いただけます。

事例3「休日・夜間でも事故対応してほしい」という声への改善策

休日は事故の受付をするだけで、専門の社員の 対応や連絡が休み明けになるのはおかしい。 休日や夜間の自動車事故に対応するために「安心サービスセンター」を開設しました。「安心サービスセンター」では、翌営業日を待つことなく、実際に事故に遭われたお客さまや被害者の方へのご連絡をはじめ、病院や整備工場との打ち合わせなどの初期対応を行っています。

事例4「ドライビングサポート24の電話が待たせすぎる」という声への改善策

ドライビングサポート24を依頼したくて電話をしたが、待たせすぎだ。もっと短時間で対応できないか。

「お客さまの声」をいただいた当時は、テレフォンサービスセンターにて受け付けた後、ドライビングサポート24の担当窓口へ電話を転送しておりましたが、2009年4月より新たに専用のフリーダイヤル窓口(0120-097-365)を設け、お客さまからドライビングサポート24へ直接ご連絡していただくことで待ち時間の短縮を図りました。

事例5「自動車保険をもっとシンプルに」という声への改善策

自動車保険は特約や割引等の種類が多すぎて わかりにくい。 もっと簡単にしてほしい。 これまでに寄せられた「お客さまの声」を反映し、2008年11月、各種費用保険金の廃止や特約の整理・統廃合(全体で約2割の削減)など商品内容の大幅な見直しを行い、わかりやすさの向上を目指しました。(詳しくはP.10をご覧ください)

トピックス

新総合自動車保険「VAP」を発売

当社は、2007年4 月にスタートさせた 中期経営計画に基づ き、お客さまの視点か らあらゆる業務の見



直しを進めていますが、「お客さまの視点に立ったわかりやすくご納得いただける商品の提供」を実現するものとして、新総合自動車保険「VAP」を開発し、2008年11月1日より販売を開始しました。

当社は、2007年6月より東京大学大学院ものづくり経営研究センターと、製造業の知見を損害保険に応用した、お客さま対応品質の向上を図るための共同研究を進めています。今回の「VAP」の開発では、製造業の商品開発・生産プロセスにおけるものづくりのノウハウを応用し、「100%確実に商品説明ができ、100%確実に保険金支払ができる」ことをコンセプトとして、お客さまにわかりやすい商品の開発を目指しました。

当社は、これまでも、わかりやすい商品の実現のためのインフラの整備として、2005年10月に「ご契約内容確認マップ」および「事故体感ツール」を、さらに2006年11月に「インターネット約款」をリリースしており、今回開発した「VAP」は、さらに一歩先を行くわかりやすさの実現を目指したものです。

商品の開発にあたっては、「お客さまが求める補償は何か」「お客さまが常識的に保険で補償されていると感じている補償は何か」といった視点で分析を行い、たとえば歩行者などの交通弱者にケガをさせてしまった時に適用される交通弱者補償特約を開発しました。一方で、各種特約について抜本的な見直しを行い、自動車リスクと関係が薄くニーズの小さい特約を廃止しました。

当社は、これらの商品やツールを通じて、お客さま 本位の業界トップランナーを今後もより一層目指して いきます。

代理店の商品説明話法を競う「トークコンテスト」を開催

2009年2月17日、日新火災TALKクラブ(日新火災の中核を担うプロ代理店等で構成される組織)は、「自動車保険継続時の説明話法」を競う「トークコンテスト」を、日新火災本社にて開催しました。

本コンテストは、代理店のお客さま(契約者)に対する適切な商品説明スキルや販売スキルの向上を狙いとして昨年度から始めたもので、全国9ブロックの予選を勝ち抜いたTALKクラブ会員である代理店9店が参加しました。

会場では、同じ場面設定の下で30分以内に自動車 保険の継続手続きを完結するよう、お客さまのニーズ にあわせた補償内容説明や契約手続きのプロセス等 をロールプレイング方式で再現しました。どの代理店 もそれぞれに工夫をこらしながら、日新火災が用意し た各種ツールや代理店オリジナルのツールを使い、お 客さまの立場に立ったわかりやすい説明を行いました。

審査は、「説明と確認」「ニーズ把握と補償内容の設定」「アフターフォロー」等の審査項目のほか、テンポの良さ、言葉遣い、親しみやすさ等あらゆる観点から行われました。

優勝者は、東北ブロック代表である「やまがたホケンセンター」の有路結さんとなり、審査員から「はっきりした口調でテンポが良い」「伝えるべきことを明確に伝えている」「質問に対して正確な回答ができている」等の高い評価を受けました。トークの内容は映像化し、お客さまにご満足いただける販売品質の確保と向上を図るための代理店教材として活用するほか、今後の販売ツール類等の改善に向けた参考材料として利用しています。





「規模から機能」「量から質」へ 代理店手数料体系を改定

当社は、2009年7月以降始期契約に対して適用する新しい代理店手数料体系を決定し、2008年4月より社内および代理店に対する説明会等の開催を開始しました。

現在、「募集新時代」と表現されるほど、保険募集環境は劇的に変化していますが、当社ではこの新時代にふさわしい新しい代理店手数料体系を決定しました。

新代理店手数料体系の基本的なコンセプトは、代理店手数料を「規模を含めた保険会社への貢献度に対する対価」という位置付けから、「代理店がお客さまとの関係で果たすべき業務とその機能に対する対価」という位置付けに抜本的に変更することです。

具体的には、 代理店の運営について、代理店の特性や保険販売方針に応じた選択肢を用意する、 手数料の構成を「業務評価基準手数料」と「収益基準手数料」の2本立てとする、「業務評価基準手数料」は、代理店としての実務能力や業務の達成水準を会社が評価して算出する、といったものです。

当社は、この代理店手数料体系を活用し、引き続き「お客さまの信頼を勝ち得る販売網の確立」を推進していきます。

苦情対応マネジメントシステム「ISO10002」への自己適合宣言を実施

当社は、苦情対応の国際規格「ISO10002」(品質マネジメント・顧客満足・組織における苦情対応のための指針)に適合した苦情対応態勢を構築したことを自ら確認し、2008年7月1日、自己適合宣言を行いました。

この宣言は、国際規格に沿った苦情対応態勢を適切に運用し続けることを社内外に明示するとともに、この宣言を機に「お客さまの声」を業務改善、対応品質の向上にいかす取り組みをより一層強化することにより、更なるお客さま満足度の向上を目指すことを目的としています。

今般、当社の苦情対応態勢が「ISO10002」の規格に適合していることを自ら確認するとともに、社団法人消費者関連専門家会議(ACAP)理事長等を歴任された酪農学園大学非常勤講師の鍋嶋詢三氏から第三者意見を得ました。

今後もお客さま満足の実現に向け、「お客さま本位」 の商品とサービスの向上を目指し、継続して苦情対応 態勢を強化していくとともに、「お客さまの声」を施策 にいかす取り組みを積極的に展開していきます。

100周年記念「写真コンテスト」を開催

当社は、創立100周年 記念事業の一環として「 事火災100周年記念 真コンテスト」を開催した。 本コンテストは、 本コンテストは、 を立まなの当社の歩か全まるの皆さまなのをさまなのをさまなののです。 を込めて、お客さまをした め広いただける企った 実施したものです。



「わたしが感じる『安心』、『やすらぎ』」をテーマに募集を行い、お客さまをはじめとした一般の方、1,415名の皆さまから2,971点ものご応募をいただきました。

審査は、特別審査委員に写真家の川合麻紀氏を迎えて行われ、最優秀賞(1点)優秀賞(5点)住作(10点)の各賞を決定しました。最優秀賞には、稲葉有紀さんの作品「おひるね」が選ばれました。

今回ご応募いただいた作品の被写体は、人物、動植物、建物、風景などさまざまでしたが、その中でも、人物の写真が多く見られました。家族との触れ合いや地域の方との関わりなど、身近な生活の中に「安心」「やすらぎ」を感じる場面が数多くあることを教えてくれています。

当社においても、今回のテーマである「安心」「やすらぎ」をお客さまにご提供できるよう、お客さまに最も身近で信頼される損害保険会社の実現をより一層目指していきます。



最優秀賞 稲葉有紀さん「おひるね」

トピックス

100周年記念チャリティー募金イベントを実施

当社は、創立100周年記念事業の一環として、東京本社、さいたま本社において「交通遺児のためのチャリティー募金」イベントを開催し、ご協力いただいた寄付金(311,034円)を「財団法人交通遺児育成基金」へ寄付しました。

このイベントは、一般の方や社員から寄付金を募り、 寄付にご協力いただいた方にお礼として、当社の社員 から集めた中古の本やCD等(約3,000点)の中から 好きなものを選んでいただくというものです。当社東 京本社のある御茶ノ水は、音楽・楽器関係の店舗が多く、 書籍街にも隣接しており、その立地上の特色をいかし た取り組みとなりました。

開催期間中は、晴天にも恵まれ、本社ビル前に設置したイベント会場には、一般の方々や日新火災グループ会社社員など多くの方にお立ち寄りいただき、当初の予想を超える寄付金が集まりました。この寄付金は、交通事故で父親や母親を亡くした子どもたち(交通遺児)の生計維持に役立てられます。





左から(財)交通遺児育成基金 高島専務理事、当社 花村取締役

京都古文化保存協会へ消火器を贈呈

当社は、創立100周年記念事業に関連して、神社仏閣等の貴重な文化財を火災の被害から守るため、「財団法人京都古文化保存協会」へ消火器および社名入り格納箱250セットを寄贈しました。

当社は2008年7月1日に「日新火災海上保険株式会社百年史」を刊行しましたが、その際に社員・退職者等の個人頒布希望者から寄付金を募り、集められた金額にさらに上乗せし、この度の寄贈となりました。

1966年(昭和41年)にも当社は同協会に消火器40基を寄贈しており、今回の寄贈は2回目となります。「消火設備がまだ十分ではない寺社に重点的に配置したい」という同協会の意向を受け、京都府下の寺社等へ順次配置される予定です。



左から(財)京都古文化保存協会 菅原理事長、 当社 宮島社長、花村取締役

社会貢献活動

2009年3月、社会貢献活動の一環として、2008年度に全国から寄せられた、使用済み切手・プリペイドカード・未使用切手を「社団法人日本キリスト教海外医療協力会」をはじめ3団体に寄贈しました。

使用済み切手は、海外の保健医療事情に恵まれない地域に医師や看護師・保健師などの医療従事者を派遣するための費用や、現地の医療従事者に対する学資援助の一部として役立てられます。使用済みカード類は、農村の生活改善や人材育成を始めとしたカンボジアにおける活動資金として、また未使用切手は、骨髄バンクのドナー登録の募集等のために利用されています。

また、2008年12月、ケニア共和国のワンガリ = マータイ氏が主催するグリーンベルト運動(植林活動)に役立てていただくため、毎日新聞社に947,791円(環境配慮型自動車保険「アサンテ」に係る寄贈額95,400円、インターネット約款に係る寄贈額352,391円を含む)を寄託しました。

当社は、今後も社員の理解と協力のもと、積極的な社会貢献活動を続けていきます。

経営について

東京海上グループ概要	14
経営戦略 ————————————————————————————————————	16
代表的な経営指標	19
2008年度の事業概況	24
内部統制基本方針 ————————————————————————————————————	26
コーポレート・ガバナンスの状況 ――――	28
CSRの取り組み	30
コンプライアンスの態勢	32
情報開示 ————————————————————————————————————	33
勧誘方針 ————————————————————————————————————	33
リスク管理	34
資産運用 ————————————————————————————————————	38
お客さま情報への対応 ―――――――	39
反社会的勢力等への対応に関する基本方針 ――	 42
募集制度 ————————————————————————————————————	—— 43

東京海上グル - プ概要

東京海上ホールディングスの業務内容

東京海上ホールディングスは、グループ全体の経営戦略・計画立案、グループ資本政策、グループ連結決算を担うとともに、コンプライアンス・内部監査・リスク管理等の基本方針を策定し、各事業子会社の経営管理を行っています。また、上場企業としてIR・広報および、CSR推進機能を備えています。

これにより、企業価値の最大化に向けて、中長期的なグループ戦略の立案と収益性・成長性の高い分野への戦略的な経営資源の配分を行い、グループ全体の事業の変革と事業子会社間のシナジー効果を追求します。

東京海上ホールディングスが直接出資する会社

(2009年7月1日現在) 東京海上日動 日新火災 イーデザイン損保 東京海上日動あんしん生命 東京海上日動フィナンシャル生命 東京海上ホールディングス(上場持株会社) ミレア日本厚生 東京海上日動あんしんコンサルティング 東京海上日動キャリアサービス 東京海上日動サミュエル 東京海上日動ファシリティーズ 東京海上日動メディカルサービス 東京海上日動リスクコンサルティング ミレア・モンディアル 東京海上不動産投資顧問 Tokio Marine Americas Corporation Tokio Marine Seguradora S.A. Tokio Marine Asia Pte. Ltd. Tokio Marine Bluebell Re Limited

東京海上グループの事業領域と主なグループ会社

(2009年7月1日現在)

東京海上日動あんしん生命

東京海上日動フィナンシャル生命

[リスクコンサルティング事業]

東京海上日動リスクコンサルティング

[総合人材サービス事業]

東京海上日動キャリアサービス

[ファシリティマネジメント事業]

東京海上日動ファシリティーズ

[トータルヘルスケアコンサルティング事業]

東京海上日動メディカルサービス

[シルバー事業]

東京海上日動サミュエル

東京海上日動ベターライフサービス

[アシスタンス事業] ミレア・モンディアル

東京海上日動あんしんコンサルティング

お客様

国内損保事業

東京海上日動

イーデザイン損保

ミレア日本厚生

日新火災

国内生保事業

金融事業

一般事業

東京海上アセットマネジメント投信 (投資顧問・投資信託業務) 東京海上キャピタル (プライベートエクイティ投資業務) 東京海上フィナンシャルソリューションズ (デリバティブ・証券業務) 東京海上不動産投資顧問 (不動産投資顧問業務)

等

海外保険事業

Philadelphia Consolidated Holding Corp.

Tokio Marine Americas Corporation

Tokio Marine Management, Inc.

Tokio Marine Seguradora S.A.

Tokio Marine Europe Insurance Limited

Tokio Marine Asia Pte. Ltd.

東京海上日動火災保険(中国)有限公司

Tokio Millennium Re Ltd.

Tokio Marine Global Ltd.

Kiln Group Limited

Tokio Marine Bluebell Re Limited

海外拠点:36の国・地域、399都市

₩駐在員数:173名

現地スタッフ数:約14,600名

クレームエージェント数:250の国・地域

(2009年3月31日現在)

経営戦略

東京海上ホールディングスの経営戦略

東京海上グループは、全世界のグループ会社におけるCSR経営の実行を通じて、お客様をはじめとするさまざまなステークホルダーへ提供する価値を向上させ、社会とともに持続的に成長・発展し、グループ企業価値を永続的に高めていきます。

2009年4月からスタートした3ヵ年のグループ中期経営計画「変革と実行 2011」では、厳しい事業環境のもとでも 持続性のある成長を実現していくために、グループ各社が提供する商品・サービス、業務プロセスがお客様から「品質」 で選ばれ、かつグローバルに競争力を発揮できる態勢の構築を目指していきます。

中期経営計画「変革と実行 2011」

1. 全体像

中期経営計画「変革と実行 2011」で東京海上グループが目指す姿は、「お客様に品質で選ばれ、成長し続ける『グローバル企業グループ』」であり、以下に掲げる2つの戦略骨子のもと、企業価値の最大化を実現していきます。



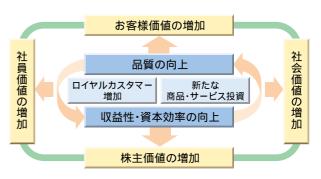
長期ビジョン(2015年までに目指す姿) 世界トップクラスの保険グループ

ここでいう「品質」とは、商品・サービスのわかりやすさや利便性、正確で迅速な業務プロセス、財務の健全性等、東京海上グループのあらゆる事業活動に関わる「品質」を意味し、「品質」の向上が持続可能な収益成長のために最も重要であると考えています。

^{*}ERM:Enterprise Risk Management

(1) 品質」の向上を起点とする「持続可能な収益成長」

東京海上グループが持続的に成長するためには、 グループ内の全ての会社が「品質」の向上を起点と する右記の「拡大成長サイクル」を実現することが 必要であり、この循環を通じて全てのステークホル ダーの価値を持続的に増加させていきます。



「品質」の向上を起点とする「拡大成長サイクル」

(2)グローバルベースの経営・管理態勢の強化

国や地域に関係なく、全てのステークホルダーに高い価値提供を行い、さらにその実現のためにグループ内の経営資源をボーダレスに活用できる経営・管理態勢を構築・強化していきます。

中でも、今後、会計基準や保険会社の監督規制等が大きく変わろうとしていることを踏まえ、「リスクベース経営 (ERM)」に必要なインフラ構築に特に強力に取り組んでいきます。

2. 定量ビジョン(数値目標)

中期経営計画(2011年度)では、修正利益2,200億円、修正ROE6%以上を目指します。

また修正利益に占める各事業の構成比率は、中核事業である国内損害保険事業が全体の半分以上を占める一方で、 海外保険事業および国内生命保険事業をさらに拡大させ、全体としてバランスの取れた事業ポートフォリオの構築に 一層注力していきます。

		事業ドメイン	2007年度実績	2008年度実績	2009年度計画	2011年度に目指す姿 (定量ビジョン)
	玉	内損害保険事業	994億円	51億円	380億円	1,150億円
		東京海上日動	1,002億円	169億円	490億円	1,150億円
		日新火災	8億円	107億円	10億円	50億円
		その他		11億円	120億円	50億円
	玉	内生命保険事業	151億円	572億円	210億円	400億円
修		東京海上日動あんしん生命	291億円	60億円	240億円	350億円
正		東京海上日動フィナンシャル生命他	139億円	512億円	30億円	50億円
修正利益	海	外保険事業	297億円	208億円	530億円	600億円
一一一		損害保険事業	246億円	232億円	530億円	570億円
		元受	81億円	33億円	330億円	400億円
		再保険	165億円	199億円	200億円	170億円
		生命保険事業	65億円	7億円	20億円	60億円
	金	融•一般事業	10億円	211億円	60億円	50億円
	グ	ループ合計	1,432億円	525億円	1,060億円	2,200億円
	グ	ループ合計ROE	3.5%	1.7%	4.1%	6.0%以上

収益・ROEは、企業価値を的確に把握し、その拡大に努める観点から「修正利益ベース」で定めます。 海外保険事業合計では、内訳には賦課されていない費用を差し引いています。

<修正利益の定義>

(1)損害保険事業

修正利益 = 当期純利益+異常危険準備金等繰入額+価格変動準備金繰入額

- ALM債券・金利スワップ取引に関する売却・評価損益 - 保有株式・不動産等に関する売却損益・評価損 - その他特殊要素(各調整額は税引き後)

(2)生命保険事業

修正利益 = エンベディッド・バリューの当期増加額 - 増資等の資本取引

(一部の生保については(3)の基準により算出(利益については本社費等を控除))

(3)その他の事業

財務会計上の当期純利益

経営戦略

日新火災の中期経営計画

当社は、2007年4月から、5ヵ年の中期経営計画をスタートさせました。この計画は、2008年度までを前期、2009年度以降を後期として策定しています。前期の締めくくりにあたる2008年度は、ものづくりの知見をいかした新自動車保険の投入、商品ラインナップの整理、損害サービス部門の業務プロセスの標準化などにより、当社独自のお客さま本位のビジネスモデルを発展させる取り組みや内部統制の強化を実現してきました。

後期がスタートする2009年度につきましても、損害保険業界におけるお客さま本位のトップランナーの実現に向けて、課題を着実に遂行していきます。

中期経営計画の目指す姿

- 1 一番誠実で真面目な、また内部統制が最も貫かれた「お客さま本位の保険会社」として、損害保険業界のトップランナーとしての位置を占める企業
- 2 国内のリテール損害保険市場において「損害保険業」から「損害保険サービス業」へと業務全般のあり方を見直し、 お客さまのニーズや信頼に効果的にお応えできる企業
- 3 東京海上グループ各社との共同取り組みによって業容の拡大を達成し、東京海上グループの一員としてより存在感のある企業
- 4 独自のビジネスモデルを用いて成長力を維持し、より効率的に事業運営を行う企業
- 5 社員が「お客さま本位」の理念を共有し、自らの業務に具体化している企業

中期経営計画の概要

1.お客さま本位の事業展開

お客さまのニーズに合致し、シンプルでわかりやすい商品の提供や丁寧でわかりやすい募集ツールの整備、代理店 指導の強化とカスタマーサービスセンターの業務拡大による均質で高品質な説明態勢の強化、親身で丁寧な損害 サービスの提供と公正で適正な保険金支払いなど、募集から保険金支払いに至るまでの全ての業務プロセスを見直 していきます。

2.事業展開を支えるインフラの充実・効率化

事業の土台となる人材の育成やサービス基盤と考えている店舗機能のお客さま視点での見直し、カスタマーサービスセンター機能の充実、インターネットの活用、機能に重点を置いた代理店制度の構築、損害サービス体制の強化、財務力の充実、全てのサービス提供において適正な業務遂行を確保するための態勢強化に加え、お客さまサービス力の拡大に向けた効率化に取り組みます。

3.内部統制の強化

内部統制や内部監査等の態勢強化により、代理店の業務を含む当社全体の業務を横断的にチェックするとともに、内部統制基本方針に則った業務運営がなされているかという観点から各部門の業務の監督を行い、「業務の有効性および効率性」「財務報告の信頼性」「事業活動に関わる法令等の遵守」ならびに「資産の保全」という内部統制の4つの目的が達成されているとの合理的な保証を確保していきます。また、個人情報保護に配慮した上での苦情の公表や当社に係る不祥事件の公表など、当社にとってのマイナス情報をも公開し、企業運営の透明性を拡大していくことに取り組みます。

代表的な経営指標

2008年度 代表的な経営指標

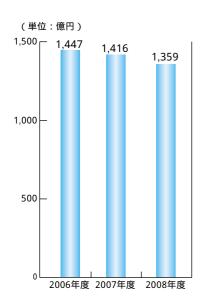
年度	2007年度(平成19年度)	2008年度(平成20年度)
正味収入保険料(対前期増減率)	141,684百万円(2.1%)	135,916百万円(4.1%)
正味損害率	61.4%	62.6%
正味事業費率	37.1%	38.4%
保険引受利益(対前期増減率)	637百万円(-)	3,231百万円(-)
経 常 利 益(対前期増減率)	2,622百万円(302.2%)	16,179百万円(716.9%)
当 期 純 利 益(対前期増減率)	1,962百万円(363.5%)	10,315百万円(625.6%)
ソルベンシー・マージン比率	899.3%	737.9%
総産産	481,808百万円	443,040百万円
純 資 産 額	86,549百万円	64,483百万円
その他有価証券評価差額	21,665百万円	7,293百万円
破綻先債権	566百万円	2,249百万円
Uスク管理債権の状況 延滞債権の状況	724百万円	908百万円
理債 3カ月以上延滞債権	- 百万円	- 百万円
が	175百万円	994百万円
リスク管理債権額	1,465百万円	4,152百万円
分 類	3,231百万円	2,576百万円
産 の 自 引	780百万円	1,225百万円
資産の自己査定 分類 分類	1,620百万円	2,364百万円
分類額計(+ +)	5,633百万円	6,166百万円

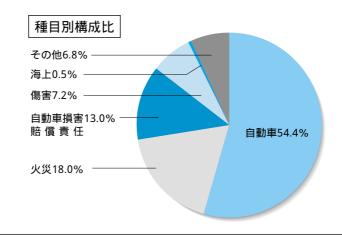
代表的な経営指標

正味収入保険料(対前期増減率)

1,359億円(4.1%)

正味収入保険料の推移





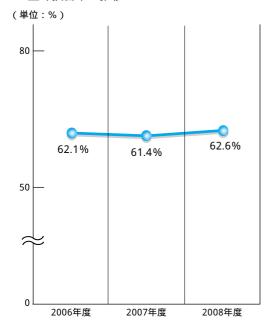
正味収入保険料

ご契約者から直接受け取った保険料(元受保険料)に、保険金支払負担平均化・分散化を図るための他の保険会社との保険契約のやりとり(受再保険料および出再保険料)を加減し、さらに将来ご契約者に予定利率を加えて返れいすべき原資となる積立保険料を控除した保険料です。

正味損害率

62.6%

正味損害率の推移



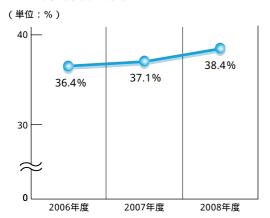
正味損害率

正味収入保険料に対する支払った保険金の割合のことであり、 保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。 具体的には、損益計算書上の「正味支払保険金」に「損害調査費」 を加えて、前述の「正味収入保険料」で除した割合を指しています。

正味事業費率

38.4%

正味事業費率の推移



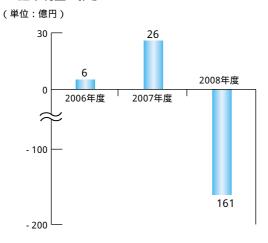
正味事業費率

正味収入保険料に対する保険会社の保険事業上の経費の割合のことであり、正味損害率と同様に保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。具体的には、損益計算書上の「諸手数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受に係る金額を加えて、前述の「正味収入保険料」で除した割合を指しています。

経常利益(対前期増減率)

161 億円(716.9%)

経常利益の推移



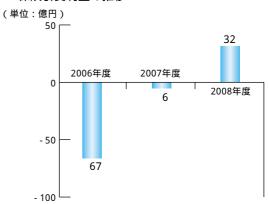
経常利益

正味収入保険料・利息及び配当金収入・有価証券売却益等の経常収益から、保険金・満期返れい金・有価証券売却損・有価証券評価損・営業費及び一般管理費等の経常費用を控除したものであり、経常的に発生する取引から生じた損益を示すものです。

保険引受利益(対前期増減率)

32億円(-)

保険引受利益の推移



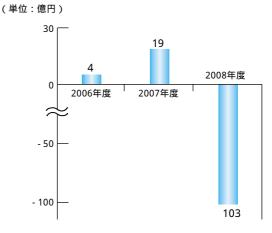
保険引受利益

正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費・満期返れい金等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものであり、保険本業における最終的な損益を示すものです。なお、その他収支は自賠責保険等に係る法人税相当額などです。

当期純利益(対前期増減率

103億円(625.6%)

当期純利益の推移



当期純利益

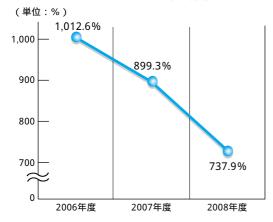
上記の経常利益に固定資産処分損益や価格変動準備金繰入額等の特別損益・法人税及び住民税・法人税等調整額を加減したものであり、事業年度に発生した全ての取引によって生じた損益を示すものです。

代表的な経営指標

ソルベンシー・マージン比率

737.9%

ソルベンシー・マージン比率の推移



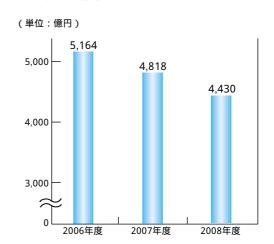
ソルベンシー・マージン比率

巨大災害の発生や、保有資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超えて発生しうる危険に対する、資本金・準備金等の支払余力の割合を示す指標です。ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標のひとつであり、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

総資産

4,430億円

総資産の推移



総資産

損害保険会社が保有する資産の総額であり、具体的には貸借対照表上の「資産の部合計」です。損害保険会社の保有する資産規模を示すものです。

取得格付(2009年7月1日現在)

スタンダード アンド プアーズ(S&P)…

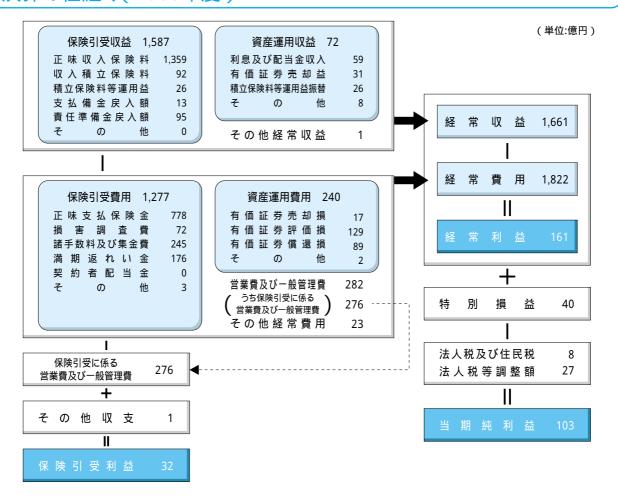
A + / 安定的 *1

格付投資情報センター(R&I)・・・・・・

A A / 安定的 *2

*1 保険財務力格付 *2 発行体格付

決算の仕組み(2008年度)



代表的な経営指標の用語説明

純資産額

損害保険会社が保有する資産の合計である「総資産額」から、責任準備金等の「負債額」を控除したものが「純資産額」であり、具体的には貸借対照表上の「純資産の部合計」です。損害保険会社の担保力を示すものです。

その他有価証券評価差額

「金融商品に係る会計基準(いわゆる時価会計)」により、保有有価証券等については、売買目的、満期保有目的などの保有目的で区分し、時価評価等を行っています。その他有価証券は、売買目的、満期保有目的等に該当しないものであり、保有有価証券等の大宗を占めています。この、その他有価証券の時価評価後の金額と時価評価前の金額との差額(いわゆる評価損益)が、その他有価証券評価差額です。財務諸表においては、税金相当額を控除した純額を、貸借対照表上の純資産の部に「その他有価証券評価差額金」として計上しています。

リスク管理債権

貸付金のうち、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロに基づき開示している不良債権額です。貸付金の価値の毀損の危険性、回収の危険性等に応じて、「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」「貸付条件緩和債権」の4つに区分されています。

自己査定

損害保険会社としての資産の健全化をはかるために、不良債権等については適切な償却・引当等の処理が必要です。自己査定は、適切な償却・引当を行うために、損害保険会社自らが、保有資産について価値の毀損の危険性等に応じて、保有資産を分類区分することです。 具体的には、債務者の状況及び債権の回収可能性を評価して、資産を回収リスクの低い方から順に、、、、、 の4段階に分類します。 このうち、分類は、回収の危険性または価値の毀損の可能性について問題の無い資産です。 、、 分類は、何らかの回収の危険性または価値の毀損の可能性がある資産であり、これらの合計額が「分類額計(+ +)」です。

2008年度の事業概況

営業の経過及び成果と今後の課題

2008年度のわが国経済は、金融市場の混乱を契機とした世界的な経済情勢悪化の影響を受け、輸出の減少や個人消費の低迷等により企業収益の悪化が顕著となり、景気の後退が深刻さを増しました。

損害保険業界においては、自動車販売台数の大幅 な減少、自賠責保険の料率の引き下げや景気後退の 影響などにより保険料収入は減少しました。

こうした状況の中、当社は、保険引受および保険金支払に関して発生した問題をふまえ、適正な業務運営を徹底するとともに、2007年度からの5ヵ年の中期経営計画により「お客さま本位のトップランナー」「損害保険サービス業への再創造」をキーコンセプトに、商品・サービス、組織や業務のあり方全般をこれまで以上にお客さまの視点で変革させ、着実に事業を進めてきました。

当期の業績

経常収益は、正味収入保険料の減少や資産運用収益の減少などにより、前期に比べ28億円減少し、1,661億円となりました。

一方、経常費用は、国際的な金融市場の混乱の影響を受け、有価証券評価損や有価証券償還損が大幅に増加したことなどから、159億円増加の1,822億円となりました。

その結果、経常損益は前期と比べ、188億円減少し、 161億円の経常損失となりました。

また、特別損益は価格変動準備金を戻入れたことなどから40億円の特別利益となり、法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を控除した当期純損失は、103億円となりました。

販売網の強化

2008年度に創立100周年を迎えた当社は、この節目の年を「次の100年の礎を築く年:NEXT100」と位置付け、次の新たな100年に向け、さらなる販売品質の向上を目指すとともに、リテール市場において当社ビジネスモデルの一層の浸透を図るよう努めました。代理店の意識改革・業務力の向上を主眼に前年度実施した「販売網の変革」推進プログラムを通じて構築した適正な募集態勢を土台に、当社の経営理念やリテール市場を重視したビジネスモデルに賛同いただ

けるプロ代理店の開発に注力した結果、多くのプロ代理店に、新たなパートナーとして加わっていただくなど、お客さま本位を実践する販売網の拡充を図りました。

商品

お客さまに高品質でわかりやすい商品を提供するための取り組みを推進してきました。各種アンケートや日常いただく「お客さまの声」を一つひとつ丁寧に検証するとともに、商品コンセプトの設計段階から製造業のものづくりの知見をいかし、11月には新自動車保険をリリースしました。また、これまでさまざまなニーズにお応えしようとした結果、複雑になっていた商品・特約を大幅に整理・統合することで、お客さまにわかりやすい商品・特約のラインナップの実現を図りました。

損害サービス

保険金の支払いについては、業務改善計画を中心とした不払い再発防止策を引き続き強力に推し進め、保険金支払管理態勢および契約者保護・契約者利便を不断に改善・強化する取り組みを進めてきました。また、1月には、「迅速かつ適正な保険金の支払い」と「お客さまの期待に応えるサービスの実現」を目的として、標準的な業務プロセスを策定し、このプロセスに則った損害サービス対応を行うことにより、業務品質の向上に努めました。

内部統制

内部統制については、東京海上ホールディングス社 および東京海上日動社からノウハウの提供を受け、態 勢の強化を進めています。2008年度は、内部統制基本方針に基づき年間を通じて統制手続きの実施状況のモニタリングや、日本版SOX法への対応等を進めてきました。

当社が対処すべき課題

2009年度のわが国経済は、世界的な景気後退が続く中で、内需、外需ともに厳しい状況が続くものと見込まれています。

損害保険業界においては、国内市場の成熟化や景気後退等の影響により国内市場の拡大が期待しにくい中、収益の確保が各社の経営課題となっています。

当社は、中期経営計画で掲げる「損害保険サービス業への再創造」を進めるとともに、2009年度からスタートした東京海上グループの新中期経営計画「変革と実行 2011」における「『品質』の向上を起点とする『持続可能な収益成長』」を目指し、主要課題に対してより一層のスピード感を持って取り組んでいきます。

また当社は、事業活動のあらゆる局面において、適

正な業務運営の徹底を通じて、お客さまや社会からの信頼を向上できるよう全力で取り組むとともに、東京海上グループの一員として、リテール市場における強みを最大限にいかし、地域に根ざした代理店の育成・開発を進め、販売網、商品開発、損害サービス等の課題においてお客さま本位を実践することで、東京海上グループの企業価値の向上に繋げていきます。

2008年度に創立100周年を迎えた当社は、次の新たな100年に向け、リテール市場における確固たる地位を築いていくとともに、最も誠実で真面目な損害保険会社として、お客さま本位のトップランナーを目指し、全社一丸となって努力していきます。

保険引受の概況

保険引受収益の1,587億円のうち正味収入保険料については、全種目合計で1,359億円と前期に比べて57億円、4.1%の減収となりました。また、保険引受費用1,277億円のうち正味支払保険金については、全種目合計で778億円と前期に比べて18億円の減少となりました。ただし、正味損害率は、正味収入保険料が減収となったことなどにより、1.2ポイント上昇し、62.6%となりました。一方、保険引受に係る営業

費及び一般管理費については、276億円と2億円の減少、諸手数料及び集金費は1億円減少し245億円となり、正味事業費率は38.4%となり1.3ポイントの上昇となりました。これらに収入積立保険料、満期返れい金、支払備金戻入額および責任準備金戻入額などを加減した結果、保険引受利益が32億円と前期に比べて38億円改善することとなりました。

保険種目別の概況

保険種目	正味収入保険料	正味損害率
火災保険	244億円	34.4%
海上保険	6億円	51.2%
傷害保険	97億円	63.4%
自動車保険	739億円	65.8%
自動車損害賠償責任保険	177億円	91.1%
その他の保険	93億円	57.6%

賠償責任保険、動産総合保険、労働者災害補償責任保険、運送保険などが主なものです。

内部統制基本方針

適切な内部統制システムを構築することは取締役会の重要な責務であり、当社は、会社法および会社法施行規則ならびに東京海上ホールディングスの定める東京海上グループに係る各種基本方針等に基づき、取締役会において「内部統制基本方針」を次のとおり決定しています。当社は、本方針に従って内部統制システムを適切に構築し、運用しています。

内部統制基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに東京海上グループの各種基本方針等に基づき、以下のとおり、内部統制基本方針を定める。

- 1 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (1)当社は、東京海上グループのコンプライアンス推進に 関する基本方針に基づき、コンプライアンス体制を整 備する。

当社は、東京海上グループのコンプライアンス行動 規範および日新火災行動規範に則り、取締役が、率 先して研修等へ参加することを通じ、コンプライアン スの意識向上に努めるとともに、すべての役職員が 事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンス を遵守・実践するよう周知徹底を図る。

当社は、コンプライアンスを推進するために、体制を整備するとともに、毎年度ごとに、コンプライアンス方針およびコンプライアンスプログラムを策定し、定期的に取り組みの評価・検証を行う。また、これらを審議する機関として、取締役会の下に社外委員も含むコンプライアンス委員会を設置するとともに、全社的なコンプライアンス推進を統括する部門を設置する。

当社は、役職員の遵守すべき法令および社内ルールの具体的な内容を明示したコンプライアンス・マニュアルを整備し、全役職員に配付し研修等によりコンプライアンス・マインドの定着と高揚を図る。

当社は、コンプライアンスに係る問題等を発見した場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートの他に社内外にコンプライアンスホットライン(内部通報制度)を設け、その利用につき役職員に周知する.

- (2)当社は、東京海上グループの反社会的勢力等への対応 に関する基本方針に基づき、市民社会の秩序や安全に 脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、弁 護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的 に対応する。
- (3)当社は、東京海上グループの内部監査に関する基本方針に基づき、内部監査規程を定め、被監査部門から独

立した内部監査部門が、実効性のある内部監査を実施する。

2 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)当社は、リスク管理を推進するために、東京海上グループのリスク管理に関する基本方針に基づき、リスク管理に係る基本方針および諸施策の決定等を行うとともに、取締役会の下にリスク管理委員会を設置して、当社のリスク管理態勢の整備状況やリスク管理の推進状況の検証等を定期的に実施する。また、全社的なリスク管理を統括する部門を設置する。
- (2)当社は、リスク管理に係る基本方針の下に分類された リスクの種類ごとにリスク管理基準等を定め、リスクの 特定、評価、制御による管理を実施し、これらの状況を 定期的に検証することにより、リスク管理の実効性を 確保していく。また、大地震等の発生や長期間のコン ピュータシステム機能停止が発生した場合のコンティ ンジェンシープランの策定等を通じて、危機管理体制 を構築する。
- 3 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1)当社は、東京海上グループの経営戦略および当社の経営方針に沿った計画を策定する。この経営計画に基づき取締役会等は職務執行を行い、その遂行状況等について定期的に取締役会に報告する。
- (2)当社は、職制規程、職務権限規程により、当社の機構および職位ならびにその指揮命令の系列を定め、業務の 適正な運営と効率化を図る。
- (3)当社は、取締役会の機能を強化し経営効率を向上させるため、取締役会の下に経営会議等を設置するとともに、経営の意思決定の迅速化と責任体制の一層の明確化を図るために執行役員制度を設け、諸施策の遂行に努める。

4 顧客保護等に関する体制

当社は、お客さま本位を徹底し、お客さまの利益保護を実現するため、東京海上グループの顧客保護等に関する基本方針に基づき、顧客保護等に関する体制を整備する。

- 5 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- (1)当社は、法令および文書規程等に基づき、当社が保有する情報資産を適切に保護するための必要な方策を定め、重要な会議の議事録・稟議書類等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は適切に保存しかつ管理する。
- (2)取締役および監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとする。
- 6 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (1)当社は、グループの企業価値を最大化する観点から、 子会社に対する適切な株主権の行使を行う。また、子 会社の管理に関する規程を定め、子会社における経営 上の重要事項の決定を当社の事前承認事項とするこ と等により、子会社の経営管理を行う。
- (2)内部監査部門は、子会社の内部監査を実施し、内部管理体制等の適切性・有効性を検証し、その結果を取締役会等に報告する。
- 7 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制 当社は、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必 要な体制を整備し、有効性を定期的に評価して、その評価 結果を取締役会に報告する。
- 8 監査役の監査に関する体制
- (1)監査役への報告に関する体制

取締役は、監査役の求めに応じて、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、適時に監査役に対する報告を行うとともに、職務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。

監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べる。また、 重要な会議の議事録、取締役が決裁を行った重要な 稟議書類等については、何時にても監査役の求めに 応じて、閲覧に供する。

ホットラインの運用状況および重要な報告・相談事項については、定期的に監査役に報告を行う。

取締役および職員は、何時にても監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。

(2)監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項(当 該使用人の取締役からの独立性に関する事項を含む) 監査役の監査業務を補助するため、監査役直轄の 事務局を設置する。事務局には、監査役の求めに応 じて、監査業務を補助するのに必要な知識・能力を 具備した専属の職員を配置する。

監査役事務局に配置された職員は、監査役の命を受けた業務および監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。

当該職員の人事考課、人事異動および懲戒処分は、常勤の監査役の同意を得た上で行う。

(3)子会社の監査役との連携等

監査役は、監査役監査基準等に基づき、親会社および 子会社の監査役と密接な連携を保ち、効果的な監査を 実施するよう努める。また、監査役は、必要に応じて、子 会社の取締役および職員から業務の状況を聴取する。

> 2006年(平成18年)5月19日制定 2008年(平成20年)7月 1日改定

コーポレート・ガバナンスの状況

当社は、お客さま、株主、代理店、従業員、地域社会などのステークホルダーとの円滑な関係を築き、健全な企業経営を維持していくために、経営責任の明確化、速やかな意思決定、経営監視機能の強化を図り、コーポレート・ガバナンスの充実に努めています。

1.取締役・取締役会

当社の取締役会は、現在、取締役10名(うち社外取締役1名)で構成され、経営の重要な意思決定を行い、取締役の職務の執行を監督しています。取締役の任期は1年としています。

社外取締役は、当社との間に特別な利害関係はありません。

2.経営会議・執行役員会議

当社では、取締役会の下で経営の意思決定を迅速 化し経営効率を向上させるため、経営会議を設置し、 経営に関する全般的な重要事項を審議しています。 経営会議は、取締役と常勤監査役で構成されています。

また、業務執行責任の一層の明確化を図るために 執行役員制度を取り入れ、執行役員会議において業 務執行に関する重要な事項を審議しています。執行 役員会議は、社長および執行役員で構成されています。

3.取締役会委員会

当社では、取締役会から付託を受けた事項について、計画の立案、課題の推進、推進状況の把握とそれをふまえた改善策の立案を行うために以下の委員会を設置しています。それぞれの委員会は、取締役と常勤監査役および部長で構成されています。ただし、コンプライアンス委員会については、社外委員を含みます。

(1)リスク管理委員会

保険引受リスクおよび資産運用リスク等の分野別のリスク管理状況を把握するとともに、会社全体としての事業に係るリスク量を的確に管理していくために、リスク管理委員会を設置しています。当委員会は、リスク管理に関する基本方針およびリスク管理計画の策定、リスク管理態勢の整備状況の点検と改善策の立案等の役割を担っています。

(2)コンプライアンス委員会

当社におけるコンプライアンス推進態勢を構築し、 推進状況を的確に管理していくために、コンプライア ンス委員会を設置しています。当委員会は、コンプラ イアンスに関する諸施策の検討、コンプライアンスプ ログラムの推進状況の検証、不祥事件の報告、再発防 止策の検討、法令違反リスクの管理に関する諸施策 および推進状況の検討等の役割を担っています。

(3)お客さまの声をかたちに。委員会

当社では、「お客さまの声」をもとにした業務改善の取り組みを統括および推進し、お客さま本位の業界トップランナーとしてお客さまにご満足いただけるサービスの提供を実現するため、「お客さまの声をかたちに。委員会」を設置しています。当委員会は、「お客さまの声」をもとにした取り組みに関する基本方針や改善策を策定し、重点取組課題の進捗状況や改善結果の把握等の役割を担っています。

4.監查役·監查役会

当社は監査役制度を採用しており、監査役会は、監査役4名(うち社外監査役2名)で構成されています。 各監査役は、監査役会で策定された監査方針および 監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な 会議への出席や、業務および財産の状況調査を通して、 取締役の職務執行を監査しています。

社外監査役は、当社との間に特別な利害関係はあ りません。

5.社外・社内の監査・検査態勢

(1)社外の監査・検査

当社は、社外の監査・検査として、「会社法および金融商品取引法に基づく監査法人による外部監査」ならびに「保険業法に基づく金融庁による検査」を受けています。

(2)社内の監査態勢

当社は、監査役が行う監査と、他部門から制約を受けることのない独立した組織である内部監査部による 当社全ての組織・業務に対する内部監査を実施しています。

内部監査は、取締役会の承認を受けた内部監査計画に基づき実施されており、内部監査結果は取締役会等に報告されています。

6.東京海上ホールディングスによる 統治の仕組み

(1)東京海上ホールディングスによる経営管理の仕組み

東京海上ホールディングスは、グループを統括する 持株会社として、グループの企業価値を最大化する 観点から、当社を含む事業子会社等に対する株主権 の行使を行っています。

また、東京海上ホールディングスは当社を含む事業子会社等との間で経営管理契約を締結し、経営管理を行っており、これに基づき、当社は事業戦略・事業計画をはじめとするグループ経営に大きな影響を及ぼす業務執行の決定について、東京海上ホールディングスの事前承認を得た上で実施しています。

(2)コンプライアンス推進体制

東京海上ホールディングスは、グループのコンプライアンス推進に関する年度方針や各種施策の立案およびそれらの実施状況のモニタリングを行っています。 グループのコンプライアンスに関する重要事項は、東京海上ホールディングスの経営会議・取締役会において審議・決定され、グループ各社におけるコンプライアンスの一層の徹底が図られています。

また、東京海上ホールディングスは、グループの役職員が遵守すべき基本的な事項をまとめた「東京海上グループ コンプライアンス行動規範」を策定・公表するとともに、グループの役職員がコンプライアンス上の問題について報告・相談できるホットライン(内部通報制度)を社内外に設置しています。

(3)リスク管理体制

東京海上ホールディングスは、グループ全体のリスクに対して定量・定性の両面から、横断的・総合的な管理を行っています。グループ全社のリスク管理基本方針や統合リスク管理基本方針の制定などのリスク管理に関する重要事項は、東京海上ホールディングスの経営会議・取締役会において審議・決定され、グループにおけるリスク管理の強化が図られています。

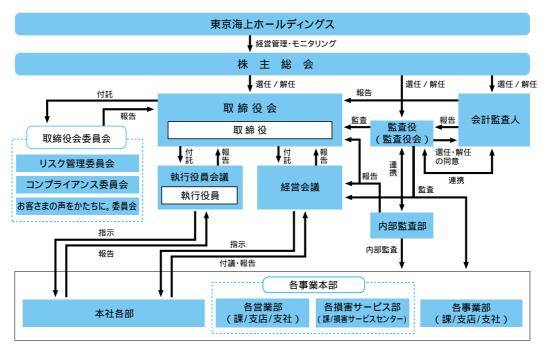
(4)内部監査体制

東京海上ホールディングスは、グループの内部監査に関する基本方針を定めるとともに、グループ各社がその基本方針に基づき内部監査規程を作成することにより、グループとしての一貫性ある内部監査を確保しています。また、年度ごとの重点取り組み課題・項目等を設定し、これらをふまえたグループ各社の内部監査の実施状況や内部管理態勢の状況等について、モニタリングを行っています。

(5)事業子会社としての業績評価

東京海上ホールディングスは、あらかじめ定めた業績指標に対する達成度により、毎年、当社を含む主な事業子会社の業績評価を行い、その評価結果を各社の役員報酬に反映させています。

〔コーポレート・ガバナンス態勢〕



CSRの取り組み

当社では、経営理念を実践し、お客さま、株主、代理店、社員、地域社会という各ステークホルダーにご提供する価値を高めていくことがCSR(企業の社会的責任)であると位置づけています。

東京海上グループCSR憲章

東京海上グループでは、グループの全役職員がCSR(企業の社会的責任)に対する認識を共有化し、経営理念を具体的に実践していくための行動指針として「東京海上グループCSR憲章」を定めています。

東京海上グループ CSR憲章

東京海上グループは、以下の行動原則に基づいて経営理念を実践し、社会とともに持続的成長を遂げることにより、「企業の社会的責任(CSR)」を果たします。

商品・サービス

・広く社会の安心と安全のニーズに応える商品・サービスを提供します。

人間尊重

- ・すべての人々の人権を尊重し、人権啓発に積極的に 取り組みます。
- ・安全と健康に配慮した活力ある労働環境を確保し、 人材育成をはかります。
- ・プライバシーを尊重し、個人情報管理を徹底します。

地球環境保護

・地球環境保護がすべての企業にとって重要な責務 であるとの認識に立ち、地球環境との調和、環境の 改善に配慮して行動します。

地域・社会への貢献

・地域・社会の一員として、異なる国や地域の文化や 習慣の多様性を尊重し、時代の要請にこたえる社会 貢献活動を積極的に推進します。

コンプライアンス

・常に高い倫理観を持ち、事業活動のあらゆる局面に おいて、コンプライアンスを徹底します。

コミュニケーション

・すべてのステークホルダーに対して、適時適切な情報開示を行うとともに対話を促進し、健全な企業運営に活かします。

当社のCSRの主な取り組み

当社では、東京海上グループCSR憲章をふまえCSR活動に取り組んでいます。主な取り組みは次のとおりです。

(1)商品・サービス

シンプルでわかりやすい商品の追求

お客さまの視点に立ったわかりやすい自動車保険(新総合自動車保険「VAP」)を開発し、2008年11月より販売しています。

わかりやすい販売プロセスの追求

お客さまに商品をわかりやすくご説明するためのツールとして「VAPナビタリフ」を開発しました。ご契約手続きに沿った画面展開で保険料試算から申込書の作成などの販売業務をサポートし、補償内容などもアニメーションでわかりやすく解説しています。

損害サービスにおける価値の向上

「お客さまとの約束(私たちは、事故にあわれた方の「安心」のために、的確で誠実な対応をおこないます。 私たちは、損害保険の社会・公共的役割に基づいて、適正な保険金をお支払いします。)」を徹底して実行しています。

(2)人間尊重

人権啓発研修の開催

2008年度は、東京本社・さいたま本社において「障がい者の人権問題」の講演を開催しました。

雇用環境の改善

60歳以降の雇用延長制度の適正な運用とより多くの人材確保に努めています。

障がい者雇用の推進

法定雇用率である1.8%を安定的に維持するため、 ハローワークへの求人票の提出等、障がい者雇用に積 極的に取り組んでいます。

(3)地球環境保護

地球環境保護に配慮した商品・サービスの提供

環境配慮型自動車保険「アサンテ」によるリサイクル部品の利用促進や、紙の約款に代えてWeb上で保険約款を参照していただく「インターネット約款」による紙資源の節約に取り組んでいます。

新総合自動車保険「VAP」に「リサイクル部品使用特約」および「指定修理工場入庫条件付車両保険特約」をセットした商品です。

事業活動における環境負荷の低減

環境マネジメントシステムを導入して、環境負荷 データ(電気、ガス、水道、紙使用量やガソリン使用量等) を把握し、PDCAによる目標管理(モニタリング)を行っています。

(4)地域・社会への貢献

寄付·寄贈

使用済み切手・プリペイドカードおよび未使用切手を取りまとめ、社団法人日本キリスト教海外医療協力会をはじめ3団体へ寄贈するなど、積極的な社会貢献活動に取り組んでいます。

100周年記念事業

2008年度は、100周年記念事業の中で社員参加型の社会貢献活動として、各地域ごとに清掃活動やチャリティー募金イベント等の取り組みを実施しました。

交通事故防止活動

当社代理店と協賛し、全国各地で交通事故防止活動を実施しています。

(5)コンプライアンス

「コンプライアンスの態勢」については、P.32をご 参照ください。

(6)コミュニケーション

お客さまの声を反映する企業としての取り組み

2008年7月1日に苦情対応に関する国際規格「ISO 10002」に適合した苦情対応態勢を構築したことを自ら確認し、自己適合宣言を行いました。この宣言を機に、これまで以上に積極的な情報開示に努めるとともに、お客さまによりご満足いただくために「お客さまの声(苦情を含む)」への迅速な対応やサービス改善への活用等に取り組んでいます。なお、「お客さまの声」については、P.5をご参照ください。

コンプライアンスの態勢

当社は、損害保険会社としての社会的責任と公共的使命を果たしていくために、業務執行については、その最高意思決定機関である取締役会での決議をふまえて行い、監査役会による監査を受け、その記録を取締役会議事録、監査役会議事録として整備しています。

本格的な自由化時代においては、自己責任体制を明確にし、公正かつ透明な企業行動や事業運営が求められます。当社では、コンプライアンスに関する重要な事項は、取締役会において審議の上決定しており、経営トップをはじめ全役職員に対する法令遵守徹底の基本方針として「日新火災行動規範」を制定しました。

また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進諸施策などを立案するとともに、コンプライアンス推進責任者および推進担当者、ならびに推進リーダーおよび推進スタッフを配置し、コンプライアンス推進体制を確立しています。

コンプライアンス基本方針(日新火災行動規範)

当社は、損害保険会社として社会的および公共的使命の遂行と人間尊重を信条とし、社会から信頼され続けるために右記の行動規範を定め、全役職員はこれを誠実に遵守し実践します。

全役職員には行動規範を記載した「コンプライアンスカード」を配布し、各自が署名の上、常時携行することを義務づけることにより、その徹底を図っています。

コンプライアンス・マニュアル

日新火災行動規範、コンプライアンス規程、社内報告ルール、コンプライアンスホットライン、コンプライアンスルール等の内容を掲載したコンプライアンス・マニュアルを社員全員に配布し、研修等を通じコンプライアンス・マインドの高揚を図っています。

日新火災行動規範 < 骨子 >

人間尊重の原則

日新火災は人間尊重を行動の基本精神とし、事業に 関わる全てのみなさまの権利を尊重し、お客さま本位 を実践するために誠意を持って行動します。

法令等遵守

日新火災は企業行動の基本である法令やルールについてその制定された目的を十分に理解し、それを誠実に遵守していきます。

適切な事業活動

日新火災は損害保険会社としての社会的および公共的 使命を果たすため、高い企業倫理と透明性を維持し、公 正かつ自由な競争の促進と内部統制の強化に努めます。 積極的な社会参画

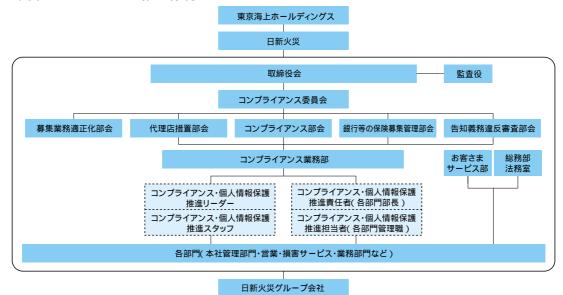
日新火災は、損害保険事業の社会的存在意義を更に 高めるため、社会貢献活動や環境問題の取り組みなど、

社会に対して有益な働きかけを積極的に行います。

利益相反取引等の管理

当社は、「東京海上グループ 利益相反取引等の管理に関する方針」に則り、役職員一同がこれを遵守することによって、お客さまの利益が不当に害されることのないように、利益相反取引等の管理に努めています。

〔2009年度コンプライアンス推進体制〕



情報開示

当社は次のような方法で経営に関する情報を公正かつ適時・適切に開示しています。

ディスクロージャー誌

当社の事業活動についてご理解いただくために、毎年「日新火災の現状」を発行しています。当社の概要、 業績の概況をはじめ、経営方針、当社の取り組み、決算・ 財務情報についてわかりやすく説明しています。

また、当社の持株会社である東京海上ホールディングスでは、東京海上ホールディングスおよびその 事業子会社の業務および財産の状況を説明した「東京海上ホールディングスの現状」を作成しています。

ホームページ

商品・サービス、各種お手続きのご案内などの情報を掲載しています。各コンテンツとも、お客さまにとってのわかりやすさを追求しています。また、当社で発表しているニュースリリースについてもご覧いただけます。(http://www.nisshinfire.co.jp)

CSR報告書

東京海上グループではCSRに関する取り組みについて「東京海上グループCSR報告書」を作成し、ステークホルダーの皆さまとのコミュニケーションツールとして活用しています。

勧誘方針

当社では、お客さまに対する商品の販売・勧誘活動を適正に行うため、「金融商品の販売等に関する法律」を遵守するとともに、同法に基づき以下の勧誘方針を定め、全国の営業所で公表しています。

また、当社代理店にも同法の遵守および勧誘方針の策定、公表を指導しています。

[当社の勧誘方針]

- 1.保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、 適正な保険販売に努めます。
- 2.保険商品の販売に際しましては、お客さまに重要事項を正しくご理解いただけるよう努めます。 また、販売形態に応じて適切な説明に努めます。
- 3.お客さまの保険商品に関する知識、経験、財産の状況および契約を締結する目的などを総合的に勘案し、お客さまのご意向と実情に適合した保険商品の説明と提供に努めます。
- 4.保険金の不正取得を防止する観点から、適切な 保険販売を行うよう努めます。
- 5.保険商品の販売・勧誘にあたっては、深夜や早朝などお客さまにご迷惑をおかけする時間帯や場所、方法での勧誘はいたしません。

- 6.保険事故が発生した場合には、保険金のお支払 いについて迅速かつ的確に処理するように努め ます。
- 7.お客さまの様々なご意見・ご要望等の収集に努め、 商品開発や保険販売に生かしてまいります。
- 8.保険商品の適切な販売を確保するために、社内体制の整備と販売にあたる者の研修に取り組みます。
- 9.お客さまに関する情報については、業務上必要な目的の範囲内で使用し、漏洩防止等の管理を厳格に行います。
- 10.お客さまのご質問、苦情等につきましては、お客さま相談室にて速やかに対応させていただきます。

リスク管理

リスク管理の基本方針

金融自由化の一層の進展など事業環境の大きな変化に伴い、保険会社を取り巻くリスクは複雑化・多様化しています。

このような環境下においては、経営の健全性を維持するとともに、お客さまへのサービスの向上やステークホルダーの皆さまからの信頼確保のため、さまざまなリスクを総合的に把握し、厳格な管理態勢のもとで

適切な対策を講じていくことが重要となります。

以上のような認識に基づき、当社では取締役会がリスク管理に関する基本指針として「リスク管理基本方針」を制定するとともに、この方針に則って「個別リスク管理方針」「統合リスク管理方針」および「危機管理方針」を定めています。

リスク管理態勢

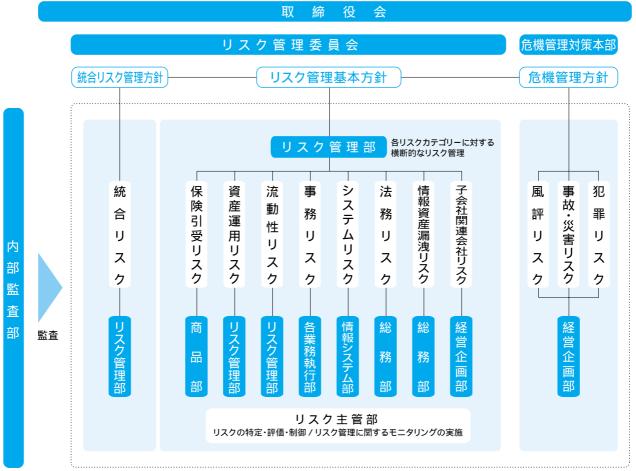
当社では取締役会において選出された委員により 構成するリスク管理委員会のもと、リスクカテゴリー ごとに定められたリスク主管部がリスクの特定・評価・ 制御を行うほか、業務執行部門が適切なリスク管理 を実行しているかなどについてモニタリングを実施 しています。

また、リスク管理部が各リスクカテゴリーに対する

横断的なリスク管理を実施するとともに、リスク主管部のモニタリング実施状況に対して検証を行うなど、 リスク管理の実効性の確保に努めています。

さらに、経営計画の一環として年度ごとに「リスク管理計画」を策定・実行し、リスク管理の推進・強化を図っています。

〔リスク管理体制図〕



注)法務リスクのうち法令違反に係るリスク、および情報資産漏洩リスクのうち個人情報に係るリスクはコンプライアンス委員会の所管事項としています。

個別リスクに関する管理方針

保険引受リスク

当社では、保険引受リスクを「商品開発リスク」「元受保険引受リスク」「受再保険引受リスク」「責任準備金・支払備金積立リスク」に分類した上で、それぞれのリスク特性に応じた適切な手法によるリスク管理を実施しています。

1. 商品開発リスク

商品開発リスクとは、商品の開発および改定に際して、保険約款や保険料率の設定等が適切になされないことにより損失を被るリスクです。当社では、商品開発・改定時の関連部門との協議体制を構築し、複数部門による検証・検討を行うことでリスクの防止を図っています。

2. 元受保険引受リスク

元受保険引受リスクとは、契約の引き受けにあたり、 引受方針に則った引き受けがなされないこと、再保険 等の適切な手配がなされないことなどにより損失を被 るリスクです。当社では、「一般保険リスク」「巨大災 害リスク」「自然災害リスク」などの種類に応じたリス ク管理を実施することで適切な保険ポートフォリオの 構築に努めています。

3. 受再保険引受リスク

受再保険引受リスクとは、受再保険の引き受けにあたり、引受方針に則った引き受けがなされないことなどにより損失を被るリスクです。当社では、引受条件、過去の成績や集積リスク等を十分に検証した上で、引受方針に沿った慎重な引受判断を行うとともに、リスクの分散化に努めています。

4. 責任準備金・支払備金積立リスク

責任準備金・支払備金積立リスクとは、保険契約準備金としての責任準備金および支払備金の決算期における積立が適切に行われないことにより財務諸表が正確に作成されないリスクです。当社では、責任準備金および支払備金の積立に関する規程を整備するとともに検証態勢を構築することでリスクの防止を図っています。

資産運用リスク

当社では、資産運用リスクを「市場リスク」「信用リスク」「ALMリスク」「不動産投資リスク」に分類した上で、それぞれのリスク特性に応じた適切な手法によるリスク管理を実施しています。

1. 市場リスク

市場リスクとは、金利・為替・株価などの変動によって損失を被るリスクです。当社では、適切な分散投資と保有限度額の設定により損失発生の可能性を制御するとともに、リスク量を算定する代表的な手法であるバリュー・アット・リスク(VaR)を導入して、リスク・リターンの最適化を目指しつつ、より望ましい運用資産ポートフォリオの構築に取り組んでいます。

2. 信用リスク

信用リスクとは、与信先の倒産等に伴い貸付金・債券等の元利金の回収が困難になるリスクです。当社では、相手先の信用度を判定する「社内格付制度」の充実を図って信用力判定の態勢を強化するとともに、特定業種や特定企業グループに集中するリスクを回避するために、与信枠に制限を設けて厳格に運営しています。

3. ALMリスク

ALMリスクとは、負債の特性に応じた資産管理が行えないことが原因で、不利な条件で流動性を確保せざるを得なくなることや運用利回りが予定利率を下回ることにより損失を被るリスクです。当社では、積立型保険などの長期の保険負債において資産・負債に関する総合管理を行うことで、リスクの最小化を図っています。

4. 不動産投資リスク

不動産投資リスクとは、賃貸料の変動等による不動 産収益の減少、または市況の変化等による不動産価格 減少のリスクです。当社では、不動産の投資利回りや 含み損の状況などを的確に管理し、リスクの軽減、投 資効率の向上に努めています。

リスク管理

流動性リスク

流動性リスクとは、巨大災害に伴う多額の保険金支払いや市場の混乱等により資金繰りが悪化し損失を被るリスクです。当社では、保険金支払いに十分な流動性資産と多様な資金調達手段の確保に努めています。

事務リスク

事務リスクとは、社員・代理店等の不適正な事務処理や事故により発生するリスクです。当社では、社員・代理店別に対策を整理し、事務処理の厳正化に向けて、各種規程の整備や事務処理部門における業務研修、チェック・サポート体制等を強化しています。また、内部監査部門を中心とした内部監査を全社において着実に実施するなど、リスクの防止・縮減に向けた取り組みを推進しています。

システムリスク

システムリスクとは、システム開発のミスや遅延、システム運用の誤り、システムトラブルなどにより損失を被るリスクです。当社では、システムリスクを「IT開発リスク」「IT運用リスク」「IT基盤リスク」等に分類し、IT投資・開発に係る検討体制の強化、テスト・モニタリングの強化、社外とのネットワーク接続面も含めたさまざまなセキュリティ対策の強化など、リスク特性に応じた適切な手法によるリスク管理を実施しています。さらに地震などの有事・災害対策としてバックアップセンターを設置し、メインセンターが被災した場合の迅速なシステム復旧体制を構築しています。

その他のリスク

当社では、前記のリスク以外に「法務リスク」「子会社関連会社リスク」「情報資産漏洩リスク」「風評リスク」「事故災害リスク」「犯罪リスク」についてそれぞれ管理ルールを定め、リスクに応じた適切な手法に基づくリスク管理を実施しています。

統合リスク管理に関する方針

当社では、保険引受リスク、資産運用リスクなどリスクカテゴリーごとのリスク量の合計額を資本の範囲内に収めることにより、格付の維持および倒産の防止を図るリスク管理(「統合リスク管理」といいます。)を実施しています。それぞれのリスクは確率論に基づく計測手法により計量化を行っており、リスク管理部はリス

ク量がビジネスユニットごとに定めた限度額を超過していないかどうかを検証しています。

なお、ストレステスト(想定される将来の不利益が生じた場合の影響に関する分析)についてはこの「統合リスク管理」の中で実施しています。

危機管理に関する方針

リスクの顕在化により、お客さま・代理店との関係に 広範かつ重大な影響が生じたり、当社の業務に著しい 支障が生じるような事態(緊急事態)に的確に対応す るため、「危機管理方針」を定めています。当社ではこ の方針のもと、大規模地震などの広域災害が全国のい かなる地において発生した場合でも、迅速な損害サー ビスや保険金支払いを可能とするシステム・事務処理 対策や東京圏における大規模地震の際の東京・さいた ま両本社機能の維持・確保に向けての諸対策も講じる など、当社が被る経済的損失を縮小化し通常業務に復 旧するために迅速で適切な行動・措置をとることとし ています。

健全な保険数理に基づく第三分野保険の責任準備金の確認についての合理性及び妥当性

第三分野保険とは

医療保険、がん保険、所得補償保険、介護費用保険、 その他の疾病または介護を事由とする保険および特 約条項をいいます。

第三分野保険の特徴

通常、ご契約期間が長期にわたることが多く、また医療政策等の外的要因の影響を受けやすいことから、将来の危険発生率が、他の保険と比べて過去の実績からの予測が難しく、不確実性を有しているといえます。 そのため、責任準備金は、その不確実性も含めて十分に積み立てておく必要があります。

責任準備金の十分な積み立てに向けて

当社では、現状の責任準備金が、十分に積み立てられているかどうか、以下のとおり実績の事故データを用いた事後的な確認を行っています。確認の結果、十分に積み立てられていなければ追加して責任準備金を積み立てることとしています。

1.第三分野保険における責任準備金の積み立ての適切性を確保するための考え方

保険業法第121条第1項第1号に基づき、保険計理人は第三分野保険を含む各種保険の責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうかを確認しています。この確認は、関係法令のほか社団法人日本アクチュアリー会が定める「損害保険会社の保険計理人の実務基準」に基づき行っています。また、長期(保険期間1年超)の第三分野保険に関しては、平成10年大蔵省告示第231号に基づくストレステストを実施しています。さらに、検証結果を保険計理人が確認することで、責任準備金の十分性を確認しています。

2.ストレステストにおける危険発生率の設定水準の合理性及び妥当性

ストレステスト実施においては、平成10年大蔵省告示第231号に基づき、実施要領を定めています。 具体的には、ストレステストにおける危険発生率は、実績の発生率を基礎として将来10年間に見込まれる支払保険金を99%の信頼度でカバーする水準としています。

3.テストの結果

ストレステストの結果、長期の第三分野保険の2008年度末(平成20年度末)責任準備金は不足していないことが確認できたため、ストレステストに基づく責任準備金の積み立ては行っていません。

資産運用

資産運用の概況

資産運用方針

損害保険会社の資産は、将来の保険金支払への備え、あるいは積立型保険に係る満期返れい金等の支払いのための準備金としての性質を有しています。こうした社会性・公共性の高い資産を運用するにあたり、当社では、安全性・有利性・流動性の確保を大原則として、債券・貸付金を中心とした運用を行うとともに、資金の効率的な活用により安定的な収益を確保することを資産運用の基本方針としています。

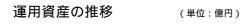
近年、金融市場の国際化・自由化が進展する中で、 資産運用に係るリスクは多様化・複雑化しています。こ うした中、当社では、投融資の実行部署と管理・審査部 署の分離による相互牽制機能の強化、システムの高度 利用によるリスク分析・管理機能の向上、社内のルー ルに則った業務の厳正処理による内部管理の強化など、 総合的なリスク管理態勢の強化に努めています。

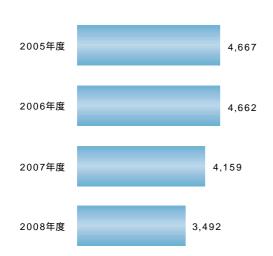
また、積立資産の運用にあたっては、金利動向等に 留意しつつ、資産・負債の両面を考慮したポートフォリ オ構築に取り組んでいます。

資産運用概況

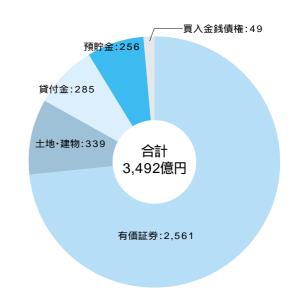
当期末の総資産は4,430億円となり、前期に対し387億円の減少となりました。このうち、運用資産は3,492億円となり、667億円の減少となりました。

資産運用については、安全性、収益性および流動性に留意しつつリスク管理の面でも徹底を図り、安定的な運用収益の確保に努めましたが、利息及び配当金収入は、前期に対し15億円、20.8%減少し、59億円となりました。これに有価証券売却益、積立保険料等運用益振替などを加減した資産運用収益は、36億円減少し72億円となりました。一方、資産運用費用は、米国の信用力の低い個人向け住宅融資(サブプライムローン)問題に端を発した金融市場の混乱の影響等により、有価証券評価損が増加したことなどから、前期と比較し176億円増加し、240億円となりました。





運用資産の内訳(2009年3月31日現在) (単位:億円)



お客さま情報への対応

当社はお客さま情報の取り扱いについて、「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」、その他関連法令、 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、損保指針等に従って、適切な措置を講じています。

お預かりしたお客さまの個人情報の取り扱いが適正に行われるように、代理店および従業者等への教育・指導を徹底するほか、個人情報の取り扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善していきます。

当社の個人情報に対する取り組み方針等は「お客さま情報の取扱いについて < 個人情報保護宣言 > 」としてホームページに常時掲載するとともに、当社各店舗の店頭に掲示・備え付けをし、広く一般に公表しています。

お客さま情報の取扱いについて (個人情報保護宣言 >

2008年7月1日 日新火災海上保険株式会社 代表取締役社長 宮島 洋

弊社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインや社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」ならびに東京海上グループブライバシー・ポリシーを遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁及び社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。

弊社は、個人情報の取扱いが適正に行われるように、弊社代理店及び弊社業務に従事している従業者等への教育・指導の徹底に努めます。また、弊社の個人情報の取扱い及び安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

1.個人情報の取得

弊社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得いたします。

なお、個人情報のご提供はお客さまのご意思によりますが、必要な情報をご提供いただけない場合は、保険契約の締結等手続きができないことがあります。

2.個人情報の利用目的

弊社は、取得した個人情報を、以下の目的ならびに後記4.及び5.に掲げる目的に必要な範囲で利用し、これらの目的以外には利用いたしません。

また、利用目的は、ホームページで公表するほか、申込書・パンフレット等に記載します。 さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

(1)保険契約の申込みに係る保険契約の適正な引受やリスクの審査及び管理

- (2)保険契約の履行及び付帯サービスの提供
- (3)再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保 険金の請求
- (4)弊社が取り扱う当該契約以外の商品やサービスの案内・ 提供
- (5)東京海上グループ会社・提携先企業が取り扱う商品や サービスの案内
- (6)請求に係る保険事故の調査(関係先への照会を含みます)
- (7)請求に係る保険金のお支払い
- (8)弊社が有する債権の回収
- (9)保険金不正請求等の犯罪防止・排除
- (10)弊社が取り扱う融資、国債窓販の各種手続き及び管理
- (11)弊社又は弊社代理店が提供する商品やサービス等に関するアンケートの実施
- (12)市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等に よる新たな商品やサービスの開発
- (13)弊社社員の採用・雇用管理、販売網基盤(代理店等)の 新設・維持管理
- (14)他の事業者から個人情報の処理の全部又は一部について委託された場合等において、委託された当該業務
- (15)その他、上記(1)~(14)に付随する業務ならびにお客 さまとのお取引き、及び弊社の業務運営を適切かつ円 滑に履行するために行う業務

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときには、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

3.個人データの第三者への提供

弊社は、以下の場合を除いて、お客さまの同意を得ることなく個人データを第三者に提供することはありません。

- (1)法令に基づく場合
- (2)医療機関をはじめ、保険金の請求及び支払いに関する 関係先等に対して、申込内容や告知事項に関する照会 等を行う場合
- (3)質権及び抵当権等の担保権者が、担保権の設定等に係る事務手続き及び担保権の維持・管理・行使のために個人情報を当該担保権者に提供する場合
- (4)上記2.の利用目的を達成するために必要な業務の全部 又は一部を、委託先(保険代理店を含みます)に委託す る場合
- (5)再保険会社と再保険契約の締結、再保険金の請求等を 行う場合

お客さま情報への対応

- (6)東京海上グループ会社・提携先企業との間で共同利用する場合(以下「4.グループ会社・提携先企業との共同利用」をご覧ください)
- (7)社団法人日本損害保険協会及び損害保険会社等の間で共 同利用を行う場合(以下「5.情報交換制度等」をご覧く ださい)
- (8)損害保険料率算出機構との間で共同利用を行う場合(以下「5.情報交換制度等」をご覧ください)
- (9)国土交通省との間で共同利用を行う場合(以下「5.情報交換制度等」をご覧ください)

4.グループ会社・提携先企業との共同利用

前記2(1)から(15)に記載した利用目的のため、ならびに持株会社による子会社の経営管理のために、弊社と東京海上グループ会社・提携先企業との間で、以下のとおり個人データを共同利用いたします。

- (1)個人データの項目:住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容及び事故状況、保険金支払状況等の内容
- (2)管理責任者:弊社

弊社のグループ会社・提携先企業については、下記「13会社一覧」をご覧ください。

5.情報交換制度等

(1)損害保険業界の情報交換制度について

弊社は、保険契約の締結又は保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で個人データを共同利用いたします。詳細につきましては、社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧いただくか、下記窓口までお問合せください。

【お問合せ窓口】

社団法人日本損害保険協会 / そんがい まけん相談室

所在地:〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地 電話:(03)3255-1467

> 受付時間 / 月~金(祝日および協会休業日を除く) 午前9時~12時、午後1時~5時

ホームページ:http://www.sonpo.or.jp

(2)損害保険料率算出機構との共同利用について

弊社は、自動車損害賠償責任保険(以下「自賠責保険」といいます)に関する適正な支払のために、損害保険料率算出機構との間で個人データを共同利用いたします。詳細につきましては、損害保険料率算出機構のホームページをご覧いただくか、下記窓口までお問合せください。

【お問合せ窓口】—

損害保険料率算出機構 / 総務企画部 個人情報相談窓口 所在地:〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1丁目9番地 電話:(03)3233-4141

ホームページ: http://www.nliro.or.jp

(3)代理店等情報確認業務について

弊社は、損害保険代理店の適切な監督や弊社の社員採用等のために、損害保険会社との間で損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用いたします。また、損害保険代理店の委託等のために、社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険募集人試験等の合格者情報に係る個人データを共同利用いたします。詳細につきましては、社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

-【お問合せ窓口】-

社団法人 日本損害保険協会

所在地:〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地ホームページ:http://www.sonpo.or.jp

募集・研修サービス部 企画業務グループ

(損害保険代理店等の従業者に係る個人データについて) 電話:(03)3255-1942

募集・研修サービス部 運営グループ(損害保険代理店試験の 合格者等の情報に係る個人データについて) 電話:(03)3255-1481

(4)原動機付自転車・軽二輪自動車に係る無保険車防止のため の「国土交通省への自賠責保険のデータ提供」について

弊社は、原動機付自転車及び軽二輪自動車の自賠責保険の無保 険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約期間 が満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締 結確認のはがきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に 関する個人データを国土交通省へ提供し、同省を管理責任者と して同省との間で共同利用いたします。

共同利用する個人データの項目は、以下のとおりです

- ・契約者の氏名、住所
- ·証明書番号、保険期間
- ・自動車の種別
- ・車台番号、標識番号又は車両番号

詳細につきましては、国土交通省のホームページをご覧いただくか、下記窓口までお問合せください。

-【お問合せ窓口】-

国土交通省/自動車交通局 保障課

所在地:〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番地3号 電話:(03)5253-8111

ホームページ:http://www.jibai.jp

6.信用情報の取扱い

信用情報に関する機関(ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集及び弊社に対する当該情報の提供を行うものをいいます)から提供を受けた情報の利用目的につきましては、「保険業法施行規則第53条の9」に基づき、返済能力の調査に限定されています。

弊社は、これらの情報につきましては、ご本人の返済能力の調査以外には利用いたしません。

7.センシティブ情報の取扱い

お客さまの健康状態や病歴などのセンシティブ情報の利用目的につきましては、「保険業法施行規則第53条の10」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条」により、お客さまの同意に基づき業務遂行上必要な範囲で利用するなど、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる場合に限定しています。

弊社は、これ以外には、センシティブ情報を取得、利用又は第三 者提供いたしません。

8.ご契約内容や事故等に関するご照会

ご契約内容や事故に関するご照会については、保険証券記載も しくは最寄の弊社支店・支社・損害サービスセンター、又はご契 約の取扱代理店までお問合せください。ご照会者がご本人であ ることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

9.個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、 開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、 開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、弊社「個 人情報保護法に基づく開示等請求について」をご覧いただくか、 下記「11 お問合せ窓口」までお問合せください。ご請求者がご 本人であることを確認させていただくとともに、弊社所定の書 式にご記入のうえ手続きいただき、後日原則として書面で回答 いたします。

10.個人データの安全管理等

弊社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他、個人データの安全管理のため取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じています。また、弊社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

11.お問合せ窓口

弊社は、お客さま情報の取扱いに関する苦情やご相談に対し、適切・迅速に対応いたします。

弊社の個人情報の取扱いや個人データの安全管理措置、保有個人データに関するご照会やご相談は、下記のお問合せ先で承っております。また、弊社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品やサービスの案内について、希望されない場合は、下記のお問合せ先までお申し出ください。

【お問合せ先】

	テレフォン サービスセンター	お客さま相談窓口	弊社支店・支社・ 損害サービスセンター
電話番号	(0120)25-7474	(0120)17-2424	お手元の保険証券もし くは保険約款に記載し ております。
受付時間	24時間・365日	平日9:00~17:00	平日9:00~17:00

12 認定個人情報保護団体

弊社は、認定個人情報保護団体である社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情や相談を受付けています。

【お問合せ窓口】-

社団法人 日本損害保険協会 / そんがいはけん相談室 所在地:〒101-8335

東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地(損保会館内) 電話:(03)3255-1470 受付時間/午前9時~午後5時 土日祝祭日及び年末年始を除く

ホームページ:http://www.sonpo.or.jp

13 会社一覧

(1)グループ会社

東京海上グループ会社

http://www.tokiomarinehd.com/group/index.html 東京海上日動火災保険株式会社及び子会社、関連会社 http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/group.html

(2)提携先企業

個人データを弊社が提供している提携先企業はございません。

弊社の子会社・関連会社は以下のとおりです。

日新火災損害調査株式会社	自動車保険、新種保険等の 損害調査
日新火災キャリアアンド ライフサービス株式会社	人材派遣、給与厚生事務
日新情報システム開発 株式会社	情報システムの開発・運用
日新火災総合サービス 株式会社	帳票管理と発送、印刷、 不動産管理、物品販売
ユニバーサル リスクソリューション株式会社	保険引受のためのリスク調査
日新火災インシュアランス サービス株式会社	損害保険代理業

(注)以上の内容は、弊社業務に従事している者の個人情報については対象としていません。

【日新火災の個人情報全般に関するご連絡先】 個人情報管理室

03-5282-5699

【日新火災のホームページ】

http://www.nisshinfire.co.jp

以上

反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当社は、経営理念および行動規範に則り、反社会的勢力等に対し「関係の遮断」と「不当要求等に対する拒絶」を2つの大きな柱として取り組んでいます。

「反社会的勢力等への対応に関する基本方針」を制定し、以下のような態勢の整備を推進しています。

- 1.社内体制(報告・相談体制等)の整備 2.研修活動の実施 3.対応マニュアル等の整備
- 4.警察等外部専門機関等との連携等(東京海上グループ会社との連携を含む)

(目的)

第1条 本方針は、当社「内部統制基本方針」に基づき、反社 会的勢力等への対応に関する基本方針を定めるも のである。

(定義)

第2条 本方針において「反社会的勢力等」とは、以下のいずれかに該当する集団または個人をいう。

- (1)暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標 ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力 集団等の「暴力、威力と詐欺的手法を駆使して 経済的利益を追求する集団または個人」
- (2)前号以外で、「暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力を用いて不当な要求行為を行う集団または個人」

(基本的考え方)

第3条 当社は、経営理念および行動規範に則り、反社会的勢力等との関係の遮断および不当要求等に対する拒絶を経営理念の実践における基本的事項として位置づけ、適切な対応を行うことに努める。

2. 当社は、反社会的勢力等に対し、以下の(1)から(5) に基づき対応する。

(1)組織としての対応

反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、担当者や担当部署だけに任せず、会社組織全体として対応する。また、反社会的勢力等からの不当要求等に対応する役職員の安全を確保する。

(2)外部専門機関との連携

反社会的勢力等からの不当要求等に備えて、平素より、 警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部 の専門機関との緊密な連携(東京海上日動との連携 も含む)関係の構築に努め、不当要求等が行われた 場合には必要に応じ連携して対応する。

(3)取引を含めた関係の遮断

反社会的勢力等とは、業務上の取引関係を含めて、 一切の関係を持つことのないよう努める。また、反社 会的勢力等からの不当要求等は拒絶する。

(4)有事における民事と刑事の法的対応 反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、民事 と刑事の両面から法的対応を行う。

(5)裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力等からの不当要求等が、当社の不祥事 を理由とする場合であっても、事案を隠蔽するため の裏取引は絶対に行わない。また、反社会的勢力等 への資金提供は、リベート、利益上乗せ、人の派遣等、 いかなる形態であっても絶対に行わない。

(反社会的勢力等への対応態勢)

第4条 当社における反社会的勢力等への対応を統轄する部署(以下「統轄部署」という)はコンプライアンス業務部とする。統轄部署は、関係部署と連携して、反社会的勢力等に関する情報を一元的に管理・蓄積するとともに、反社会的勢力等との関係を遮断するための取組みを支援し、以下の態勢を整備する。

- (1)社内体制(報告・相談体制等)の整備
- (2)研修活動の実施
- (3)対応マニュアル等の整備
- (4)警察等外部専門機関等との連携(東京海上日動との連携も含む)等
- 2. 統轄部署は、反社会的勢力等への対応を行ううえで、 必要に応じて、関係部署を指定し、対応および協力を 求める。また、統轄部署から指定された関係部署は、 統轄部署と協働しなければならない。
- 3. 部店における反社会的勢力等への対応責任者(以下「部店における対応責任者」)は部長とする。
- 4. 取締役および取締役会は、当社の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保していくうえで反社会的勢力等への適切な対応が不可欠であることを認識したうえで、その機能を適切に発揮しなければならない。

(問題が発生した場合の報告・相談体制)

第5条 部店において反社会的勢力等に係る問題が発生した場合には、直ちに部店における対応責任者に報告・相談を行うとともに、別途定める対応マニュアルに従って、適切な対応を行う。

- 2. 前項の報告を受けた部店における対応責任者は統轄 部署に報告・相談を行うとともに、統轄部署・関係部 署と連携の上、問題の解決に向けた必要な対応を行う。
- 3. 前項の報告を受けた統轄部署は速やかに関係部署と連携をとりながらその適切な対応に努めるとともに、重要な事案については速やかにコンプライアンス業務部担当役員に報告を行う。また東京海上グループとしての適切な対応を可能とするために東京海上ホールディングスにも報告を行う。

(改廃)

第6条 本方針の改廃は、当社の取締役会において決定する。 ただし、軽微な修正は、コンプライアンス業務部長が コンプライアンス業務部担当役員に諮ったうえでこ れを行うことができる。

2008年11月18日制定

募集制度

代理店

当社では、全国15,009店の代理店が、お客さまの安心と安全をお守りするため、適切な保険ときめ細かなサービスをご提供しています。

代理店の役割と業務内容

当社が取り扱っている保険商品のほとんどが、当社と代理店委託契約を結んでいる代理店を通じて販売されています。

代理店の役割

代理店は、保険会社の委託を受けて保険契約の募集・ 締結の代理を行うことを基本業務としていますが、お 客さまを取り巻くさまざまな危険に対して最適な保険 をご提供することも重要な仕事です。

当社では代理店の自主性・独立性を尊重するとともに、お客さま本位の価値観を共有し、相互の発展を図ることを目指しています。

代理店の業務

代理店の主な業務は次のとおりです。

1.保険契約の取り扱い

保険商品の説明

重要事項の説明

告知の受領

意向確認

保険契約の締結

保険料の領収または返還

保険料領収証の発行・交付

保険会社への契約報告

保険契約の変更・解除等のお申し出の受け付け 保険料の保管・保険会社への精算

2.事故発生時の取り扱い

お客さまからの事故連絡の受け付け

保険会社への通知

保険金請求手続きの援助

3.保険に関する各種サービスのご提供

お客さまのニーズに合った保険の企画・設計 保険の内容に関する相談

損害保険代理店制度

損害保険代理店制度は、保険業法や当社の定める 募集関係規程等に基づいて実施・運営されています。

代理店の登録・届出

代理店を始めるには「保険業法」第276条に基づいて主務官庁に登録し、また代理店として保険募集をする者は同法第302条に基づいて届出をすることが義務づけられています。

当社の代理店制度概要

当社の代理店制度は、自動車保険・火災保険・傷害保険・新種保険などを広範囲に取り扱う「総合代理店」と自動車損害賠償責任保険などを専門に取り扱う「専門代理店」とに分類され、それぞれの代理店制度における充実したお客さまサービスの提供に努めています。

代理店によるお客さまサービスのさらなる充実とコンプライアンスの徹底を図るため、新代理店手数料体系・ 代理店教育体系を中心とした代理店制度を策定し、より一層の代理店資質の向上を目指しています。

代理店数の推移

2006年度末	2007年度末	2008年度末	
16,640店	15,542店	15,009店	

募集制度

代理店の教育

代理店資格講習の開催

損害保険代理店資格を取得するためには、資格試験 に合格しなければなりません。当社は損害保険代理店 資格取得希望者のための講習を全国で実施しています。

独自の資格制度・講習制度の充実

当社は商品知識を中心とした損害保険代理店資格の他にも、当社独自の資格・講習制度として、実務講習制度と事故対応力(SA)資格制度を実施しています。 高度な商品知識と優れた業務能力、迅速かつ適切な事故対応を通じて、お客さまの信頼に応える代理店を育成しています。

各種研修・セミナーの開催

代理店としての商品知識、販売技法、経営手法等の 習得だけではなく、金融・経済情勢の研究や、経験交流 を目的とした各種の研修やセミナーを開催しています。

営業部・営業課支店等における教育

全国の営業部・営業課支店等において、代理店の業務能力、商品知識の向上を目的とした研修を随時開催しています。

代理店の育成

当社は、お客さまのさまざまなニーズに応えられる、 優れた代理店の新設や育成に力を入れています。新 設代理店は、まず基本的な商品知識や業務知識を習 得し、保険募集を行います。さらに、より高度な商品知 識を習得することで契約の取り扱いが増え、当社の契 約募集の中核となる代理店に成長していきます。



代理店経営者養成制度

プロ代理店の養成制度

当社の専属プロ代理店を目指す方が、一定期間当社にリスクアドバイザー社員として在籍し、契約募集およびこれに関連した業務に従事しながら保険販売に必要なさまざまな知識と実務を習得する制度です。

当社の制度は精鋭主義を基本とし、育成期間中の研修効果を高めるため、研修内容や待遇面など、制度を効果的に組み立て運営しているのが特色です。

入社してからプロ代理店として独立するまでの一環した育成体系が、リスクアドバイザー社員を損害保険のプロフェッショナルへと導きます。 さらに独立後のセミナーも用意し、リスクアドバイザー社員出身代理店の活動を応援しています。

やる気に応える待遇制度

給与は固定給+歩合給制度(各種手当あり)をとり、 やる気が持てる待遇制度となっています。

こうした育成カリキュラムを修了したリスクアドバイザー社員は、損害保険のプロフェッショナルとして全国各地で活躍し、その多くが当社代理店の中核に育っています。

入社1ヵ月

入社直後、本社での基礎研修を通じ、主に保険知識や販売手法などの実践スキルを身につけます。

入社当月より、本社育成スタッフと現地営業社員の連携による個別指導を行い、販売手法や行動管理など個々のリスクアドバイザー社員に適した指導を継続します。

入社5ヵ月 2次研修

今後の活動において重要な法人白地開拓手法を 実践的に学習するとともに、業務知識のスキルア ップを図ります。

入社10ヵ月 3次研修

1年目の活動の分析と今後の課題を洗い出し、最も重要な2年目の具体的な行動計画を決定するとともに、事故対応、満期更改処理のスキルアップを図ります。

入社20ヵ月 4次研修

2年間の活動の分析と今後の課題を洗い出し、独立1年前の具体策の決定、先輩講師による講演、事故対応、業務のさらなるスキルアップを図ります。

入社30ヵ月 5次研修

代理店独立に向けた経営計画の策定、具体的な 開業対策を決定します。

独立後 TPセミナー

プロ代理店として独立して1年目前後、講演、現状分析等を通してさらなる飛躍を図ります。

商品・サービスについて

保険の仕組み	46
個人向け保険商品	50
個人向けサービス	52
企業向け保険商品	54
企業向けサービス	55
新商品の開発状況(主な料率改定)	56

保険の仕組み

保険の仕組み

保険制度

保険制度とは、偶然の事故による損害を補償するために、統計学に基づくリスクに応じた保険料を多数の人々が支払うことによって、事故発生により損害を被った際には保険金を受け取ることができる相互扶助制度です。このように保険は、「大数の法則」に基づいて相互にリスクを分散し、経済的補償を行うことにより、個人生活と企業経営の安定を支える重要な社会的役割を担っています。

損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が偶然な一定の事故によって生ずる損害を補償することを約束し、保険契約者はその報酬として保険料を支払うことを約束する契約です。

したがって、有償・双務契約であり、当事者の合意の みで成立する諾成契約という性格を有していますが、 通常、契約引受の正確を期すために保険契約申込書 を作成し、契約の証として保険証券を発行します。

保険料率

「保険料率」は保険の価格のもとになる数値であり、 保険金の原資に相当する「純保険料率」と保険会社の 事業運営のコストに相当する「付加保険料率」があり ます。

保険の販売価格に相当するものは「営業保険料率」で、「純保険料率」と「付加保険料率」をもとに算出されたものです。

なお、損害保険料率算出機構は、自動車保険、火災保険、傷害保険などについては純保険料率(保険料率のうち将来の保険金の支払いに充てられると見込まれる部分)を参考純率として、また、自動車損害賠償責任保険、地震保険については営業保険料率を基準料率として算出し、会員保険会社に提供しています。

約款

保険契約の具体的な内容を取り決めたものが「約款」です。「約款」には保険種類ごとに「普通保険約款」と「特別約款」「特約条項」があり、保険会社が作成し、金融庁への届出あるいは金融庁による認可取得をしています。

具体的には「保険金をお支払いする場合」「保険金をお支払いできない場合」「保険金のお支払基準」などの保険の効力に関する事項や、「お客さまからご通知・告知いただく事項」「保険契約の解約・解除・無効の場合」などの保険契約の維持管理に関する事項等について、ご契約者・被保険者と保険会社の双方の権利・義務を定め、双方を拘束するものとなっています。

保険料の収受、請求・返還

保険料は保険契約締結と同時にその全額を領収することが原則となっていますが、保険種類によっては各種の特約条項を付帯することで、分割払いを利用することができます。

また、保険契約が締結されても、特に約定がある場合を除き、保険料あるいは分割払保険料の領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金が支払われないことが、保険約款に定められています。

保険期間中に生じた、お客さまのお申し出による保険契約の条件変更やお客さまのご都合による解約、保険会社が行う解除・無効などの場合は、約款の定めのほか、それぞれ所定の計算式により計算した保険料を請求または返還することとしています。

積立普通傷害保険などの積立型保険では、ご契約時に定めた満期返れい金が保険契約の満期時にご契約者に支払われます。加えて、保険期間中の運用利回りがあらかじめ予定した利率を上回った場合には、契約者配当金が支払われます。

ご契約の流れ

1. 日新火災または日新火災代理店とのご相談

損害保険の契約は、 代理店による募集、 保険仲立人(保険ブローカー)の媒介による保険会社の直接引受、 保険会社の役職員による直接の募集、のいずれかの方法によりご契約いただいています。

当社が取り扱っている保険商品のほとんどは「 代理店による募集」であり、当社と代理店委託契約を結んでいる代理店が、当社の代理人としてお客さまとの保険契約の締結にあたっています。

2. ご契約内容の決定

ご契約内容をご確認ください

損害保険は目に見えない商品であり、契約の内容は「約款」(普通保険約款・特別約款・特約条項)により定められています。また、約款や特約条項とは別に、各種保険パンフレット・重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報等)・ご契約のしおりなどを作成し、商品内容をわかりやすくご説明しています。

適切な保険金額でご契約ください

保険契約は、保険事故によって被った損害を保険金で補うことを目的としていますので、適切な保険金額でご契約いただくことが重要です。たとえば、火災保険をご契約いただく場合、保険の目的となる建物などの評価額を超過した保険金額でご契約になっても、超過部分の保険金はお支払いできません。また、評価額を下回るご契約の場合も「一部保険」となり、十分な補償が受けられないことがあります。

3. ご契約のお申し込み

「ご契約内容確認書」にご記入ください

当社ではご契約にあたり、お申し込みいただく保険契約が(1)お客さまのご希望に沿った内容になっていること、(2)お客さまに適切なご契約を適切な保険料でご提供できていることを、当社がご用意する「ご契約内容確認書」でお客さまと一緒に確認させていただく「ご契約内容確認の取り組み」を実施しています。

ご契約のお申し込み時に、「ご契約内容確認書」にて保険料の決定や保険金のお支払いなどに関わる重要な項目についてご確認いただき、ご記入の上ご提出ください。

申込書は正しくご記入ください

保険契約は、ご契約者による契約のお申し込みと保 険会社(代理店)による承諾という双方の合意により 成立し、申込書に記載された事項がご契約者と当社の 双方を拘束するものとなります。

したがって、申込書の記載内容が事実と異なる場合、 保険金をお支払いできないことがありますのでご注意 ください。

4. 保険料のお支払い

保険料はご契約と同時にお支払いください

保険料は、ご契約と同時に全額(分割払いの場合は初回保険料)を現金または小切手でお支払いください。その際には、保険料受領の証として当社所定の保険料領収証を発行します。

保険料または分割払保険料を領収する前に生じた 事故による損害に対しては、特に約定がある場合を除き、 保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

あらかじめ取り決めをすることにより、クレジットカード、デビットカード、口座振替などにより、保険料をお支払いいただくことができる場合があります。

5. 保険証券のお受け取り

保険証券の内容をご確認ください

保険契約後、ご契約の証として保険証券を発行しますので、内容をご確認の上大切に保管してください。

クーリングオフについて

ご契約のお申し込み後であっても、「保険期間が1年を超える個人契約」で、かつ「お申込日または『クーリングオフ説明書』が交付された日のいずれか遅い日から起算して8日以内」であれば、書面によりお申し込みの撤回、またはご契約の解除(クーリングオフ)を行える場合があります(一部例外もあります)。

ご契約時には「クーリングオフ説明書」を必ずお受け取りください。

ご契約後にご注意いただきたいこと

ご契約内容に変更が生じたときは、すぐにご連絡 ください

ご契約後に保険証券に記載されている内容に変更が生じたときは、直ちに当社代理店または当社にご連絡ください。

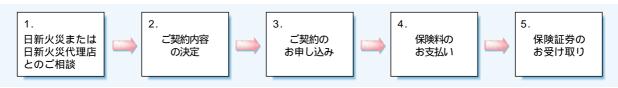
ご連絡をいただくまでの期間に生じた事故による損害については、保険金をお支払いできない場合があります。

保険証券はときどき見直してください

事故が起きたとき、すでに保険期間が終了していたり、 ご契約内容の変更のご連絡を忘れていたということの ないよう、保険証券を定期的に見直し、保険期間やご契 約内容をご確認いただくことをおすすめします。

なお、ご契約内容は、全国の当社営業課支店にてご 契約者ご本人のお申し出によりご照会いただけます。

【ご契約の流れの図】



保険の仕組み

事故発生から保険金お受け取りまでの流れ

不幸にしてお客さまが事故に遭われた場合、お客さまの立場に立って、迅速で適切な事故対応のアドバイスを行い、速やかに保険金をお支払いすることが保険会社の使命です。

当社は、1999年10月にワークフローによる損害サービス業務支援システム「S(しんらい)ネット」を導入し、損害サービス業務の細部にまでわたる工程管理を強化しています。

1.事故の発生

万一事故が発生したら、まず損害の拡大を防止し、 負傷者を救護してください。また同時に、警察署・消防 署などへ速やかにご通報ください。自動車事故の場合 は、相手の方の住所・氏名・勤務先・保険会社などを確 認してください。

2.日新火災または日新火災代理店へのご連絡

緊急措置後は、直ちに当社または当社代理店までご連絡ください。お名前(ご契約者名)・証券番号・保険種目と事故の日時・場所・状況、損害の概略、届出警察署・消防署名などを伺います。

当社のテレフォンサービスセンターでは、夜間・休日を問わず、24時間体制で事故のご連絡を受け付けています。

テレフォンサービスセンター 0120-25-7474

3.日新火災による損害サービス

当社の各サービスセンターで、お客さまよりご連絡を受けた事故について、保険種目・証券番号をもとに保険料の入金状況・担保条件・特約条項等のご契約内容を確認します。

その後、当社の社員、関連会社のアジャスター(車両 損害鑑定人)、社団法人日本損害保険協会に登録され た鑑定人などが、事故物件・罹災現場の調査や修理業者・ 病院への照会など、さまざまな調査活動を行います。 また、お客さまには調査の進み具合を節目節目にご連 絡します。

なお、解決までの相手の方との示談交渉は、お客さ まとご相談の上、進めていきます。

4.保険金請求書類のご提出

事故の内容、お支払いする保険金の種類に応じて、 必要な書類を当社へご提出いただきます。

5.保険金お支払額の決定

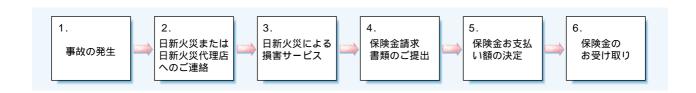
ご契約者・被害者・修理業者・病院等の関係者と交渉 し、修理費見積書、診療報酬明細書、領収証などの資料 を確認の上、お支払いする保険金の額を決定します。

6.保険金のお受け取り

保険金のお受け取りは、安全で迅速な銀行あるいは ゆうちょ銀行の口座振込等をご指定いただきます。

[保険金のお支払いに必要な書類の例]

- ・保険金請求書
- ・修理費見積書
- ・事故車両の写真



再保険

保険会社は、保険金支払責任の一部を国内外の保険会社に転嫁(出再)するとともに、他の保険会社が引き受けた契約に関わるリスクの引き受け(受再)を行うことで危険分散を行い事業成績の安定化に努めています。

このような保険会社間の保険取引を「再保険」と言います。

1.出再の一般的な方針

保有および出再の一般的な方針はリスクの特性に 応じて策定しています。

地震や台風など自然災害の集積リスク、火災保険や 自動車保険等の通常リスク、発生頻度の低い巨大リス クなど、それぞれのリスクについて定量的な評価、そ の内容や特性、収支状況、再保険市場の動向等をふまえ、 事業成績が単年度で大きく変動することがないよう保 有と出再方針を定めています。

保有額を超過するリスクについては、効率的に再保 険カバーを設定し適正にリスク転嫁を図るよう努めて います。

また、出再先である再保険者の選定にあたっては確実な再保険金回収を期するため、外部格付機関による一定以上の格付を有する再保険者とするとともに、特定の再保険者に過度のリスクが偏らないよう管理を行っています。さらに、出再後も常時再保険者の格付の変動に留意し、支払能力に不安が生じた際には速やかに適切な対応を行うように努めています。

2.受再の一般的な方針

受再の引き受けにあたっては、個々のリスクの把握 が難しく、成績の変動が激しいことから慎重な引き受 けを行っています。

引き受けに際しては、引受条件・責任額・成績等を十分精査し、地理的分散やリスクの集積を考慮し優良な案件を選択することで、当社保有リスクの分散化を図っています。なお、一般的にリスクが高いとされる再保険代理店を通じた引き受けや米国の賠償責任保険のみの引き受けは行っていません。

また、引き受け後も成績動向やリスク状況の変化について監視・検証を行い、引受方針の見直しを定期的に行っています。

個人向け保険商品

当社は、お客さまのニーズに合ったさまざまな商品をご用意しています。

くるまの保険

自動車保険の確かな実績と全国に張り巡らせたサービス網で、カーライフに安心をお届けします。

VAP(新総合自動車保険)

相手の方への補償、ご自身とご家族の補償やご契約のお車の補償など、自動車保険の基本的な補償をわかりやすく、お客さまのニーズに合わせた形で、お客さまにピッタリのご契約条件をご提案します。



アサンテ

お車の事故の際、日新火災が指定する優良工場でリサイクル部品を使用して修理していただくことで、車両保険料を約10%割り引く環境配慮型自動車保険です。当社の指定工場で修理していただきますので、質の高い修理とご満足いただけるサービスをご提供できます。



住宅・家財の保険

事故や災害からお客さまの財産を守り、暮らしの安心をお約束します。

生活大臣 (生活安全総合保険)

日常生活における損害賠償、失 火時のお隣への損害賠償など 各種の特約をライフスタイルに 合わせ、自由に設計することに より、「生活大臣」ひとつで日常 生活のさまざまな損害を補償し ます。



LプランSuper

賃貸用のマンション・アパートにお住まいの方向けの家財専用火災保険です。火災や盗難などによる家財の損害を補償するほか、家主に対する賠償責任や修理費用、日常生活における第三者への賠償責任などもまとめて補償します。



からだの保険

お客さまご自身やご家族などの予測できない事故によるケガに対して、確かな補償をお届けします。

ジョイエ傷害保険

日常生活で偶然に起きた事故によるケガや、日常生活上の賠償責任を補償します。 ご契約の満期時には、満期返れい金をお支払いします。



商品ラインナップ(主要商品一覧)



くるまの保険

新総合自動車保険(VAP) 家庭用自動車保険(HAP) 自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)



住宅・家財の保険

生活安全総合保険 (一般住宅用 = 生活大臣) (マンション共用部分用) (賃貸住宅ご入居者用 = LプランSuper) すまいの保険(住自在)



からだの保険

普通傷害保険 家族傷害保険

地震保険

総合補償保険

交通事故傷害保険

ファミリー交通傷害保険

学生・生徒総合補償保険(こども総合保険)

自転車総合保険

所得補償保険

積立家族•普通傷害保険

積立いきいき生活傷害保険(プライムAA)

年金払積立傷害保険

ジョイエ傷害保険

ジョイエ傷害保険(レディースプラン、キッズプラン、ファミリープラン、アクティブプラン)

スポーツ・レジャーの保険



海外旅行保険 国内旅行傷害保険 ゴルファー保険 ヨット・モーターボート総合保険



その他

個人賠償責任保険 ボランティア活動保険

個人向けサービス

事故時のサービス

当社では、全国のサービスセンターで専門スタッフが丁寧な損害サービスを提供しています。また、テレフォンサービスセンター「サービス24」をはじめ、次のとおり多様なサービスを展開しています。

サービス24

24時間・365日、お客さまからの事故のご連絡の 受付および事故相談など、さまざまなサービスをご提供しています。

フリーダイヤル 0120-25-7474



安心サービスセンター

夜間・休日など当社の営業時間外に受け付けた自動車事故については、翌営業日を待つことなく「安心サービスセンター」にて専門家による初期対応を行っています。

安心サービスセンターでは、夜間・休日に事故のご連絡をいただいた事案について、事故対応の専門家が、事故に遭われたお客さまや被害者の方へのご連絡を始め、事故後のアドバイスや保険適用の判断、修理工場・病院との打ち合わせ、代車の手配などの初期対応を迅速に行っています。



各種サポート24

24時間・365日、以下のサポートサービスをご提供 しています。

フリーダイヤル 0120-097-365

ドライビングサポート24

自動車保険をご契約のお客さまを対象として、ロードサービス(レッカー急行、けん引、緊急軽修理、高速・有料道路上でのガス欠時給油、脱輪・落輪引き上げなど)を実施しています。

なお、無料ロードサービスの 対象車種は下記のとおりです。

- ・人身傷害補償保険がセットされたご契約車両
- ・「アサンテ」「無事故円満」「HAP」のご契約車両
- ・フリートのご契約車両

すまいのサポート24

生活安全総合保険(生活大臣・LプランSuper)をご契約のお客さまを対象として、トイレ・台所等の給配水管の詰まりによる応急処置や、鍵の破損・紛失等による建物の鍵開けサービスを実施しています。





その他のサービス

入院事故クイックサービス

事故受付日から3営業日以内にお客さまと相手の方に対して面談を行い、お客さまの不安を取り除きます。

ご安心4コール

お客さまにご安心いただき、何でもご相談いただけるよう、事故の発生から解決に至るまでの節目節目で、 お電話による経過等のご連絡を行っています。

ご安心コール

事故受付後、直ちにお客さま(ご契約者・当事者) とご連絡をとり、事故状況を確認し、当面の対応 から解決までの流れをご説明します。お客さま に担当者の連絡先をご案内し、事故処理に関す る不明な部分をご説明することによってお客さ まの不安を取り除きます。

リターンコール

ご安心コール後、相手の方・修理業者・病院等と の打ち合わせ内容を迅速にご報告します。

経過コール

進捗状況を節目節目でご報告します。

解決コール

事故が解決(示談完了)したことを、いち早くお客さまにご報告します。また、確定した支払保険金額についてもお知らせします。

事故受付通知・途中経過報告サービス

訪問・電話・ハガキ等により、お客さまおよび関係者 の方に事故解決までの進捗状況を随時お知らせして います。

海外旅行サポートサービス

海外旅行保険をご契約のお客さまが、海外で病気やケガ等のトラブルに見舞われたときのために、日本語受付センターを設置し、24時間体制でアシスタンスサービスをご提供しています。

病院紹介サービス

病気やケガをされた場合に、お客さまのご希望・状態に応じて最寄りの適切な病院をご紹介します。

キャッシュレス医療サービス

病気やケガをされ、当社提携病院で治療を受けられる場合、その費用をお客さまに代わり当社提携病院へ お支払いします。

保険金請求に関する相談サービス

ご加入いただいている保険の契約内容や保険金の ご請求方法に関するご相談に、日本語で対応します。

その他のアシスタンスサービス

- ・通訳の手配 ・弁護士の手配
- ・緊急帰国のための航空券の手配 等

医療相談サービス

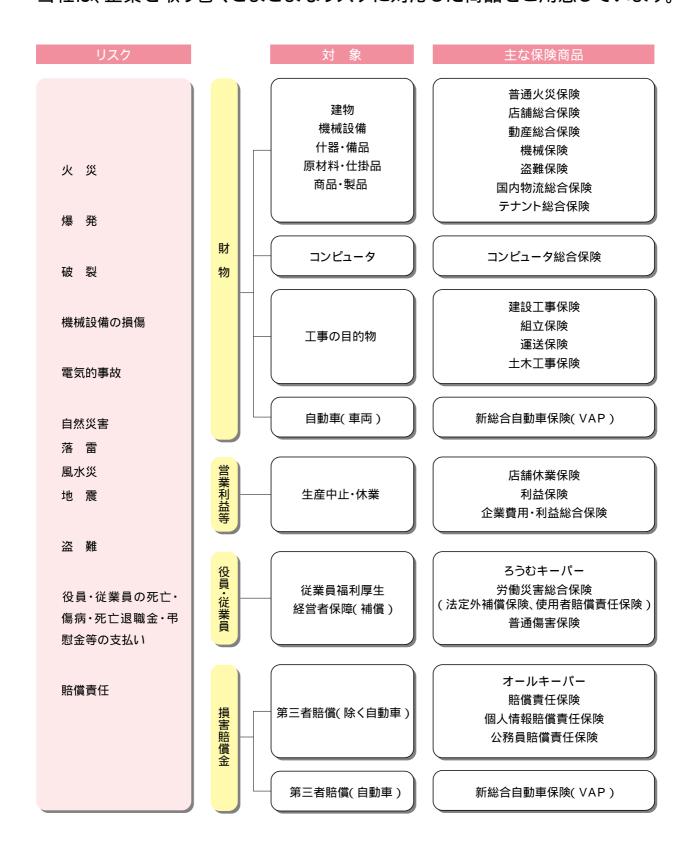
医療のサポート24

ジョイエ医療保険をご契約のお客さまとそのご家族を対象として、専門スタッフが24時間・365日、医療に関するさまざまなご相談に応じます。

- ・突然の病気やケガへの対処方法についての救急専門医によるアドバイス
- ・日頃のお体の不調やお悩みに関するご相談
- ・夜間・休日の救急医療機関、旅先での最寄りの医療 機関のご案内 等

企業向け保険商品

当社は、企業を取り巻くさまざまなリスクに対応した商品をご用意しています。



企業向けサービス

企業を取り巻くさまざまなリスクに対し、各リスクの特性やお客さま固有のリスクを見極め、費用対効果を考えた適切な対策をご提案します。

自動車防災サービス

自動車事故防止総合プログラム「SD3」

企業や団体における交通事故防止対策強化のため、安全運転者(Safe Driver)を育成し、企業の自己防衛力(Self Defense)を「3つのステップ」で強化する自動車事故防止のためのサポートツール「SD3」をご提供しています。自動車事故防止のためのさ



まざまな情報やサービスを、幅広く、きめ細かく、わかりやすくお客さま企業に提供し、お客さまの事故防止対策が効果をあげるようサポートを行っています。

< SD3の概要>

【ステップ1】交通事故防止対策をご紹介

42項目の一般的な自動車事故防止対策の中から、お客さまが現在実施していない対策や、思うように効果のあがっていない取り組みなど、ご関心のある対策をチェックしていただきます。

【ステップ2】成功企業による取り組み事例をご紹介 事故防止の効果をあげた企業の事例をご紹介すること で、具体的な成功ノウハウのヒントをつかんでいただき ます。

【ステップ3】事故防止サポートサービスをご紹介34種類のサポートサービスをご用意しており、効果的な自動車事故防止対策実施のために、ご関心のあるサービスをご利用いただきます。

各種診断サービス

防災診断サービス

火災・爆発や自然災害など、施設・ 設備にダメージを与え、企業活動 を阻害する恐れのあるリスクへ の対応状況を診断し、予防・軽減 対策等をご提案します。



リスク診断サービス

アンケートへのご回答をもとにリスクマネジメント診断を行い、リスク分類に応じた対策等をご提案します。

- ・情報リスク診断 ・危機管理体制診断
- ・コンプライアンス体制診断 ・雷リスク診断
- ・瞬低・停電リスク診断 ・土壌汚染リスク診断
- ・中小企業・法人向けリスク診断

火災保険物件調査サービス

企業のビルや工場等について、適切な保険金額をお決めいただくために、建物・機械等を調査・評価します。また、建物ごとの適正な保険料率と割引適用が可能かどうかを調査し、合理的な契約方式も含め、適切な火災保険契約をご提案します。

賠償リスク診断サービス

社会の変化や法制化等を背景として、企業活動にダメージを与える賠償リスクへの対応状況診断や予防軽減策をご提案します。

- ・PL(生産物賠償責任)防災サービス
- ・個人情報保護支援サービス

リスクマネジメント情報の提供

「Safety Information」の発行

情報ネットワークの拡大、技術の高度化、社会環境の変化等により、企業リスクはますます多様化・巨大化しています。リスクマネジメントジャーナル「Safety Information」では、リスクから企業をどう守っていくのか、そのヒントとなる最新情報をさまざまな角度から取り上げてお届けしています。



防災資料の作成

火災・爆発、交通災害、傷害・賠償事故などの各種リスクに対する事故例や、防災対策に関する資料を、お客さまのご依頼に応じて作成し、ご提供します。

新商品の開発状況(主な料率改定)

新商品の開発状況

2006年(平成18年) 3月	・「海外旅行保険」発売
2008年(平成20年)11月	・新総合自動車保険「VAP」発売

約款・料率の改定

2006年(平成18年) 3月 4月 10月	・リサイクル部品・指定修理工場入庫条件付自動車保険「Eco-ひいき」を「アサンテ」に名称変更 ・生活安全総合保険「生活大臣」の改定 ・「公務員賠償責任保険」の改定
2007年(平成19年) 1月 4月 8月 10月 11月	・総合自動車保険「VAP」の改定 ・家庭用自動車保険「HAP」の改定 ・「建設工事保険」の改定 ・生活安全総合保険「生活大臣」の改定 ・傷害保険(積立を含む)の改定 ・地震保険の改定 ・企業向け傷害保険「ろうむキーパー」の改定
2008年(平成20年)11月	・家庭用自動車保険「HAP」の改定

業績データ

事業の状況	58
経理の状況	70

事業の状況

主要な経営指標等の推移

					(単位,日八口
年 度 項 目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
正味収入保険料	144,962	144,620	144,711	141,684	135,916
(対前期増減()率)	(2.98%)	(0.24%)	(0.06%)	(2.09%)	(4.07%)
経 常 収 益	183,689	172,776	169,908	168,952	166,114
(対前期増減()率)	(0.53%)	(5.94%)	(1.66%)	(0.56%)	(1.68%)
保 険 引 受 利 益	1,793	2,496	6,789	637	3,231
(対前期増減()率)	(70.70%)	(239.21%)	(%)	(%)	(%)
経 常 利 益	5,254	5,359	652	2,622	16,179
(対前期増減()率)	(40.43%)	(2.01%)	(87.83%)	(302.23%)	(716.94%)
当期 純 利 益	2,659	2,943	423	1,962	10,315
(対前期増減()率)	(11.65%)	(10.68%)	(85.62%)	(363.54%)	(625.57%)
正 味 損 害 率	63.37%	59.05%	62.11%	61.39%	62.64%
正味事業費率	35.88%	36.50%	36.37%	37.14%	38.41%
利息及び配当金収入	6,694	7,692	8,545	7,533	5,965
(対前期増減()率)	(4.62%)	(14.91%)	(11.09%)	(11.85%)	(20.81%)
運 用 資 産 利 回 り (イ ン カ ム 利 回 り)	1.70%	1.94%	2.13%	1.88%	1.52%
資産運用利回り (実現利回り)	1.94%	3.03%	2.97%	1.98%	3.63%
時 価 総 合 利 回 り	3.71%	11.78%	0.95%	8.98%	6.93%
資本金の額 (発行株式総数)	15,635 (189,159千株)	20,389 (212,696千株)	20,389 (210,320千株)	20,389 (210,320千株)	20,389 (210,320千株)
純 資 産 額	88,551	124,638	118,278	86,549	64,483
総 資 産 額	493,070	517,768	516,415	481,808	443,040
積 立 勘 定 資 産 残 高	114,840	105,024	98,211	91,407	82,156
責任準備金残高	331,739	330,829	332,566	329,070	319,512
貸 付 金 残 高	47,158	64,666	53,503	41,618	28,558
有価証券残高	276,959	307,669	331,661	305,170	256,175
ソルベンシー・マージン比率	1,110.9%	1,132.5%	1,012.6%	899.3%	737.9%
自己資本比率	17.96%	24.07%	22.90%	17.96%	14.55%
配当性向	41.69%	51.15%	398.01%	132.58%	
従 業 員 数	2,493名	2,662名	2,741名	2,745名	2,746名

⁽注)1.正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

^{2.}正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料

^{3.}ソルベンシー・マージン比率の算出方法については、「P.69 ソルベンシー・マージン比率」をご参照ください。

^{4.}純資産額の算定にあたり、平成18年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針(企業会計基準適用指針第8号)を適用しています。

保険事業の状況

元受正味保険料(含む積立保険料)及び1人当たり保険料

(単位:百万円)

	年	年 度 平成18年度			平成19年度			平成20年度			
種	I		金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率
火		災	30,872	19.0	3.0	29,113	18.7 %	5.7 %	28,512	19.0 %	2.1 %
海		上	954	0.6	6.3	918	0.6	3.8	505	0.3	44.9
傷		害	19,573	12.1	8.7	17,361	11.2	11.3	17,638	11.8	1.6
自	動	車	76,580	47.2	0.2	75,510	48.5	1.4	74,378	49.7	1.5
自動	車損害賠償	責任	23,892	14.7	1.6	22,538	14.5	5.7	18,911	12.6	16.1
そ	の	他	10,405	6.4	2.2	10,254	6.6	1.4	9,789	6.5	4.5
合		計	162,278	100.0	1.2	155,696	100.0	4.1	149,735	100.0	3.8
	美員 一人 当 妹保険料(含む積立		59		4.1	56		4.2	54		3.9

(注)1.元受正味保険料(含む積立保険料)とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものをいいます。

正味収入保険料

(単位:百万円)

	年	度		平成18年度			平成19年度			平成20年度		
種	目		金額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	
火		災	24,782	17.1	0.4 %	23,678	16.7	4.5	24,454	18.0 %	3.3	
海		上	1,034	0.7	3.0	1,036	0.7	0.2	693	0.5	33.1	
傷		害	10,903	7.5	0.3	10,264	7.2	5.9	9,794	7.2	4.6	
自	動	車	76,162	52.6	0.2	75,087	53.0	1.4	73,958	54.4	1.5	
自動	車損害賠	償責任	22,047	15.2	1.2	21,960	15.5	0.4	17,706	13.0	19.4	
そ	の	他	9,781	6.8	1.3	9,658	6.8	1.3	9,309	6.8	3.6	
合		計	144,711	100.0	0.1	141,684	100.0	2.1	135,916	100.0	4.1	

(注)正味収入保険料とは、元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

受再正味保険料及び支払再保険料

(単位:百万円)

	年	度	平成1	8年度	平成1	9年度	平成20年度		
種	目		受再正味保険料	支払再保険料	受再正味保険料	支払再保険料	受再正味保険料	支払再保険料	
火		災	3,003	6,251	2,910	5,889	3,203	5,694	
海		上	250	170	247	129	230	43	
傷		害	13	133	12	132	0	113	
自	動	車	47	465	42	465	38	459	
自動	車損害賠	償責任	16,333	18,178	16,338	16,917	11,463	12,668	
そ	Ø	他	511	1,114	472	1,055	414	920	
合		計	20,159	26,313	20,024	24,589	15,350	19,898	

(注)1.受再正味保険料とは、受再契約に係る収入保険料から受再解約返戻金および受再その他返戻金を控除したものをいいます。

^{2.} 従業員一人当たり元受正味保険料(含む積立保険料) = 元受正味保険料(含む積立保険料)÷ 従業員数

^{2.}支払再保険料とは、出再契約に係る支払保険料から出再保険返戻金およびその他の再保険収入を控除したものをいいます。

事業の状況

解約返戻金 (単位:百万円)

種	年 度目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
火	災	1,643	1,849	1,755
海	上	43	44	42
傷	害	1,879	1,887	1,775
自	動 車	869	787	857
自動車	損害賠償責任	811	885	925
そ	の 他	294	345	323
合	計	5,541	5,799	5,679

⁽注)解約返戻金とは、元受解約返戻金、受再解約返戻金および積立解約返戻金の合計額をいいます。

保険引受利益 (単位:百万円)

種	年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
火	災	5,613	1,885	1,486
海	上	201	194	204
傷	害	222	1,797	1,325
自	動 車	819	967	3,009
自動車	損害賠償責任			
そ	の 他	780	1,887	143
合	計	6,789	637	3,231

元受正味保険金 (単位:百万円)

	年	度	平成18年度		平成1	9年度	平成20年度		
種	目		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
火		災	12,695	15.2	8,188	10.2	7,092	9.0	
海		上	345	0.4	365	0.5	237	0.3	
傷		害	4,713	5.6	5,211	6.5	5,752	7.3	
自	動	車	44,625	53.3	45,717	56.8	44,307	55.9	
自動	車損害賠	償責任	16,238	19.4	16,048	19.9	16,949	21.4	
そ	の	他	5,120	6.1	4,986	6.2	4,885	6.2	
合		計	83,738	100.0	80,518	100.0	79,224	100.0	

⁽注)元受正味保険金とは、元受契約に係る支払保険金から元受契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。

正味支払保険金 (単位:百万円)

	年	度	3	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
種	目		金額	構成比	正 味 損害率	金額	構成比	正 味 損害率	金額	構成比	正 味 損害率	
火		災	13,095	15.9	54.8	8,665	10.9	38.7	7,924	10.2	34.4	
海		上	441	0.5	46.4	448	0.6	46.2	337	0.4	51.2	
傷		害	4,719	5.7	47.7	5,215	6.5	55.1	5,750	7.4	63.4	
自	動	車	44,120	53.7	64.3	45,460	57.0	66.6	44,144	56.7	65.8	
自動	車損害賠	償責任	14,770	18.0	72.8	14,875	18.7	73.5	14,873	19.1	91.1	
そ	Ø	他	5,064	6.2	57.2	5,029	6.3	57.1	4,861	6.2	57.6	
合		計	82,212	100.0	62.1	79,694	100.0	61.4	77,893	100.0	62.6	

⁽注)1 正味支払保険金とは、元受および受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。

受再正味保険金及び回収再保険金

(単位:百万円)

	年	 度	平成18年度		平成1	9年度	平成20年度		
種	目		受再正味保険金	回収再保険金	受再正味保険金	回収再保険金	受再正味保険金	回収再保険金	
火		災	1,341	940	1,692	1,215	1,498	665	
海		上	183	88	153	71	144	43	
傷		害	7	1	6	2	2	3	
自	動	車	34	539	30	287	40	204	
自動	車損害賠	音償責任	14,770	16,238	14,875	16,048	14,873	16,949	
そ	の	他	125	181	319	276	64	87	
合		計	16,463	17,989	17,077	17,902	16,623	17,954	

⁽注)1 受再正味保険金とは、受再契約に係る支払保険金から受再契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。

正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位:%)

	年	度	平成18年度				平成19年度			平成20年度		
種	目		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	
火		災	54.8	45.5	100.2	38.7	46.1	84.8	34.4	44.7	79.1	
海		上	46.4	41.6	88.0	46.2	39.9	86.1	51.2	36.0	87.2	
傷		害	47.7	48.7	96.4	55.1	50.6	105.7	63.4	51.9	115.3	
自	動	車	64.3	34.5	98.8	66.6	35.2	101.8	65.8	35.6	101.4	
自動	車損害賠	音償責任	72.8	20.1	92.9	73.5	21.1	94.6	91.1	27.0	118.1	
そ	Ø	他	57.2	50.5	107.7	57.1	51.7	108.8	57.6	52.0	109.6	
合		計	62.1	36.4	98.5	61.4	37.1	98.5	62.6	38.4	101.0	

⁽注)1. 正味損害率 = (正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

- 2.正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料
- 3. 合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

² 正味損害率 = (正味支払保険金+損害調査費)÷ 正味収入保険料

² 回収再保険金とは、出再契約に係る回収保険金から出再契約に係る返還金を控除したものをいいます。

事業の状況

出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位:%)

	_	年 度		平成18年度			平成19年度		平成20年度		
種	目		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火		災	64.1	47.4	111.6	27.6	44.1	71.7	32.8	44.9	77.7
海		上	29.9	36.2	66.1	48.3	35.4	83.7	37.5	28.5	66.0
傷		害	48.6	48.1	96.7	64.0	49.7	113.7	66.4	50.6	117.0
(う	ちほ	医療)	(3.8)			(3.5)			(3.7)		
(う	ちか	がん)	(62.4)			(55.5)			(45.1)		
自	動	車	66.9	34.3	101.2	68.1	34.7	102.8	65.7	35.3	101.0
そ	の	他	50.4	46.1	96.5	60.5	47.2	107.7	41.1	48.0	89.1
(う	ち介護	費用)	()			()			()		
合		計	62.9	39.2	102.1	58.6	39.0	97.6	56.7	39.6	96.3

- (注)1.地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
 - 2.発生損害率 = (出再控除前の発生損害額+損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 - 3.事業費率 = (支払諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 - 4. 合算率 = 発生損害率 + 事業費率
 - 5. 出再控除前の発生損害額 = 支払保険金+出再控除前の支払備金積増額
 - 6. 出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 出再控除前の未経過保険料積増額
 - 7. 傷害のうち「介護」は取り扱いがありません。
 - 8.(うち介護費用)の発生損害率は、出再控除前の既経過保険料が負値であるため"ー"と表示しています。

国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

X	年度分		度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
国	内	契	約	98.8%	98.7%	98.4%
海	外	契	約	1.2%	1.3%	1.6%

⁽注)上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を 記載しています。

出再先保険会社数と出再保険料上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合
平成20年度	44 ()	51.9% ()
平成19年度	52 ()	49.8% ()

- (注)1 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象にしています。
 - 2()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

出再保険料の格付区分別構成割合

格付区分	A-以上	BBB+ ~ BBB-	その他 (BB+以下・格付無)	合 計
平成20年度	99.2%	0.1%	0.7%	100.0%
平成19年度	97.0% (%)	0.5%	2.5%	100.0%

(注)1 特約再保険を出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。 格付区分は、以下の方法により行っています。

スタンダード・アンド・プアーズ社の格付を使用しています。

スタンダード・アンド・プアーズ社の格付を持たない場合は、エイ・エム・ベスト社、ムーディーズ社、フィッチ社の順で格付の有無を確認し、利用できる格付に読み替えて使用しています。

格付の読み替えは以下のとおりです。

スタンダード・アンド・プアーズ	A-以上	BBB+ ~ BBB-	BB+以下
エイ・エム・ベスト	B+以上		B以下
ムーディーズ	A3以上	Baa1 ~ Baa3	Ba1以下
フィッチ	A-以上	BBB+ ~ BBB-	BB+以下

2()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

未収再保険金の推移

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年 度 開 始 時 の 未 収 再 保 険 金	321 ()	944	477 ()
当該年度に回収できる事由が発生した額	1,684 ()	1,536 ()	647
当 該 年 度 回 収 等	1,061	2,002	994
年度末の未収再保険金 = + -	944	477 ()	130

- (注)1.地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
 - 2.()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

事業の状況

契約者配当金

積立保険(貯蓄型保険)では、保険期間が終了し満期を迎えたご契約者に対して、満期返戻金をお支払いするとともに、保険期間中の運用利回りが予定利回りを上回った場合には、毎月の満期契約ごとに契約者配当金を計算してお支払いします。(運用利回りが予定利回りを超えなかった場合、契約者配当金はお支払いしません。)

したがって、契約者配当金は毎月変動しますが、平成20年6月および平成21年6月に満期を迎えた積立普通傷害保険のご契約に対してお支払いした契約者配当金は以下のとおりです。

〔満期返戻金100万円の例〕

払込方法 満期月 及び保険期間		一時払契約	年払契約	半年払契約	月払契約	団体扱契約
	3 年	0円	0円	0円	0円	0円
平成20年6月	5 年	0円	0円	0円	0円	0円
	10 年	0円	0円	0円	0円	0円
	3 年	0円	0円	0円	0円	0円
平成21年6月	5 年	0円	0円	0円	0円	0円
	10 年	0円	0円	0円	0円	0円

資産運用等の状況

運用資産の推移

(単位:百万円)

	年	度	平	成18年度末	₹	<u> </u>	成19年度末	₹	4	成20年度末	₹
X	分			構成比	増減率		構成比	増減率		構成比	増減率
総	資	産	516,415	100.0	0.3	481,808	100.0	6.7	443,040	100.0	8.0
運	用資	産	466,254	90.3	0.1	415,959	86.3	10.8	349,254	78.8	16.0
	預 貯	金	38,224	7.4	26.8	30,719	6.4	19.6	25,619	5.8	16.6
運	コールロー	- ン	7,000	1.4		3,500	0.7	50.0			100.0
用資	買入金銭債	権	608	0.1	89.8	514	0.1	15.4	4,996	1.1	870.8
産り	有 価 証 (うち株)	券 式)	331,661 (123,987)	64.2 (24.0)	7.8 (6.4)	305,170 (84,128)	63.3 (17.5)	8.0 (32.1)	256,175 (54,965)	57.8 (12.4)	16.1 (34.7)
訳	貸 付	金	53,503	10.4	17.3	41,618	8.6	22.2	28,558	6.4	31.4
	土地・建	物	35,256	6.8	2.7	34,435	7.1	2.3	33,904	7.7	1.5

利息及び配当金収入・運用資産利回り(インカム利回り)

年度	平成1	8年度	平成1	9年度	平成2	0年度
区分		利回り		利回り		利回り
預 貯 金	74	0.17	99	0.34	49	0.21
コールローン	1	0.25	55	0.47	24	0.44
買入金銭債権	41	0.52	8	1.55	19	0.95
有 価 証 券	6,849	2.77	5,967	2.18	4,805	1.66
(公社債)	(1,365)	(1.46)	(1,646)	(1.43)	(2,054)	(1.52)
(株 式)	(1,538)	(2.63)	(1,604)	(2.83)	(1,242)	(2.37)
(外国証券)	(2,696)	(3.62)	(1,569)	(1.98)	(1,337)	(1.55)
(その他の証券)	(1,249)	(5.94)	(1,147)	(5.32)	(171)	(1.08)
貸 付 金	1,124	1.86	1,010	2.07	657	1.96
土地・建物	340	0.94	330	0.94	331	0.96
小 計	8,430	2.13	7,472	1.88	5,888	1.52
そ の 他	114		61		76	
合 計	8,545		7,533		5,965	

⁽注)運用資産利回り(インカム利回り)…運用資産に係る成果を、インカム収入(利息及び配当金収入)の観点から示す指標。分子は運用 資産に係る利息及び配当金収入、分母は取得原価または償却原価をベースとした利回り。

事業の状況

運用資産利回り(インカム利回り)のみでは、運用の実態を必ずしも適切に反映できないため、以下二つの利回りを開示しています。

資産運用利回り(実現利回り)

(単位:百万円)

年 度		平成18年度			平成19年度			平成20年度	
区分	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り
預 貯 金	235	42,826	% 0.55	114	29,030	0.39	120	23,260	0.52
コールローン	1	397	0.25	55	11,846	0.47	24	5,605	0.44
買入金銭債権	41	7,943	0.53	8	556	1.55	20	2,012	1.03
有 価 証 券	9,816	247,554	3.97	6,329	273,100	2.32	15,825	289,668	5.46
(公社債)	(1,794)	(93,582)	(1.92)	(1,908)	(115,397)	(1.65)	(2,362)	(135,244)	(1.75)
(株 式)	(4,090)	(58,461)	(7.00)	(4,739)	(56,775)	(8.35)	(220)	(52,420)	(0.42)
(外 国 証 券)	(2,498)	(74,473)	(3.35)	(745)	(79,372)	(0.94)	(13,242)	(86,086)	(15.38)
(その他の証券)	(1,433)	(21,037)	(6.82)	(427)	(21,555)	(1.98)	(4,724)	(15,917)	(29.68)
貸 付 金	1,159	60,535	1.92	1,033	48,758	2.12	678	33,521	2.02
土 地 ・ 建 物	340	36,036	0.94	330	35,182	0.94	331	34,473	0.96
金融派生商品	52			193			727		
そ の 他	112			41			60		
合 計	11,759	395,294	2.97	7,879	398,475	1.98	14,103	388,541	3.63

- (注)資産運用利回り(実現利回り)..資産運用に係る成果を、当期の期間損益への寄与の観点から示す指標。
 - ・資産運用損益(実現ベース)=資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用
 - ・平均運用額(取得原価ベース)=取得原価または償却原価による平均残高(原則として各月末残高の平均。ただし、コールローンおよび買入金銭債権は日々残高の平均)

(参考)時価総合利回り

年 度		平成18年度			平成19年度			平成20年度	
区分	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り
預 貯 金	235	42,826	0.55	114	29,030	0.39	120	23,260	0.52
コールローン	1	397	0.25	55	11,846	0.47	24	5,605	0.44
買入金銭債権	41	7,943	0.53	8	556	1.55	20	2,012	1.03
有 価 証 券	2,692	327,234	0.82	44,511	345,607	12.88	30,197	311,334	9.70
(公社債)	(2,182)	(96,070)	(2.27)	(1,752)	(118,273)	(1.48)	(1,617)	(137,965)	(1.17)
(株 式)	(3,731)	(133,070)	(2.80)	(32,945)	(123,562)	(26.66)	(19,940)	(81,522)	(24.46)
(外国証券)	(3,255)	(74,977)	(4.34)	(10,037)	(80,585)	(12.46)	(8,288)	(78,007)	(10.62)
(その他の証券)	(986)	(23,115)	(4.27)	(3,281)	(23,186)	(14.15)	(3,585)	(13,838)	(25.91)
貸 付 金	1,159	60,535	1.92	1,033	48,758	2.12	678	33,521	2.02
土 地 ・ 建 物	340	36,036	0.94	330	35,182	0.94	331	34,473	0.96
金融派生商品	93			862			758		
そ の 他	112			41			60		
合 計	4,489	474,973	0.95	42,292	470,981	8.98	28,444	410,207	6.93

- (注)時価総合利回り…時価ベースでの運用効率を示す指標。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回り。
 - ・資産運用損益等(時価ベース)=(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)
 - +(当期末評価差額(*) 前期末評価差額(*))+ 繰延ヘッジ損益増減
 - ・平均運用額(時価ベース)=取得原価または償却原価による平均残高+その他有価証券に係る前期末評価差額(*)
 - + 売買目的有価証券に係る前期末評価損益
 - (*)税効果控除前の金額によっています。

海外投融資 (単位:百万円)

	年 度	平成18	年度末	平成19	年度末	平成20)年度末	
X	分		構成比		構成比		構成比	
			%		%		%	
外	外 国 公 社 債	19,691	25.5	18,724	23.4	11,974	23.4	
貨	外 国 株 式			503	0.6	438	0.9	
建	そ の 他	5,098	6.6	4,530	5.7	1,285	2.5	
	計	24,789	32.1	23,757	29.7	13,698	26.7	
_	非居住者貸付	500	0.7	500	0.6	500	1.0	
円貨	外 国 公 社 債	22,219	28.7	30,356	37.9	32,703	63.8	
建	そ の 他	29,807	38.6	25,449	31.8	4,380	8.5	
	計	52,527	67.9	56,305	70.3	37,583	73.3	
	合 計	77,317	100.0	80,063	100.0	51,282	100.0	
	インカム利回り	3.61	%	1.99	9%	1.56	5%	
3	実現利回り	3.46%		1.00)%	15.27%		
E	時価総合利回り	4.27	7%	11.58	3%	10.50	0%	

- (注)1 外貨建および円貨建の「その他」には外国投資信託を含みます。
 - 2「インカム利回り」は、海外投融資に係る利息及び配当金収入を当該資産の平均運用額(取得原価ベース)で除した比率です。
 - 3 「実現利回り」は、海外投融資に係る資産について P.66「資産運用利回り(実現利回り)」と同様の方法により算出したものです。
 - 4「時価総合利回り」は、海外投融資に係る資産についてP.66「(参考)時価総合利回り」と同様の方法により算出したものです。

公共関係投融資の推移(新規引受ベース)

	年 度	平成1	8年度	平成1	9年度	平成2	0年度
X	分		構成比		構成比		構成比
公	国 債 债		%		%		%
社債	公社・公団債	11	69.1	9	64.3	8	72.7
	計	11	69.1	9	64.3	8	72.7
貸	公 共 団 体						
	公社・公団	5	30.9	5	35.7	3	27.3
付	計	5	30.9	5	35.7	3	27.3
	· 合 計	16	100.0	14	100.0	11	100.0

事業の状況

各種ローン金利

(単位:%)

貸	出	の	種	類						利		率					
		一般貸付標準金利		金利	平成19年 4月1日	平成19年 4月10日		平成19年 6月8日	平成19年 7月11日			平成19年 10月10日		平成19年 12月11日	平成20年 1月10日	平成20年 2月8日	平成20年 3月11日
平 成	(長期プライムレート)		2.20	2.25		2.45	2.55		2.25	2.45	2.20	2.30	2.10	2.15	2.10		
年 度	年度 消費者	費者ローン		平成19年 4月1日			平成19年 6月5日						平成19年 12月5日				
			6.06			5.96						6.01					
		一般貸付標準金利		金利	平成20年 4月1日		平成20年 5月9日	平成20年 6月10日	平成20年 7月10日	平成20年 8月8日	平成20年 9月10日	平成20年 10月10日			平成21年 1月9日		
平成。	(長	期プライ	1ムレ [.]	- ト)	2.10		2.40	2.45	2.40	2.25	2.30	2.35	2.40		2.25		
20年度	消	消費者ローン		平成20年 4月1日			平成20年 6月5日						平成20年 12月5日				
			6.01			5.86					·	6.06		·			

公共債の窓販実績

該当ありません。

ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

				(単位:百万円
X	年 度	平成19年度 (平成20年3月31日現在)	平成20年度 (平成21年3月31日現在)	比較増減
(A)	ソルベンシー・マージン総額	178,365	138,990	39,374
	資本金等	70,195	57,299	12,895
	価格変動準備金	4,108	272	3,835
	危険準備金			
	異常危険準備金	65,912	64,354	1,558
	一般貸倒引当金	256	441	184
	その他有価証券の評価差額×90% (評価損の場合は100%)税効果控除前)	19,499	6,564	12,935
	土地の含み損益×85%(評価損の場合は100%)	2,200	1,828	372
	払戻積立金超過額			
	負債性資本調達手段等			
	控除項目			
	その他	16,191	8,229	7,961
(B)	リスクの合計額 √(R₁+R₂)²+(R₃+R₄)²+R₅+R₆	39,663	37,669	1,994
	一般保険リスク(R₁)	8,034	7,831	202
	第三分野保険の保険リスク(R₂)			
	予定利率リスク(R₃)	467	445	22
	資産運用リスク(R₄)	14,259	8,872	5,386
	経営管理リスク(R₅)	895	1,242	347
	巨大災害リスク(R ₆)	21,992	24,255	2,262
(C)	ソルベンシー・マージン比率 [(A)/{(B)×1/2}]×100	899.3%	737.9%	161.4%

(注)上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出して います。なお、「資本金等」は、純資産の部の合計額から社外流出予定額、評価・換算差額等および繰延資産を控除した額です。

ソルベンシー・マージン比率

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、「通常の予測を超える危険」が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわちソルベンシー・マージン総額:上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。

「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

保険引受上の危険:保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険

(一般保険リスク) (巨大災害に係る危険を除く)

(第三分野保険の保険リスク)

予定利率上の危険:実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険(予定利率リスク)

資産運用上の危険:保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等(資産運用リスク)

経営管理上の危険:業務の運営上、通常の予測を超えて発生し得る危険で上記 ~ および 以外のもの (経営管理リスク)

巨大災害に係る危険:通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険(巨大災害リスク)

「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み損益の一部等の総額です。

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

経理の状況

当社は、保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書等について、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、あらた監査法人による監査を受け、監査報告書を受領しています。

計算書類

貸借対照表 (単位:百万円)

年 度	平成19年 (平成20年3月31		平成20年 (平成21年3月31		比較増減
科目	金額	構成比	金 額	構成比	או או או
(資産の部)		%		%	
現金及び預貯金	30,817	6.40	25,683	5.80	5,133
現 金	97		63		.,
五	30,719		25,619		
コ ー ル ロ ー ン	3,500	0.73	·		3,500
 買 入 金 銭 債 権	514	0.11	4,996	1.13	4,481
有 価 証 券	305,170	63.34	256,175	57.82	48,995
国	46,322		52,501		
地 方 債	671		556		
社	78,898		88,008		
株式	84,128		54,965		
外 国 証 券	78,940		50,782		
その他の証券	16,208		9,360		
貸付金金	41,618	8.64	28,558	6.45	13,060
保 険 約 款 貸 付	759		698		
一 般 貸 付	40,858		27,859		
有 形 固 定 資 産	36,050	7.48	35,579	8.03	471
土 地	20,391		20,313		
建物	14,044		13,591		
リ ー ス 資 産			65		
その他の有形固定資産	1,615		1,609		
無形固定資産	104	0.02	96	0.02	7
その他資産	37,664	7.82	59,257	13.38	21,592
未 収 保 険 料	16		4		
代 理 店 貸	7,505		6,607		
共 同 保 険 貸	408		379		
再保険貸	5,804		5,718		
外 国 再 保 険 貸	1,451		999		
未 収 金	2,099		24,459		
未収収益	726		749		
預託金	1,202		1,142		
地 震 保 険 預 託 金 仮 払 金	10,062		10,599		
	4,026		3,973		
金融派生商品 その他の資産	1		68		
	4,360	5.86	4,555	0.16	7.010
操 延 税 金 資 産 貸 倒 引 当 金	28,227 1,861	0.39	36,145 3,452	8.16 0.78	7,918 1,591
			·		
資 産 の 部 合 計	481,808	100.00	443,040	100.00	38,768

(単位:百万円)

年 度	平成19年度 (平成20年3月31日現在)		平成20年度 (平成21年3月31日現在)		比較増減
科目	金額	構成比	金額	構成比	DOTA HIN
(負債の部)		%		%	
保険契約準備金	375,346	77.90	364,437	82.26	10,908
支 払 備 金	46,275		44,925		
責 任 準 備 金	329,070		319,512		
その他負債	13,038	2.71	11,685	2.64	1,353
共 同 保 険 借	527		447		
再 保 険 借	4,321		4,050		
外 国 再 保 険 借	526		654		
未 払 法 人 税 等	573		410		
預 り 金	612		407		
前 受 収 益	24		20		
未 払 金	1,522		1,611		
仮 受 金	4,684		3,957		
金融派生商品	243		54		
リース債務			68		
その他の負債	2		2		
退職給付引当金	1,730	0.36	1,628	0.37	102
役員退職慰労引当金	327	0.07			327
賞与引当金	706	0.15	533	0.12	173
特別法上の準備金	4,108	0.85	272	0.06	3,835
価格変動準備金	4,108		272		
負 債 の 部 合 計	395,259	82.04	378,557	85.45	16,702
(純資産の部)					
資 本 金	20,389	4.23	20,389	4.60	
資 本 剰 余 金	15,518	3.22	15,518	3.50	
資 本 準 備 金	12,620		12,620		
その他資本剰余金	2,898		2,898		
利 益 剰 余 金	36,888	7.66	23,971	5.41	12,916
利 益 準 備 金	5,971		6,492		
その他利益剰余金	30,916		17,479		
特別準備金	20,840		20,840		
配当引当積立金	4,300		3,300		
不動産圧縮積立金	1,729		1,716		
繰越利益剰余金	4,047		8,376		
株 主 資 本 合 計	72,796	15.11	59,880	13.52	12,916
その他有価証券評価差額金	13,822	2.87	4,653	1.05	9,169
操延へッジ損益	70	0.01	50	0.01	20
評価・換算差額等合計	13,752	2.85	4,603	1.04	9,149
純 資 産 の 部 合 計	86,549	17.96	64,483	14.55	22,065
負債及び純資産の部合計	481,808	100.00	443,040	100.00	38,768

平成20年度の注記事項

- 1.有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりとしています。
 - (1)子会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっています。
 - (2)その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。 なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいています。
 - (3)その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法または償却原価法によっています。
- 2. デリバティブ取引の評価は、時価法によっています。
- 3. 有形固定資産の減価償却は次のとおりとしています。
 - (1)リース資産以外の有形固定資産

定率法により行っています。ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物付属設備等を除く)については、定額法により行っています。

(2)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により行っています。

- 4.外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は外貨建取引等会計処理基準に基づき行っています。
- 5.貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しています。 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質 的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認めら れる額等を控除し、その残額を計上しています。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しています。 また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、各資産の主管部および審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した 内部監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っています。

6. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づいて、当期末に 発生していると認められる額を計上しています。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により費用処理しています。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により、翌期から費用処理しています。

7. 役員退職慰労引当金

(追加情報)

当社は平成20年6月20日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給議案を決議しており、当該決議以前から在職している役員に対し、これまでの在任期間に応じた退職慰労金を各役員の退任時に支給することとしています。これにより、当社の「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、「未払金」に含めて表示しています。

- 8. 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しています。
- 9. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しています。
- 10.所有権移転外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(会計方針の変更)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。これに伴う経常損失および税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。

- 11.外貨建資産に係る将来の為替相場の変動リスクを軽減する目的で実施している為替予約取引の一部については、繰延ヘッジ処理および振当処理を行っています。なお、繰延ヘッジ処理については、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があるため、ヘッジ有効性の評価を省略しています。
- 12.消費税等の会計処理は税抜方式によっています。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっています。 なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っています。
- 13.貸付金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は4,152百万円です。この内訳は次のとおりです。
 - (1)破綻先債権額は2,249百万円です。

破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除きます。以下「未収利息不計上貸付金」といいます。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまで(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。

(2)延滞債権額は908百万円です。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金以外の貸付金です。

(3)3カ月以上延滞債権額はありません。

3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および 延滞債権に該当しないものです。

(4)貸付条件緩和債権額は994百万円です。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放 棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

14. 有形固定資産の減価償却累計額は22,001百万円、圧縮記帳額は5,611百万円です。

- 15. 関係会社に対する金銭債権総額は531百万円、金銭債務総額は103百万円です。
- 16. 取締役および監査役に対する金銭債務の総額は221百万円です。
- 17. 繰延税金資産の総額は44,412百万円、繰延税金負債の総額は4,987百万円です。また、評価性引当額として繰延税金資産から控除 した額は3,278百万円です。

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、責任準備金27,932百万円、退職給付引当金3,730百万円、有価証券評価損5,158百万円、 支払備金1,117百万円および価格変動準備金98百万円です。

繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、その他有価証券に係る評価差額金2,640百万円です。

- 18.関係会社株式の額は、83百万円です。
- 19.担保に供している資産は、預貯金412百万円です。これは、信用状発行の目的により差し入れているものです。
- 20.支払備金の内訳は次のとおりです。

支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く) 40,870百万円 同上に係る出再支払備金 1,326百万円 引 (イ) 39,543百万円 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る支払備金(ロ)5,381百万円 計 (イ+ロ) 44,925百万円

21. 責任準備金の内訳は次のとおりです。

12 1 115 22 1 5 14 (10 15) (1-5 2 - 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	
普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	120,047百万円
同上に係る出再責任準備金	2,612百万円
差 引 (イ)	117,434百万円
その他の責任準備金(口)	202,077百万円
計 (イ+ロ)	319.512百万円

22.1株当たりの純資産額は306円59銭です。

算定上の基礎である当期純資産額は64,483百万円、このうち普通株式に帰属しないものはありません。また、普通株式の当期末発行 済株式数は210,320千株です。

23.貸付金に係るコミットメント契約の融資未実行残高は次のとおりです。

貸出コミットメントの総額	500百万円
貸出実行残高	425百万円
差引額	

- 24.退職給付に関する事項は次のとおりです。
 - (1)退職給付債務およびその内訳

イ.退職給付債務	19,880百万円
口.年金資産	8,440百万円
八.退職給付信託	9,687百万円
二.未積立退職給付債務(イ+ロ+ハ)	1,752百万円
ホ.未認識数理計算上の差異	5,259百万円
へ.未認識過去勤務債務	739百万円
ト.貸借対照表計上額の純額(二+ホ+へ)	2,767百万円
チ.前払年金費用	4,396百万円
リ.退職給付引当金(ト-チ)	1,628百万円

(2)退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	2.0%
期待運用収益率	2.0%
過去勤務債務の額の処理年数	12年
数理計算上の差異の処理年数	12年

(3)退職一時金制度、適格退職年金制度および自社年金制度に基づく退職給付引当金の当期末残高(年金資産のうち、退職給付信託に係る 退職給付引当金に相当する金額を含む。)の内訳は、次のとおりです。

	退職一時金	適格退職年金	自社年金	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
退職給付引当金(年金資産控除前)	5,093	380	5,207	9,920
退職給付信託の年金資産	3,465	2,125	7,097	12,688
退職給付引当金(純額)	1,628			1,628
前払年金費用(純額)		2,505	1,890	4,396

- 25.上記における子会社および関係会社の定義は、会社計算規則第2条に基づいています。
- 26. ストック・オプション等関係
 - (1)ストック・オプションに係る当期における費用計上額および科目名

営業費及び一般管理費 52百万円

(2) 当期に付与したストック・オプションの内容

当社の親会社である東京海上ホールディングス株式会社より、当社の取締役、監査役および執行役員に対して株式報酬型ストック・ オプションが付与されており、当社は自社負担額のうち当期末までに発生した額を報酬費用として計上しています。

27.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書 (単位:百万円)

12441	·· —				(単位:白万円
	年	度	平成19年度 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	平成20年度 (平成20年4月1日から (平成21年3月31日まで)	比較増減
科			金額	金 額	
経		益	168,952	166,114	2,838
保	険 引 受 収	益	157,921	158,770	848
	正味収入保険	料	141,684	135,916	5,768
	収入積立保険	料	9,445	9,271	174
	積立保険料等運用		3,286	2,655	630
	支払備金戻入	額	3,260	1,350	1,350
			2.405		
			3,495	9,558	6,062
./77	その他保険引受い		8	17	9
資		益	10,914	7,241	3,673
	利息及び配当金収		7,533	5,965	1,567
	有 価 証 券 売 却	益	6,445	3,109	3,335
	有 価 証 券 償 還	益	0	62	62
	金融派生商品収	益	193	727	533
	その他運用収	益	28	32	3
	積立保険料等運用益抗	辰 替	3,286	2,655	630
そ	の 他 経 常 収	益	117	103	13
経		用	166,330	182,294	15,964
保		用	130,331	127,752	2,579
	正味支払保険	金	79,694	77,893	1,801
	損害調査	費	7,288	7,249	39
	諸手数料及び集金		24,716	24,580	135
	満期返戻	金金	16,615	17,674	1,058
		金	10,015	·	
		並 額		7	3
			1,707	227	1,707
	為 替 差	損	176	237	61
	その他保険引受費		127	110	17
資		用	6,321	24,000	17,679
	有 価 証 券 売 却	損	1,376	1,797	421
	有 価 証 券 評 価	損	3,731	12,977	9,246
	有 価 証 券 償 還	損	694	8,945	8,250
	為 替 差	損	458	194	264
	その他運用費	用	60	85	24
営	業費及び一般管理	費	28,513	28,215	298
そ		用	1,163	2,325	1,162
	貸倒引当金繰入		899	1,968	1,069
	貸 倒 損	失	0	0	0
	その他の経常費		264	357	93
 経	常利				
			2,622	16,179	18,802
特	別利	益	1,148	4,136	2,987
	固定資産処分	益	1,148	144	1,004
	特別法上の準備金戻ん			3,835	3,835
	価格変動準備	金	()	(3,835)	(3,835)
	その他特別利	益		155	155
特	別損	失	608	135	472
	固 定 資 産 処 分	損	179	135	43
	減 損 損	失	6		6
	特別法上の準備金繰り		421		421
	価格変動準備	金	(421)	()	(421)
税	引前当期純利	益	3,163	12,179	15,343
	人 税 及 び 住 民	税	769	862	93
法	人 税 等 調 整	額	431	2,726	3,158
法	人 税 等 合	計	1,200	1,864	3,065
当	期純利	益	1,962	10,315	12,277
	ביו טיא ניין		1,302	10,515	14,411

平成20年度の注記事項

1. 関係会社との取引による収益総額は274百万円、費用総額は4,341百万円です。

2.(1)正味[[[]]入	保険料の	内訳は次の	Dとおりです。

.(1) 正常な人体操作の内部になべのとのうとす。	
収入保険料	155,814百万円
支払再保険料	19,898百万円
差引	135,916百万円
(2)正味支払保険金の内訳は次のとおりです。	
支払保険金	95,847百万円
回収再保険金	17,954百万円
差。引	77,893百万円
(3)諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりです。	
支払諸手数料及び集金費	25,677百万円
出再保険手数料	1,096百万円
差引	24,580百万円
(4)支払備金繰入額(は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりです。	
支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	1,129百万円
同上に係る出再支払備金繰入額	157百万円
差 引 (イ)	1,287百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る支払備金繰入額(口)	62百万円
計 (イ+ロ)	1,350百万円
(5)責任準備金繰入額(は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりです。	
普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	948百万円
同上に係る出再責任準備金繰入額	285百万円
差 引 (イ)	1,233百万円
その他の責任準備金繰入額(口)	10,792百万円
計 (イ+ロ)	9,558百万円
(6)利息及び配当金収入の内訳は次のとおりです。	
預貯金利息	49百万円
コールローン利息	24百万円
買入金銭債権利息	19百万円
有価証券利息·配当金	4,805百万円
貸付金利息	657百万円
不動産賃貸料	331百万円
その他利息・配当金	76百万円
計	5,965百万円

- 3. 金融派生商品収益中の評価損益は8百万円の損です。
- 4. 1株当たりの当期純損失は49円04銭です。算定上の基礎である当期純損失は10,315百万円、このうち普通株式に帰属しないものはありません。また、普通株式の期中平均株式数は210,320千株です。 潜在株式調整後1株当たり当期純損失については、潜在株式が存在しないため記載していません。
- 5. 損害調査費、営業費及び一般管理費に計上した退職給付費用は884百万円であり、その内訳は次のとおりです。

勤務費用	679百万円
利息費用	403百万円
期待運用収益	196百万円
数理計算上の差異の費用処理額	145百万円
過去勤務債務の費用処理額	146百万円
計	884百万円

- 6. その他特別利益は、当社の海外子会社であるNISSHIN INSURANCE GUERNSEY PCC LIMITEDの解散に伴い生じた清算益 155百万円です。
- 7. 関連当事者との取引について記載すべき重要なものはありません。
- 8. 当期における法定実効税率は36.2%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は15.3%であり、この差異の主要な内訳は評価性引 当額 21.0%、受取配当等の益金不算入額2.7%、交際費等の損金不算入額 1.2%、住民税均等割等 1.0%です。
- 9. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

キャッシュ・フロー計算書

年 度	平成19年度 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	平成20年度 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	比較増減
科目	金額	金額	
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税 引 前 当 期 純 利 益(は損失)	3,163	12,179	15,343
減 価 償 却 費	1,299	1,363	63
演 損 失	6		6
支 払 備 金 の 増 減 額(は減少)	1,707	1,350	3,058
責任準備金の増減額(は減少)	3,495	9,558	6,062
貸 倒 引 当 金 の 増 減 額(は減少)	899	1,591	692
退職給付引当金の増減額(は減少)	263	102	160
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	12	327	340
賞 与 引 当 金 の 増 減 額(は減少)	45	173	127
価格変動準備金の増減額(は減少)	421	3,835	4,257
利息及び配当金収入	7,533	5,965	1,567
有価証券関係損益(は益)	1,185	20,623	21,808
為 替 差 損 益(は益)	297	194	103
有形固定資産関係損益(は益)	971	8	962
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(は増加)	870	965	94
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(は減少)	675	1,189	513
その他	195	279	474
小計	5,686	9,674	3,988
利息及び配当金の受取額	7,622	6,100	1,522
法人税等の支払額	1,490	1,521	31
営業活動によるキャッシュ・フロー	446	5,095	5,541
投 資 活 動 に よ る キャッシュ・フ ロ -			
預 貯 金 の 純 増 減 額(は増加)	319	61	380
買入金銭債権の売却・償還による収入	93	516	422
有価証券の取得による支出	170,267	142,581	27,686
有価証券の売却・償還による収入	147,117	134,389	12,727
貸付けによる支出	29,933	8,973	20,959
貸付金の回収による収入	41,817	21,760	20,057
資産運用活動計	11,490	5,172	16,662
(営業活動及び資産運用活動計)	(11,043)	(77)	11,121
有形固定資産の取得による支出	757	1,111	353
有形固定資産の売却による収入	1,305	235	1,069
そ の 他	918	0	918
投 資 活 動 に よ る キャッシュ・フ ロ ー	10,023	4,297	14,320
財務活動によるキャッシュ・フロー			
配 当 金 の 支 払 額	1,690	2,606	916
財 務 活 動 に よ る キャッシュ・フ ロ ー	1,690	2,606	916
現金及び現金同等物に係る換算差額	98	4	102
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	11,366	3,400	7,965
現 金 及 び 現 金 同 等 物 期 首 残 高	38,759	27,393	11,366
現金及び現金同等物期末残高	27,393	23,992	3,400

平成20年度の注記事項

1. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金および取得日から満期日または償還日までの期間が3ヵ月以内の定期預金等の短期投資からなっています。

2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(平成21年3月31日現在)

現金及び預貯金 25,683百万円 買入金銭債権 4,996百万円 預入期間が3ヵ月を超える定期預金 6,687百万円 現金及び現金同等物 23,992百万円

3. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。

株主資本等変動計算書

			(単位:日万円
年 度	平成19年度 (平成19年4月1日から (平成20年3月31日まで)	平成20年度 (平成20年4月1日から (平成21年3月31日まで)	比較増減
科目	金額	金 額	
株主資本			
資 本 金			
	00.000	20.000	
前期未残高	20,389	20,389	
当期変動額			
当期变動額合計			
当期未残高	20,389	20,389	
資本 剰 余 金			
資 本 準 備 金			
前期末残高	12,620	12,620	
当期変動額			
当期変動額合計			
当 期 末 残 高	12,620	12,620	
その他資本剰余金			
前期末残高	2,898	2,898	
当 期 変 動 額			
当期変動額合計			
当期末残高	2,898	2,898	
利益剰余金	,,,,,	,	
利益準備金			
前期末残高	5,635	5,971	336
当期変動額	0,000	0,071	000
対 を 動 照 剰 余 金 の 配 当	336	520	183
当期変動額合計	336	520	183
当期末残高	5,971	6,492	520
その他利益剰余金			
特別準備金	00.040	00.040	
前期末残高	20,840	20,840	
当期変動額			
当期变動額合計			
当期末残高	20,840	20,840	
配当引当積立金			
前期末残高	6,300	4,300	2,000
当 期 変 動 額			
配当引当積立金の取崩	2,000	1,000	1,000
当期変動額合計	2,000	1,000	1,000
当期末残高	4,300	3,300	1,000
不 動 産 圧 縮 積 立 金			
前期末残高	1,742	1,729	13
当期 変動額			
不動産圧縮積立金の取崩	13	13	0
当 期 変 動 額 合 計	13	13	0
当 期 末 残 高	1,729	1,716	13
繰 越 利 益 剰 余 金			
前 期 末 残 高	2,090	4,047	1,956
当 期 変 動 額			
配当引当積立金の取崩	2,000	1,000	1,000
不動産圧縮積立金の取崩	13	13	0
剰余金の配当	2,019	3,121	1,102
当期純利益	1,962	10,315	12,277
当期变動額合計	1,956	12,423	14,380
当期末残高	4,047	8,376	12,423
	4,04/	0,370	12,423

年 度	平成19年度 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	平成20年度 (平成20年4月1日から (平成21年3月31日まで)	比較増減
科目	金 額	金 額	
株主資本合計			
前期未残高	72,516	72,796	280
当 期 変 動 額			
剰余金の配当	1,682	2,601	919
当期 純 利 益	1,962	10,315	12,277
当期変動額合計	280	12,916	13,196
当期末残高	72,796	59,880	12,916
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	46,259	13,822	32,436
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	32,436	9,169	23,266
当期変動額合計	32,436	9,169	23,266
当期末残高	13,822	4,653	9,169
繰延へッジ損益			
前期末残高	497	70	426
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	426	20	406
当期变動額合計	426	20	406
当期末残高	70	50	20
純 資 産 合 計	440.000	00.540	0.4 700
前期未残高	118,278	86,549	31,729
当期変動額	4 000	0.004	010
剰余金の配当	1,682	2,601	919
当期 純 利 益	1,962	10,315	12,277
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	32,009	9,149	22,860
当期変動額合計	31,729	22,065	9,663
当期末残高	86,549	64,483	22,065

平成20年度の注記事項

1.発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	平成19年度末 株式数(千株)	平成20年度増加 株式数(千株)	平成20年度減少 株式数(千株)	平成20年度末 株式数(千株)
発 行 済 株 式				
普 通 株 式	210,320			210,320
合 計	210,320			210,320

(注)自己株式については、該当ありません。

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年5月20日 取締役会	普通株式	2,601百万円	12.37円	平成20年3月31日	平成20年6月20日

(2)基準日が平成20年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が平成21年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成21年5月19日 取締役会	普通株式	2,580百万円	利益剰余金	12.27円	平成21年3月31日	平成21年6月19日

貸借対照表(主要項目)の推移

年 度	平成18年度 (平成19年3月31日現在)	平成19年度 (平成20年3月31日現在)	平成20年度 (平成21年3月31日現在)
現金及び預貯金	38,364	30,817	25,683
コールローン	7,000	3,500	
買入金銭債権	608	514	4,996
有 価 証 券	331,661	305,170	256,175
貸付金金	53,503	41,618	28,558
有 形 固 定 資 産	36,927	36,050	35,579
無 形 固 定 資 産	112	104	96
その他資産	38,706	37,664	59,257
繰 延 税 金 資 産	10,497	28,227	36,145
貸 倒 引 当 金	967	1,861	3,452
資産の部合計	516,415	481,808	443,040
保険契約準備金	377,134	375,346	364,437
その他負債	14,254	13,038	11,685
退職給付引当金	2,309	1,730	1,628
役員 退職 慰労引当金		327	
賞 与 引 当 金	752	706	533
特別法上の準備金	3,686	4,108	272
価格変動準備金	(3,686)	(4,108)	(272)
負債の部合計	398,136	395,259	378,557
資 本 金	20,389	20,389	20,389
資 本 剰 余 金	15,518	15,518	15,518
利 益 剰 余 金	36,608	36,888	23,971
株 主 資 本 合 計	72,516	72,796	59,880
その他有価証券評価差額金	46,259	13,822	4,653
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	497	70	50
評 価・換 算 差 額 等 合 計	45,761	13,752	4,603
純 資 産 の 部 合 計	118,278	86,549	64,483
負債及び純資産の部合計	516,415	481,808	443,040

損益計算書(主要項目)の推移

			(単位:日万円)
年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
· ·	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで
科目		,	,
経 常 収 益	169,908	168,952	166,114
保険引受収益	159,540	157,921	158,770
正味収入保険料	144,711	141,684	135,916
収入積立保険料	11,412	9,445	9,271
積 立 保 険 料 等 運 用 益	3,296	3,286	2,655
支 払 備 金 戻 入 額			1,350
責任準備金戻入額		3,495	9,558
その他の保険引受収益	120	8	17
資 産 運 用 収 益	10,084	10,914	7,241
利息及び配当金収入	8,545	7,533	5,965
有価証券売却益等	4,552	6,638	3,899
その他の運用収益	282	28	32
せい 他 の 連 用 収 益 積立保険料等運用益振替		3,286	2,655
	3,296		,
その他経常収益	283	117	103
経 常 費 用	169,256	166,330	182,294
保険引受費用	138,784	130,331	127,752
正味支払保険金	82,212	79,694	77,893
損害調査費	7,661	7,288	7,249
諸手数料及び集金費	25,373	24,716	24,580
満期返戻金	18,864	16,615	17,674
契約者配当金	1	4	7
支 払 備 金 繰 入 額	2,799	1,707	
責任準備金繰入額	1,736	·	
その他の保険引受費用	134	304	347
資産運用費用	1,621	6,321	24,000
有価証券売却損等	1,028	2,070	10,742
有価証券評価損	524	3,731	12,977
その他の運用費用	67	519	279
営業費及び一般管理費	28,014	28,513	28,215
その他経常費用	836	1,163	2,325
経 常 利 益	652	2,622	16,179
特別 利益	612	1,148	4,136
固定資産処分益	612	1,148	144
特別法上の準備金戻入額			3,835
価 格 変 動 準 備 金	()	()	(3,835)
その他の特別利益			155
特別損失	930	608	135
固定資産処分損	280	179	135
- 特別法上の準備金繰入額	414	421	
価格変動準備金	(414)	(421)	()
その他の特別損失	235	6	,
税 引 前 当 期 純 利 益	333	3,163	12,179
法人税及び住民税	2,321	769	862
法人税等調整額	2,411	431	2,726
法人税等合計	89	1,200	1,864
当期純利益	423	1,962	10,315
— C.L. O.W. C.S.C.	+25	1,002	10,010

1株当たり配当金等の推移

項 目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1 株 当 た り 配 当 金	8円00銭	12円37銭	12円27銭
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	2円01銭	9円33銭	49円04銭
配 当 性 向	398.01%	132.58%	
1 株 当 た り 純 資 産 額	562円37銭	411円51銭	306円59銭
従業員一人当たり総資産	188百万円	175百万円	161百万円

- (注)1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないので記載していません。
 - 2.1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目年度	平成18年度 平成19年度		平成20年度
当期純利益(百万円)	423	1,962	10,315
普通株主に帰属しない金額(百万円)			
普通株式に係る当期純利益(百万円)	423	1,962	10,315
普通株式の期中平均株式数(千 株)	210,357	210,320	210,320

資産・負債の明細

現金及び預貯金

(単位:百万円)

年 度 区 分	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末
現金	140	97	63
預 貯 金	38,224	30,719	25,619
(郵便振替·郵便貯金)	(516)	(629)	(688)
(当座預金)	(658)	(430)	(480)
(普通預金)	(26,227)	(19,685)	(15,002)
(通知預金)	(3,250)	(3,050)	(2,760)
(定期預金)	(6,272)	(5,624)	(5,487)
(譲渡性預金)	(1,300)	(1,300)	(1,200)
合 計	38,364	30,817	25,683

商品有価証券・同平均残高・同売買高

該当ありません。

保有有価証券の内訳と推移

	年	度	平成18	平成18年度末		9年度末	平成20)年度末
X	分			構成比		構成比		構成比
				%		%		%
国		債	35,047	10.6	46,322	15.2	52,501	20.5
地	方	債	754	0.2	671	0.2	556	0.2
社		債	72,557	21.9	78,898	25.8	88,008	34.4
株		式	123,987	37.4	84,128	27.6	54,965	21.5
外	国証	券	76,123	23.0	78,940	25.9	50,782	19.8
そ	の他の記	正券	23,191	7.0	16,208	5.3	9,360	3.7
î	合 :	it	331,661	100.0	305,170	100.0	256,175	100.0

保有有価証券利回りの内訳と推移

X	年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1	公 社 債	1.46	1.43	1.52
方	株 式	2.63	2.83	2.37
싎	外 国 証 券	3.62	1.98	1.55
インカム利回り	そ の 他	5.94	5.32	1.08
נו	合 計	2.77	2.18	1.66
<u>_</u>	公 社 債	% 1.92	% 1.65	% 1.75
現	株 式	7.00	8.35	0.42
利	外 国 証 券	3.35	0.94	15.38
実現利回り	そ の 他	6.82	1.98	29.68
	合 計	3.97	2.32	5.46
時価総合利回り	公 社 債	2.27	1.48	1.17
総	株 式	2.80	26.66	24.46
白	外 国 証 券	4.34	12.46	10.62
	そ の 他	4.27	14.15	25.91
וֹנוֹ	合 計	0.82	12.88	9.70

- (注)1.「インカム利回り」は、利息及び配当金収入を当該資産の平均運用額(取得原価ベース)で除した比率です。
 - 2.「実現利回り」は、P.66「資産運用利回り(実現利回り)」と同様の方法により算出したものです。
 - 3.「時価総合利回り」は、P.66「(参考)時価総合利回り」と同様の方法により算出したものです。

有価証券残存期間別残高

X	残存期間 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めの ないものを含む)	合 計
	国債	18,956	3,051	3,376		13,699	7,238	46,322
\	地 方 債	284	53	333				671
平成19年度末	社 債	15,006	20,171	18,972	9,526	9,568	5,653	78,898
19	株式						84,128	84,128
	外 国 証 券	3,393	28,145	16,424	4,387	6,033	20,555	78,940
	その他の証券	3,306	901	1,484	69	370	10,075	16,208
	合 計	40,948	52,323	40,591	13,983	29,671	127,651	305,170
	国債	2,650	5,083	2,139	1,199	12,822	28,606	52,501
317	地 方 債	15	10	323	102	104		556
平成。	社 債	10,793	24,850	16,819	9,563	14,316	11,664	88,008
20年度末	株式						54,965	54,965
<u></u>	外 国 証 券	8,789	19,661	8,392	2,854	5,553	5,531	50,782
	その他の証券	247	976	121	306		7,709	9,360
	合 計	22,496	50,582	27,796	14,026	32,796	108,477	256,175

業種別保有株式 (単位:千株、百万円)

	年 度	4	成18年度末		平	成19年度末		平	成20年度末	
X	分	株 数	金 額	構成比	株 数	金 額	構成比	株 数	金 額	構成比
金	融保険業	36,440	34,273	27.6	35,275	24,162	28.7	29,876	16,870	30.7
陸	運業	20,946	12,365	10.0	20,946	9,069	10.8	20,948	8,789	16.0
商	業	11,496	11,356	9.2	11,290	7,276	8.6	10,300	4,308	7.8
食	料 品	6,052	5,323	4.3	6,052	4,447	5.3	5,830	3,662	6.7
鉄	錮	24,603	14,412	11.6	23,603	8,385	10.0	23,138	3,574	6.5
建	設	9,535	5,876	4.7	7,535	4,305	5.1	7,354	3,377	6.1
機	械	13,182	7,832	6.3	13,531	4,924	5.9	12,629	2,774	5.0
輸	送 用 機 器	8,069	5,264	4.2	8,076	3,812	4.5	5,304	2,127	3.9
化	学	3,837	3,384	2.7	3,837	2,640	3.1	3,409	1,735	3.2
金	属製品	3,714	3,924	3.2	3,701	2,607	3.1	3,701	1,571	2.9
そ	の 他	16,857	19,974	16.1	16,159	12,496	14.9	14,194	6,173	11.2
	合 計	154,734	123,987	100.0	150,010	84,128	100.0	136,687	54,965	100.0

⁽注)1.業種区分は証券取引所の業種分類に準じています。

貸付金の残存期間別残高

平成19年度 (単位:百万円)

区	分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めの ないものを含む)	合 計
固定金		790	3,142	883	1,328		396	6,542
国内企業向け	変動金利	8,215	9,862	7,759	945	2,700	153	29,636
	計	9,006	13,005	8,642	2,274	2,700	549	36,178
	固定金利	54	207	185	274	1,112	1,904	3,739
その他	变動金利		515	11	10	25	379	941
	計	54	723	196	284	1,137	2,283	4,680
	固定金利	845	3,350	1,068	1,603	1,112	2,301	10,281
合 計	変動金利	8,215	10,378	7,770	955	2,725	532	30,577
	計	9,060	13,729	8,839	2,559	3,837	2,833	40,858

平成20年度 (単位:百万円)

X	分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めの ないものを含む)	合 計
	固定金利	2,893	1,288	372	1,277		368	6,201
国内企業向け	変動金利	3,814	7,637	2,534	3,304		141	17,433
	計	6,708	8,926	2,907	4,582		509	23,634
	固定金利	37	106	195	393	898	1,703	3,332
その他	変動金利		510	13	11	63	293	892
	計	37	616	208	405	961	1,996	4,225
	固定金利	2,931	1,394	567	1,670	898	2,071	9,534
合 計	変動金利	3,814	8,147	2,548	3,316	63	434	18,325
	計	6,745	9,542	3,116	4,987	961	2,506	27,859

^{2.} 化学は医薬品を、陸運業は空運業を含んでいます。また、卸売業および小売業は商業として、銀行業、保険業およびその他金融業は金融保険業として記載しています。

貸付金担保別内訳 (単位:百万円)

年度	平成18	年度末	平成19	年度末	平成20	年度末
区分		構成比		構成比		構成比
担保貸付	6,188	11.6	6,677	16.0 %	5,591	19.6
有価証券担保貸付	285	0.5	215	0.5	455	1.6
不動産·動産·財団担保貸付	5,474	10.2	5,649	13.6	4,343	15.2
指名債権担保貸付	429	0.8	813	2.0	793	2.8
保 証 貸 付	6,657	12.4	6,765	16.3	5,235	18.3
信 用 貸 付	39,801	74.4	27,349	65.7	16,992	59.5
そ の 他	91	0.2	66	0.2	39	0.1
一般貸付計	52,738	98.6	40,858	98.2	27,859	97.6
約 款 貸 付	764	1.4	759	1.8	698	2.4
合 計	53,503	100.0	41,618	100.0	28,558	100.0
(うち劣後特約付貸付)	(5,500)	(10.3)	(5,500)	(13.2)	(4,000)	(14.0)

貸付金使途別内訳

(単位:百万円)

		年	度	平成18	8年度末	平成19	年度末	平成20	年度末
区	分				構成比		構成比		構成比
設	備	資	金	13,190	24.7 %	11,593	27.9 %	9,419	33.0 %
運	転	資	金	40,312	75.3	30,025	72.1	19,139	67.0
î		言	†	53,503	100.0	41,618	100.0	28,558	100.0

貸付金の業種別内訳と推移

年度	平成18	年度末	平成19	9年度末	平成20	年度末
区分		構成比		構成比		構成比
農林・水産業		%	142	0.3 %	180	0.6
鉱業·採石業·砂利採取業						
建 設 業	2,610	4.9	1,560	3.7	515	1.8
製 造 業	4,770	8.9	3,796	9.1	2,544	8.9
卸 売 業・小 売 業	3,653	6.8	1,456	3.5	1,410	4.9
金融 業・保険業	13,097	24.5	11,273	27.1	7,394	25.9
不動産業·物品賃貸業	12,414	23.2	8,472	20.4	3,369	11.8
情報通信業	445	0.8	200	0.5	425	1.5
運 輸 業・郵 便 業	1,000	1.9	1,800	4.3	1,800	6.3
電気・ガス・熱供給・水道業	40	0.1	10	0.0		
サービス業等	9,498	17.8	7,398	17.8	5,953	20.8
そ の 他	5,116	9.6	4,680	11.2	4,225	14.8
(うち個人住宅・消費者ローン)	(4,557)	(8.5)	(4,130)	(9.9)	(3,683)	(12.9)
計	52,647	98.4	40,792	98.0	27,820	97.4
公 共 団 体	86	0.2	61	0.1	36	0.1
公社・公団	5	0.0	5	0.0	3	0.0
約 款 貸 付	764	1.4	759	1.8	698	2.4
合 計	53,503	100.0	41,618	100.0	28,558	100.0

貸付金企業規模別内訳

(単位:百万円)

	年度	平成18	平成18年度末		平成19年度末		平成20年度末	
X	分		構成比		構成比		構成比	
大	企 業	32,119	60.9	25,193	61.7	16,049	57.6	
中	堅 企 業	10,095	19.1	6,748	16.5	4,549	16.3	
中	小 企 業	5,320	10.1	4,175	10.2	2,998	10.8	
そ	の 他	5,202	9.9	4,741	11.6	4,261	15.3	
_	般 貸 付 計	52,738	100.0	40,858	100.0	27,859	100.0	

- (注)1.大企業とは資本金10億円以上の企業をいいます。
 - 2.中堅企業とは(注)1の「大企業」および(注)3の「中小企業」以外の企業をいいます。
 - 3.中小企業とは資本金3億円以下の企業をいいます。(ただし、卸売業は資本金1億円以下、小売業、飲食業、サービス業は資本金5千万円以下の企業をいいます。)
 - 4.その他とは非居住者貸付、公共団体・公企業、個人ローン等です。

貸付金地域別内訳

(単位:百万円)

年度		平成18年度末		平成19年度末		平成20年度末	
区	分		構成比		構成比		構成比
国	首 都 圏	43,902	91.1	32,526	88.6	21,042	87.2
_	その他の地域	3,768	7.8	3,695	10.1	2,591	10.7
内	国内計	47,671	99.0	36,221	98.6	23,634	97.9
海	外 計	500	1.0	500	1.4	500	2.1
	合 計	48,171	100.0	36,721	100.0	24,134	100.0

- (注)1.個人ローン・約款貸付等は含みません。
 - 2.国内の区分は、当社取扱部店所在地による分類です。

有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

X	年 度	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末
土	地	20,494	20,391	20,313
	営 業 用	19,653	19,903	19,825
	賃 貸 用	841	487	487
建	物	14,761	14,044	13,591
	営 業 用	13,380	12,982	12,543
	賃 貸 用	1,380	1,061	1,048
土土	地・建物合計	35,256	34,435	33,904
	営 業 用	33,034	32,885	32,368
	賃 貸 用	2,222	1,549	1,536
建	設 仮 勘 定			
	営 業 用			
	賃 貸 用			
合	計	35,256	34,435	33,904
	営 業 用	33,034	32,885	32,368
	賃 貸 用	2,222	1,549	1,536
IJ	- ス 資 産			65
その	他の有形固定資産	1,671	1,615	1,609
有刑	ド固定資産合計	36,927	36,050	35,579

支払承諾の残高内訳

該当ありません。

支払承諾見返の担保別内訳

該当ありません。

長期性資産

(単位:百万円)

年 度 公分	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末
長期性資産	100,101	94,739	87,786

(注)長期性資産は、積立保険の払戻積立金・契約者配当準備金の合計額を表示しています。

住宅関連融資

(単位:百万円)

年 度	平成18年度末		平成19	年度末	平成20年度末	
区分		構成比		構成比		構成比
個 人 向 ロ ー ン 住宅抵当証書引受 地方住宅供給公社貸付	343	100.0	318	100.0	289	100.0 %
合 計	343 (0.6%)	100.0	318 (0.8%)	100.0	289 (1.0%)	100.0
総貸付残高	53,503		41,618		28,558	

(注)「合計」欄の()内は総貸付残高に対する比率です。

その他資産明細表

年 度 区 分	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末
未収保険料	24	16	4
代 理 店 貸	8,667	7,505	6,607
共 同 保 険 貸	401	408	379
再 保 険 貸	5,979	5,804	5,718
外 国 再 保 険 貸	1,956	1,451	999
未 収 金	2,044	2,099	24,459
未 収 収 益	738	726	749
預 託 金	1,206	1,202	1,142
地震保険預託金	9,541	10,062	10,599
仮 払 金	4,267	4,026	3,973
金融派生商品	59	1	68
その他の資産	3,820	4,360	4,555
合 計	38,706	37,664	59,257

リスク管理債権 (単位:百万円)

年 度 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
破綻先債権額		566	2,249
延 滞 債 権 額	409	724	908
3ヵ月以上延滞債権額			
貸付条件緩和債権額		175	994
合 計	409	1,465	4,152
貸付金残高に対する比率	0.8%	3.5%	14.5%
(参考)貸付金残高	53,503	41,618	28,558

(注)各債権の定義は次のとおりです。

(1)破綻先債権

破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本または利息の取り立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令に規定する事由が生じている貸付金です。

(2)延滞債権

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の 支払いを猶予した貸付金以外の貸付金です。

(3)3ヵ月以上延滞債権

3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および 延滞債権に該当しないものです。

(4)貸付条件緩和債権

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、 債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない ものです。

元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

債務者区分に基づいて区分された債権

年 度 区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	244	809	2,249
危 険 債 権	164	484	908
要管理債権		175	994
正常債権	53,418	40,479	24,458
合 計	53,827	41,948	28,611

- (注)上記の表は、貸付金・貸付有価証券およびそれらに準ずる未収利息・仮払金を基礎として区分しています。
 - (1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申し立て等により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であり、実質破綻先に対する債権および破綻先に対する債権です。
 - (2)危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収 および利息の受け取りができない可能性の高い債権であり、破綻懸念先に対する債権です。
 - (3)要管理債権とは、要注意先に対する債権のうち3ヵ月以上延滞貸付金(元本または利息の支払いが、約定支払日の翌日から3月以上 遅延している貸付金)および条件緩和貸付金(債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、 元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金)です。ただし前記(1)(2)に掲げる貸付金を除きます。
 - (4)正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、前記(1)(2)(3)およびこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権であり、国、地方公共団体および被管理金融機関に対する債権、正常先に対する債権および要注意先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権です。

自己查定結果

当社が保有する貸付金・有価証券等の各資産について資産の健全性維持を目的として、合理的かつ客観的な査定基準を 策定し、適正な償却および引当金の計上を行っています。なお、平成20年度末において 分類資産については、その全額について 償却または引当を行っています。

平成19年度末の資産の自己査定結果は以下のとおりです。

(単位:百万円)

 区分	非分類資産 分類資産			Δ ±1		
区 分 【	(分類)	分類	分類	分類	計	合 計
貸 付 金	38,302	2,102	459	754	3,315	41,618
有価証券等	304,708	977		786	1,763	306,471
有形固定資産	36,049	1			1	36,050
その他	99,761	150	321	80	552	100,314
合 計	478,822	3,231	780	1,620	5,633	484,455

平成20年度末の資産の自己査定結果は以下のとおりです。

(単位:百万円)

						(112.17313)
- A	分 非分類資産 (分類)					
区 分		分類	分類	分類	計	合 計
貸 付 金	23,883	1,993	896	1,784	4,674	28,558
有 価 証 券 等	260,724	447		554	1,001	261,726
有形固定資産	35,578	1			1	35,579
その他	120,704	134	328	25	488	121,193
合 計	440,890	2,576	1,225	2,364	6,166	447,056

- (注)1.有価証券等とは、有価証券、買入金銭債権です。
 - 2. その他とは、預貯金、コールローン、保険料債権、預託金等です。
 - 3. 資産の自己査定結果における各分類債権の意義は次のとおりです。
 - (1)非分類(分類)資産

回収の危険性または価値の毀損の可能性について、問題のない資産です。

(2) 分類資産

債権確保上の諸条件が満足に充たされていないため、あるいは、信用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常の度合を超える危険を含むと認められる債権等の資産です。

(3) 分類資産

最終の回収または価値について重大な懸念が存し、したがって損失の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産です。

(4) 分類資産

回収不能または無価値と判定される資産です。

4.各欄の金額は、自己査定による償却および評価損計上実施前の残高を表示しています。

貸付金に対する自己査定、債務者区分に基づく債権及びリスク管理債権の関係

(単位:百万円)

				_				
		(貸付金)				査定の	リスク管理債権	債務者区分に基づいて
分類	分類	分類	分類		債務者区分(質		(貸付金)	区分された債権(貸付金)
引当率 100% 1,784	引当率 100% 62	不動産 担保等 402	有価証券 担保等 -		破	綻 先 2,249	破綻先債権 2,249	破産更生債権及び
引当率	引当率	不動産 担保等 -	有価証券 担保等		実質破綻先		延滞債権	これらに準ずる債権 2,249
	引当率 98.3% 834	不動産 担保等 74	有価証券 担保等	内訳	破綻	懸念先 908	908	危 険債権 908
		不動産担保等 または	有価証券	N		うち	3ヵ月以上延滞債権	要管理債権
		無担保 994	担保等		要注意先	要管理先 994	貸付条件緩和債権 994	安昌廷原惟 994
		不動産担保等 または 無担保 522	有価証券担保等		1,516	うち要管理先 以外の 要注意先 522		工学 <i>佳</i> 按
			有価証券・ 不動産担保等 または無担保		正常先			正常債権
			23,883			23,883		24,405
合計								
八米五	八米五	八米五	八米五	1				

分類	分類	分類	分類	
1,784	896	1,993	23,883	

合計 28,558

合計	4,152
----	-------

合計	28,558
----	--------

(注) 1.リスク管理債権は貸付金のみを対象としています。

- 2.「債務者区分に基づいて区分された債権」には、本来は貸付金以外の債権(未収利息、仮払金、貸付有価証券、支払承諾見返)を含みますが、上図では、他の分類との関係をわかりやすくするため、貸付金以外の債権を除き、貸付金のみを表示しています。
- 3.破綻先、実質破綻先、破綻懸念先向け貸付金のうち無担保部分(分類・分類)については、個別の債権を精査した上で引き当てを行っており、その引当率は上図に示すとおりです。
- 4.要注意先、正常先向け貸付金については、担保等により保全された部分も含めた債権額全体に対して、過去の貸倒実績に基づく引き当てを行っており、その引当率は、要管理先7.20%、要管理先以外の要注意先7.20%、正常先0.93%となっています。
- 5.上図の計数は直接償却後の金額となっており、貸借対照表計上額と同額となっています。

支払備金 (単位:百万円)

種	年度目	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末
火	災	6,837	5,237	4,640
海	上	419	416	356
傷	害	3,076	4,112	4,564
自	動 車	24,908	26,560	26,654
自動車	直損害賠償責任	5,463	5,444	5,381
そ	の 他	3,862	4,504	3,327
合	計	44,567	46,275	44,925

期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

会 計 年 度 期首支払備金		前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握 見積り差額
平成18年度	35,614	24,256	16,633	5,275
平成19年度	37,267	23,909	17,628	4,271
平成20年度	38,251	22,461	18,014	2,224

- (注)1 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
 - 2.地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
 - 3. 当期把握見積り差額 = 期首支払備金 (前期以前発生事故に係る当期支払保険金+前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

自動車保険 (単位:百万円)

事故発生年度			平成18年度			平成19年度			平成20年度		
		金額	比率	変 動	金 額	比率	変 動	金 額	比率	変 動	
累	事故発生年度末	42,678			45,113			43,708			
累計保険金	1年後	43,499	1.019	821	45,482	1.008	369				
+	2年後	43,849	1.008	350							
支払備金	3年後										
金	4年後										
最終	最終損害見積り額		43,849			45,482			43,708		
累計保険金			40,975			40,074			29,932		
支払備金			2,874			5,408			13,776		

傷害保険 (単位:百万円)

	事故発生年度		平成18年度			平成19年度			平成20年度	
		金額	比率	変 動	金額	比率	変 動	金 額	比率	変 動
累	事故発生年度末	3,934			5,190			5,611		
累計保険金+	1年後	5,038	1.281	1,104	5,654	1.089	464			
	2年後	5,087	1.010	49						
支払備金	3年後									
釜	4年後									
最終	損害見積り額		5,087			5,654			5,611	
累計	保険金		4,865	·		4,875			2,314	
支払	備金		222			779			3,297	

賠償責任保険 (単位:百万円)

	事故発生年度		平成18年度			平成19年度			平成20年度	
		金額	比率	変 動	金 額	比率	変 動	金 額	比率	変 動
累	事故発生年度末	2,727			2,530			2,348		
累計保険金	1年後	2,826	1.036	99	2,487	0.983	43			
+	2年後	2,831	1.002	6						
支払備金	3年後									
金	4年後									
最終	損害見積り額		2,831			2,487			2,348	
累計	保険金		2,715			2,246			1,418	
支払	備金		117			240			930	

- (注)1.国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
 - 2.「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。
 - 3.「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。
 - 4.本表は平成18年度からの開示であるため、「累計保険金+支払備金」の数値のうち網掛け部分については該当ありません。
 - 5.傷害保険は、平成19年度より統計的見積法を導入したことから、平成18年度の「最終損害見積り額」は、「累計保険金 + 支払備金」 としています。

責任準備金 (単位:百万円)

種	年度目	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末
火	災	137,118	137,346	137,914
海	上	2,866	2,819	2,763
傷	害	82,053	79,950	76,026
自	動車	38,009	33,985	29,849
自動	車損害賠償責任	49,295	51,471	49,208
そ	の 他	23,222	23,495	23,749
合	計	332,566	329,070	319,512

責任準備金積立水準

区分	年 度	平成19年度末	平成20年度末
1± + + +	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金
積立方式	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式又は全期チルメル式	平準純保険料式又は全期チルメル式
	積立率	100.0%	100.0%

- (注)1 積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いています。
 - 2.保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しています。
 - 3 積立率 = (実際に積み立てている普通責任準備金+払戻積立金)÷(下記(1)~(3)の合計額)
 - (1)標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金 (保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
 - (2)標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに平成13年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金
 - (3)平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

責任準備金の残高内訳

	X		分	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	合 計
	火		災	87,557	26,296		23,370	121	137,346
\	海		上	305	2,514				2,819
平成	傷		害	4,113	6,886		68,641	308	79,950
19 年度末	自	動	車	23,522	9,788		674		33,985
度末	自動車	損害賠	價責任	51,471					51,471
	そ	の	他	12,012	9,116		2,355	11	23,495
	合		計	178,983	54,602		95,042	442	329,070
	火		災	89,914	27,998		19,985	16	137,914
_	海		上	248	2,514				2,763
平 成	傷		害	3,982	6,395		65,593	55	76,026
20	自	動	車	23,100	6,086		662		29,849
平成20年度末	自動車	損害賠	借責任	49,208					49,208
木	そ	の	他	12,030	9,516		2,189	12	23,749
	合		計	178,485	52,511		88,431	83	319,512

引当金明細表

平成19年度 (単位:百万円)

				平成18年度末	平成19年度	平成19年	度減少額	平成19年度末	
	X	分	ì	残 高	増 加 額	目的使用	その他	残 高	摘要
貸	一般	貸倒引	当金	182	256		182	256	洗替による取崩額
倒引当金	個別	貸倒引	当金	785	1,604	5	779	1,604	回収等による取崩額
金	金 特定海外債権		勘定						
		計		967	1,861	5	962	1,861	
賞	与	引当	金	752	706	752		706	
役員	役員退職慰労引当金		当金		385	57		327	
価				3,686	421			4,108	

⁽注)役員退職慰労引当金の平成19年度増加額には、平成19年度より役員退職慰労引当金を退職給付引当金から区分掲記したことに伴う 平成18年度末残高の振替額315百万円が含まれています。

平成20年度 (単位:百万円)

		<i>/</i> \	平成19年度末	平成20年度	平成20年	度減少額	平成20年度末	
	X	分	残 高	増 加 額	目的使用	その他	残 高	摘要
貸倒	一般貸	倒引当金	256	441		256	441	洗替による取崩額
引引	個別貸	倒引当金	1,604	3,011	376	1,227	3,011	回収等による取崩額
当金	特定海外	債権引当勘定						
	吉	-	1,861	3,452	376	1,484	3,452	
賞	与引	当金	706	533	706		533	
役員	員退職愿	労引当金	327	17		345		制度廃止による取崩額
価	格変動	〕準備金	4,108		3,835		272	

⁻(注)退職給付引当金に関する事項はP.73に記載しています。

貸付金償却の額

該当ありません。

資本金等明細表

純資産の変動については、「P.78、79株主資本等変動計算書」をご参照ください。

特別勘定資産・同残高・同運用収支

該当ありません。

損益の明細

有価証券売却損益及び評価損明細表

(単位:百万円)

										(十四・ロ/111
/	年	度	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
X	分		売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損
围	債	等	1,017	232		719	120	699	635	91	4,620
株		式	3,201	134	524	5,459	348	1,974	2,104	202	3,359
外	国 証	券	281	478		266	907	1,056	369	1,502	4,997
合	i	計	4,500	844	524	6,445	1,376	3,731	3,109	1,797	12,977

(注)国債等には、国内公社債およびその他の証券などを含みます。

有形固定資産処分損益明細表

(単位:百万円)

年度	平成18年度		平成19	9年度	平成20年度	
区分	処分益	処分損	処分益	処分損	処分益	処分損
土 地 ・ 建 物	610	31	1,146	113	141	82
その他の有形固定資産	1	181	2	64	2	46
合 計	612	213	1,148	177	144	128

事業費 (単位:百万円)

X	分年	度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
人	件	費	20,180	20,572	20,502
物	件	費	13,646	13,477	13,222
税		金	1,761	1,665	1,652
拠	出	金	0	0	0
負	担	金	86	86	85
諸手	数料及び賃	耒金費	25,373	24,716	24,580
合	•	計	61,049	60,518	60,045

- (注)1.金額は、損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計額です。
 - 2.拠出金は、火災予防拠出金および交通事故予防拠出金です。
 - 3.負担金は、保険業法第265条の33の規程に基づく保険契約者保護機構負担金です。

減価償却費及び賃貸用不動産等減価償却明細表

平成19年度 (単位:百万円)

	資産	の種類	Ą	取得原価	平成19年度償却額	償却累計額	平成19年度末残高	償却累計率
3	建物		物	31,674	795	17,630	14,044	55.7%
	営 業 用		用	28,885	735	15,902	12,982	55.1%
L	賃	貸	用	2,788	60	1,727	1,061	61.9%
7	その他の有形固定資産		È資産	5,485	504	3,869	1,615	70.5%
	合	i	it	37,159	1,299	21,499	15,659	

平成20年度 (単位:百万円)

	資產	その種類 かんかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいか		取得原価	平成20年度償却額	償却累計額	平成20年度末残高	償却累計率
建			物	31,604	766	18,012	13,591	57.0%
	営	業	用	28,769	707	16,226	12,543	56.4%
	賃	貸	用	2,834	58	1,786	1,048	63.0%
IJ	_	ス資	産	66	0	0	65	1.4%
7	その他の有形固定資産		資産	5,596	596	3,987	1,609	71.3%
	合 計		-	37,267	1,363	22,001	15,265	

- (注)1.取得原価は、減損評価損控除後としています。
 - 2.社宅用・厚生用の建物は、営業用に含めて表示しています。

売買目的有価証券運用損益明細表

該当ありません。

リース取引

(所有権移転外ファイナンス・リース取引)

	平成20年度
リース資産の内容	有形固定資産 保険事業における機械装置(封入封緘機)
リース資産の減価償却の方法	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引)

(単位:百万円)

区 分 年 度	平成19年度	平成20年度
取得価額相当額	68	62
減 価 償 却 累 計 額 相 当 額	51	59
年 度 末 残 高 相 当 額	11	3
未経過リース料年度末残高相当額		
1 年 内	7	2
1 年 超	3	1
合 計	11	3
支払リース料	11	6
減価償却費相当額	11	6

- (注)1.取得価額相当額は、支払利子込み法により算定しています。
 - 2.未経過リース料年度末残高相当額は、支払利子込み法により算定しています。
 - 3.減価償却費相当額は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により算定しています。
 - 4.リース資産に配分された減損損失はありません。

(オペレーティング・リース取引)

該当ありません。

損害率感応度

損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動

平成19年度

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。
計算方法	増加する発生損害額 = 既経過保険料×1% 増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発 生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 増加する異常危険準備金取崩額 = 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額 - 決算時取崩額 経常利益の減少額 = 増加する発生損害額 - 増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	553百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額 639百万円

平成20年度

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。
計 算 方 法	増加する発生損害額 = 既経過保険料×1% 増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発 生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 増加する異常危険準備金取崩額 = 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額 - 決算時取崩額 経常利益の減少額 = 増加する発生損害額 - 増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	548百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額 617百万円

(注)地震保険、自動車損害賠償責任保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の 取崩等により相殺しています。

有価証券等の情報

有価証券

売買目的有価証券 該当ありません。

満期保有目的の債券で時価のあるもの該当ありません。

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの 該当ありません。

その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

			平成19年度末			平成20年度末	
種	類	取得原価	貸借対照表計 上額	差額	取得原価	貸借対照表計 上額	差額
/b/# \ Leng +	公 社 債	81,802	85,101	3,298	96,673	99,788	3,115
貸借対照表	株 式	44,003	74,179	30,176	25,030	36,172	11,142
計上額が 取得原価を	外国証券	17,572	18,113	541	10,383	10,724	340
超えるもの	その他	846	978	131			
	小 計	144,225	178,373	34,148	132,086	146,686	14,599
貸借対照表	公 社 債	41,369	40,791	578	42,416	41,277	1,139
計上額が	株 式	6,833	5,760	1,073	16,897	15,136	1,760
取得原価を	外国証券	65,373	56,856	8,516	42,647	39,350	3,296
超えないもの	その他	16,768	14,555	2,212	9,645	8,729	915
	小計	130,345	117,964	12,380	111,606	104,493	7,112
合	計	274,570	296,337	21,767	243,693	251,179	7,486

⁽注)「取得原価」欄には減損処理後の帳簿価額を記載しています。

売却したその他有価証券

1 1		平成19年度		平成20年度			
種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	
その他有価証券	76,565	6,445	1,376	55,517	3,109	1,797	

時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

平成19年度末		平成20年度末			
1. 満期保有目的の債券 該当ありません。		1. 満期保有目的の債券 該当ありません。			
2. 子会社株式及び関連会社株式 株式(非上場の国内株式) 外国証券(非上場の外国株式) 3,	83百万円 ,500百万円	 子会社株式及び関連会社株式 株式(非上場の国内株式) 外国証券(非上場の外国株式) 	83百万円 一百万円		
外国証券	,105百万円 470百万円 ,973百万円	3. その他有価証券 株式(非上場の国内株式) 外国証券 その他	3,573百万円 706百万円 6,828百万円		

(注)1.平成19年度の貸借対照表において現金及び預貯金として処理されている譲渡性預金(1,300百万円)をその他に含めています。 2.平成20年度の貸借対照表において現金及び預貯金として処理されている譲渡性預金(1,200百万円)ならびに買入金銭債権として処理されているコマーシャルペーパー(4,996百万円)をその他に含めています。

保有目的の変更

該当ありません。

その他有価証券のうち満期のあるものの償還予定額

(単位:百万円)

				平成19	年度末		平成20年度末			
	種類	[1 年以内	1 年 超 5 年以内	5 年 超 10年以内	10 年超	1 年以内	1 年 超 5 年以内	5 年 超 10年以内	10 年超
国		債	18,956	6,428	13,699	7,238	2,650	7,223	14,021	28,606
地	方	債	284	386			15	333	206	
社		債	15,006	39,143	19,095	5,653	10,793	41,670	23,879	11,664
外	国証	券	3,393	44,570	10,420	11,705	8,789	28,054	8,407	3,508
そ	の	他	4,606	2,386	439		6,444	1,097	306	
	合	計	42,248	92,915	43,655	24,597	28,692	78,378	46,822	43,779

(注) その他」には現金及び預貯金として処理している譲渡性預金ならびに買入金銭債権として処理しているコマーシャルペーパーを含めています。

金銭の信託

運用目的の金銭の信託

該当ありません。

満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

該当ありません。

デリバティブ取引関係

取引の状況に関する事項

1.取引の内容・取引に対する取組方針・取引の利用目的

当社は、外貨建有価証券の投資に係る将来の為替変動によるリスクを軽減する目的で先物為替予約・通貨オプション取引を、また株式投資に係る将来の価格変動によるリスクを軽減する目的で、株式オプション取引を行っています。

当社では、取引の方針として、主として将来の金利・為替・価格の変動によるリスクを軽減するためにデリバティブ取引を活用することとし、投機を目的とした取引およびレバレッジ効果の高いハイリスクな取引は行わないこととしています。

上記のようなヘッジを目的とするデリバティブ取引以外に、一定のリスクの範囲内で運用収益を獲得する等の目的で行う 為替予約取引、通貨オプション取引、債券オプション取引、株式オプション取引があります。

2.取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引は、市場リスクおよび信用リスク等を内包しています。

市場リスクは、取引対象物の将来の市場価格(為替・金利・株価等)の変動とボラティリティー(予想相場変動率)等の将来の変動によって損失を被る可能性です。

信用リスクは、取引の相手方が倒産等により当初の契約どおりに取引を履行できなくなった場合に損失を被る可能性です。 当社は、取引先について、資産規模・決算状況および格付等を吟味し慎重に選定しているため、信用リスクは極めて小さいも のと判断しています。

なお、クレジットデリバティブ取引は取引対象物の信用リスクを有しています。

3.取引に係るリスク管理態勢

当社のデリバティブ取引に係るリスク管理は、経営上多額な損失を被ることがないように、市場リスクに晒されている資産に対し、そのリスク軽減のため適切かつ効果的にデリバティブ取引が利用されているか、また、取引限度を超えた単独の取引が存在していないか、等の点検に重点を置いて行っています。

デリバティブ取引の利用にあたっては、取引担当セクションと業務管理セクションを分離し相互牽制を行うとともに、取引量に応じた決裁権限規程および資産運用規程等を定め、当該規程に基づき取引を行っています。デリバティブ取引の総量・リスク状況・含み損益の状況およびリスク軽減効果の状況については、定期的に、当社のリスク管理を担当しているリスク管理委員会および取締役会に報告しています。

取引の時価等に関する事項

次の表における「契約額等」は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体は、デリバティブ取引に係る市場リスクまたは信用リスクを表すものではありません。

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

a.通貨関連 (単位:百万円)

X			平成19年度末			平成20年度末			
^一 分	取引の種類	契 約	額等	時 価	評価損益	契 約	額等	時 価	評価損益
ח			うち1年超	h4 JM	計測摂益		うち1年超	中 川	計測摂血
市	為替予約取引								
場	売 建								
取	米ドル	3,336		107	107	4,507		24	24
引	그 — ㅁ	2,337		21	21	2,821		54	54
以以	買建								
	ユーロ					642		5	5
外	英ポンド	808		15	15				
の	NZドル	809		26	26				
取	カナダドル	1,018		44	44				
引	豪ド ル	1,388		28	28	689		22	22
	合 計	9,699		242	242	8,660		13	13

(注)時価の算定方法

為替予約取引 ... 先物為替相場によっています。

b.金利関連 該当ありません。

C.株式関連 (単位:百万円)

									(、单位:日刀门
区				平成19	9年度末			平成20	年度末	
	取引の種類	契	約	額等	時 価	≕/無提 ↔	契 約	額等	時 価	評価損益
分				うち1年超	時 価	評価損益		うち1年超	hù lm	可順決血
市場取引以外の取引	株式オプション取引 買 建									
外の取引	フット 	()	()			3,975	()	0	264
31	合 計						3,975		0	264

(注)1.時価の算定方法

株式オプション取引...株式オプション契約を締結している取引金融機関から提示された価格によっています。

2.オプション取引については、契約額の下に()で契約時のオプション料を示しています。

d.債券関連

該当ありません。

e.その他

該当ありません。

財務諸表の適正性と財務諸表作成に係る内部監査の有効性について

当社取締役社長は、当社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの事業年度に係る財務諸表等は、不実の記載がない ものと平成21年6月3日付で認識しています。

不実の記載がないと認識するに至った理由は、当社は、財務諸表等を適正に作成するため内部監査を含む以下の内部管理体制を整備していますが、その体制が機能していることを確認したためです。

- 1.業務分掌と所管部署ならびに権限基準が明確にされ、各部署が適正に業務を遂行する体制を整備していること。
- 2.経理部門では、財務諸表等の作成に必要な情報を把握し、その内容を財務諸表等に適正に反映していること。
- 3.経理部門では、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき財務諸表等を作成していること。
- 4.財務諸表等の作成にあたっては、適宜会計監査人の助言を受け、適正に処理していること。
- 5.内部監査部門では、財務諸表作成に係る各部門の業務プロセスが、法令・社内規程等に従い、適切に遂行されていることを確認していること。

コーポレートデータ

沿革	104
株式の状況	105
会社の組織	107
役員の状況	108
従業員の状況	111
企業集団の状況	112
設備の状況	114

沿革

日新火災のあゆみ

F D	
年月	事項
明治	
41年(1908年)6月	帝国帆船海上保険株式会社として東京に
	設立
43年(1910年)8月	社名を東洋海上保険株式会社と改称
大正	
14年(1925年)10月	社名を東洋海上火災保険株式会社と改称
111(10201)10/3	は日色水戸ラエバスがみがかるほとなる。
昭和	
17年(1942年)4月	東明火災海上保険株式会社を合併
18年(1943年)7月	豊国火災保険株式会社と福寿火災保険株
	式会社の両社と合併して現在の日新火災
	海上保険株式会社と改称
24年(1949年)5月	東京証券取引所に株式を上場
27年(1952年)10月	ロンドンのウイリス社に代理店を委嘱、マ
	リンの再保険取引開始(ノンマリンは昭和
	34年4月開始)
32年(1957年)7月	日新実業株式会社(現 日新火災インシュ
14T(1000T) 0T	アランスサービス株式会社)を設立
41年(1966年)6月	地震保険の発売
45年(1970年)4月	株式会社日新損害調査センター(現 日新
40年(4074年)4日	火災損害調査株式会社)を設立
49年(1974年) 1月 50年(1975年) 9月	中国人民保険公司と再保険取引開始 ニューヨークのアトランティック・ミューチ
20年(1975年)9月	ニューヨークのアトランティック・ミューテー ュアル社と提携
51年(1976年) 9月	代理店特別研修生制度発足
53年(1978年)7月	TALKクラブ(当社専業代理店ならびに
00 1 (1010 1) 1/3	代理店会による連合組織)発足
55年(1980年)9月	日新ビジネスサービス株式会社(現 日新火災
55 ((555) 7 5/3	キャリアアンドライフサービス株式会社)を設立
57年(1982年)6月	ロンドン駐在員事務所開設
58年(1983年)2月	トークビルサービス株式会社(現 日新火
, , ,	災総合サービス株式会社)を設立
62年(1987年)7月	本店を東京都千代田区から港区に移転
63年(1988年)10月	日新火災浦和センター(現 さいたまセン
	ター)を開設
11月	日新情報システム開発株式会社を設立
12月	総合オンライン第1期システム(MELON)稼動
平成	
元年(1989年)4月	国債窓□販売業務を開始
2年(1990年)6月	資産運用管理システム(DREAM)稼動
7月	総合オンライン第2期システム稼働
3年(1991年)4月	日新総合サービス株式会社(現 日新火災
	総合サービス株式会社)を設立
4年(1992年)2月	東京本社・浦和本社(現さいたま本社)の
, , , , , ,	2本社体制スタート
6年(1994年)7月	東京本社を東京都港区から千代田区に移転
8年(1996年)7月	富国生命保険相互会社と業務提携

年 月	事項
平成	
8年(1996年)11月	第1回·第2回無担保転換社債(各100億円、
	合計200億円)発行
9年(1997年)8月	「はあべすと (現 ジョイエ)シリーズの発売
10月	日新火災テレフォンサービスセンター開設
10年(1998年)7月	創立90周年
12月	全社情報ネットワーク(Vネット)完成
11年(1999年)1月	総合自動車保険「VAP」の発売
10月	明治生命(現明治安田生命)保険相互会
	社と業務提携
12月	東京本社を千代田区神田駿河台に移転
12年(2000年)2月	ニッシン・インシュアランス・ガーンジー・
	ピーシーシー・リミテッドを設立
4月	ユニバーサルリスクソリューション株式会社
	を設立
13年(2001年)3月	自動車保険「無事故円満」の発売
4月	米国ミネソタ州セント・ポール社と業務提携
	家計火災保険「生活安全総合保険(生活
70	大臣)」の発売 「がん保険」の発売
7月 15年(2003年) 3月	東京海上火災(現東京海上日動火災)保険
15年(2003年) 3月	ススタエスグ(現 ススタエロ動スグ)木陝 株式会社と業務提携・資本提携
4月	休式云社C素物旋坊・貞本旋坊 住宅ローン利用者向け火災保険「すま
7/3	いの保険・住自在(じゆうじざい)」の発売
7月	家庭用自動車保険「HAP」の発売
16年(2004年)3月	第1回無担保転換社債満期償還
10月	賃貸入居者向け家財専用火災保険「L(エ
	ル)プランSuper」の発売
17年(2005年)3月	積立型医療保険「ジョイエ医療保険」の
	発売
18年(2006年)3月	第2回無担保転換社債満期償還
5月	株式会社ミレアホールディングス(現 東京
	海上ホールディングス株式会社)との経営
	統合に合意
9月	株式会社ミレアホールディングス(現 東京
	海上ホールディングス株式会社)の完全子
	会社化(株式上場廃止)
11月	「自動車保険インターネット約款」サービス開始
19年(2007年)4月	新中期経営計画の開始
6月	日新総合サービス株式会社とトークビル
	サービス株式会社が合併し、日新火災総合
20年(2000年) 7日	サービス株式会社と改称
20年(2008年)7月	創立100周年
	苦情対応マネジメントシステムの国際規 格「ISO10002」への自己適合宣言
11月	新総合自動車保険「VAP」の発売
ПЯ	対総百日勤単体映
	ピーシーシー・リミテッドを清算
	こっつつへのでは

は商品の発売

株式の状況

株主及び株式の状況

平成21年3月31日現在、当社の発行可能株式総数は389 957千株、発行済株式総数は210 320千株です。なお、当社は、株式交換により平成18年9月30日付で東京海上ホールディングス株式会社の完全子会社となっています。

平成20年7月1日付で、株式会社ミレアホールディングスは東京海上ホールディングス株式会社に社名を変更しました。

基本事項

決 算 期 日 毎年3月31日

定時株主総会 毎年4月1日から4ヵ月以内に開催

期末配当の基準日 毎年3月31日

公告掲載方法 電子公告の方法により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができな

い場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載します。

(注)公告を掲載する当社ホームページ http://www.nisshinfire.co.jp

1単元の株式数 1,000株 株主名簿管理人 なし 上場証券取引所 なし

第102期定時株主総会

第102期定時株主総会は、本年6月25日、東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地東京本社において開催されました。報告事項および決議事項は以下のとおりです。

報告事項 平成20年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)事業報告および計算書類報告の件

本件は、上記事業報告および計算書類の内容を報告しました。

決議事項

第1号議案 取締役10名選任の件

本件は、原案どおり、宮島洋、水上誠、松原裕、松浦聡、釜中貞彦、花村吉昭、松井素行、村島雅人、篠原誠治、大薗 恵美の10氏が選任され、就任しました。

なお、大薗恵美氏は、社外取締役です。

第2号議案 監査役2名選任の件

本件は、原案どおり、近藤健三、矢尾板康夫の2氏が選任され、就任しました。 なお、矢尾板康夫氏は、社外監査役です。

株式の状況

大株主

(平成21年3月31日現在)

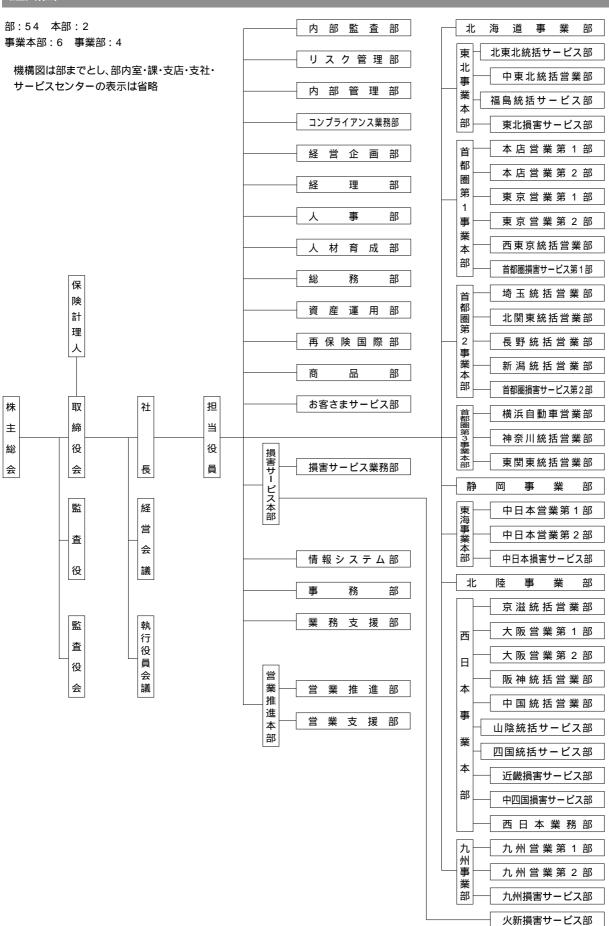
氏 名 又 は	名 称	所 在 地	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
東京海上ホールディンク	ブス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	^{千株} 210,320	100.0
	É	計	210,320	100.0

発行済株式総数及び資本金の額の推移

4 B B	発行済株式総数		資本金の額		
年月日	増 減 数	残 高	増 減 額	残 高	摘要
平成13年3月31日	^{千株} 1,942	^{千株} 194,805	千円	^{千円} 15,634,652	利益による株式の消却 (平成12年4月1日~平成13年3月31日)
平成14年3月31日	5,648	189,157		15,634,652	利益による株式の消却 (平成13年4月1日~平成14年3月31日)
平成17年3月31日	2	189,159	499	15,635,152	転換社債の株式への転換 (平成16年4月1日~平成17年3月31日)
平成18年3月31日	23,537	212,696	4,754,488	20,389,640	転換社債の株式への転換 (平成17年4月1日~平成18年3月31日)
平成19年3月31日	2,376	210,320		20,389,640	自己株式の消却 (平成18年4月1日~平成19年3月31日)
平成20年3月31日		210,320		20,389,640	
平成21年3月31日		210,320		20,389,640	

会社の組織

組織図(平成21年6月25日現在)



役員の状況

取締役 (平成21年6月25日現在)

以 締 伎			(平成21年6月25日現在
役名	氏 名 (生年月日)	略 歴	担当
代表取締役社長	が は P35L 宮島 洋 (昭和25年5月4日生)	昭和49年 4 月 当社入社 以後 総合企画部長を経て、	
代表取締役	^{みず かみ まこと} 水 上 誠 (昭和24年7月26日生)	昭和48年4月 当社入社 以後 人事総務部長を経て、 平成12年6月 取締役人事総務部長 平成13年4月 取締役人事総務部長 平成13年4月 取締役營業企画部長 平成15年4月 常務取締役 同年6月 専務取締役(代表取締役)専務執行役員 業務統括本部長兼経営企画部長 平成16年6月 専務取締役(代表取締役)専務執行役員 業務統括本部長 平成18年4月 専務取締役(代表取締役)専務執行役員 同年6月 取締役(代表取締役)専務執行役員 平成19年6月 取締役(代表取締役)專務執行役員 平成19年6月 取締役(代表取締役)副社長執行役員 平成21年6月 取締役(代表取締役)副社長執行役員 西日本事業本部長(現職)	西日本事業本部
取締役	松原 裕 (昭和29年5月11日生)	昭和52年11月 当社入社 以後 経営企画部長を経て、 平成19年4月 執行役員経営企画部長 同 年6月 取締役執行役員内部管理本部長兼経営企画部長 平成20年4月 取締役執行役員内部管理本部長 平成21年6月 取締役常務執行役員(現職)	リスク管理部、 内部管理部、 コンブライアンス業務部、 経理部、 総務部
取締役	松 浦 聡 (昭和29年5月30日生)	昭和53年 4 月 東京海上火災保険株式会社入社平成16年10月 東京海上日動火災保険株式会社四国自動車営業部長平成19年 8 月 当社取締役執行役員営業推進本部副本部長平成21年 6 月 取締役常務執行役員営業推進本部副本部長兼首都圏第2事業本部長(現職)	首都圏第2事業本部、 (営業推進本部)
取締役	禁 中 貞 彦 (昭和30年6月13日生)	昭和53年 7 月 当社入社 以後 情報システム部長を経て、 平成19年 4 月 執行役員損害サービス業務部長 平成20年 6 月 取締役執行役員損害サービス本部長兼 損害サービス業務部長 平成21年 4 月 取締役執行役員損害サービス本部長(現職)	内部監査部、 損害サービス本部、 資産運用部、 お客さまサービス部
取締役	花 村 吉 昭 (昭和33年11月19日生)	昭和56年4月当社入社 以後経営企画部長を経て、 平成20年6月 取締役執行役員経営企画部長 平成21年4月 取締役執行役員 同年6月 取締役執行役員	人事部、 人材育成部、 再保険国際部、 九州事業部、 (経営企画部)
取締役	松 井 素 行 (昭和30年7月20日生)	昭和53年4月当社入社 以後代理店業務部長を経て、 平成20年4月執行役員代理店業務部長 平成21年4月執行役員営業推進本部副本部長 同年6月取締役執行役員営業推進本部副本部長(現職)	営業支援部、 営業推進部、 首都圏事業本部室、 (営業推進本部) (お客さまサービス部)
取締役	村 島 雅 人 (昭和35年3月21日生)	昭和57年4月 当社入社 以後 営業推進部長を経て、 平成20年6月 執行役員営業推進部長 平成21年4月 執行役員経営企画部長 同年6月 取締役執行役員経営企画部長(現職)	経営企画部、 情報システム部、 (内部監査部)
取締役	篠原誠治 (昭和33年12月28日生)	昭和56年4月東京海上火災保険株式会社入社平成19年8月東京海上日動火災保険株式会社関東業務支援部部長平成20年7月同社関東業務支援部長平成21年6月当社取締役執行役員(現職)	商品部、事務部、 業務支援部、 海上保険室、 北海道事業部
取締役	大 薗 恵 美 (昭和40年8月8日生)	平成12年 4 月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科専任講師 平成14年10月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科准教授(現職) 平成16年 6 月 当社取締役(現職) 平成18年 6 月 株式会社りそな銀行取締役(現職)	

- (注)1.平成18年6月28日以降、当社は会長・社長以外の役付取締役を廃止しました。
 - 2 .取締役 大薗恵美は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
 - 3.担当欄の()は副担当です。

監 查 役 (平成21年6月25日現在)

役名	氏 名 (生年月日)	略 歴
監査役 (常勤)	が もと ふ じ ま 岡本富士夫 (昭和24年7月21日生)	昭和47年4月 当社入社 以後 内部監査部専門部長を経て、 平成20年6月 監査役(常勤 X 現職)
監査役 (常勤)	近藤健三 (昭和25年10月13日生)	昭和49年4月 当社入社 以後 総務部長を経て、 平成21年6月 監査役(常勤 X 現職)
監査役	池 田 登 (昭和18年7月11日生)	昭和42年4月 株式会社静岡銀行入行 平成9年6月 同行取締役名古屋駐在兼名古屋事務所長 平成11年4月 同行取締役西部カンパニー長補佐 同年6月 同行常務取締役 平成13年6月 静岡保険総合サービス株式会社代表取締役社長 平成19年6月 当社監査役(現職)
監査役	失尾板康夫 (昭和22年11月13日生)	昭和45年5月 東京海上火災保険株式会社入社 平成12年6月 同社取締役経営企画部長 平成13年10月 同社取締役経営企画部郡長 平成14年4月 株式会社ミレアホールディングス(現東京海上ホールディングス株式会社) 常務取締役経営企画部長 平成15年4月 同社常務取締役合併推進部長 平成15年4月 同社常務取締役合併推進部長 平成17年6月 同社常務取締役 平成17年6月 同社専務取締役 平成17年6月 東京海上日動火災保険株式会社常勤監査役 平成19年6月 東京海上日動火災保険株式会社常勤監査役 平成19年6月 株式会社ミレアホールディングス(現東京海上ホールディングス株式会社)常勤監査役(現職) 同年6月 東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社監査役(現職) 平成21年6月 当社監査役(現職)

⁽注)監査役 池田登および矢尾板康夫は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

役員の状況

執行役員

(平成21年6月25日現在)

			(平成21年6月25日現在)
役名	氏 名 (生年月日)	略 歴	担当
社長	宮島洋	「取締役」の欄をご参照ください。	
副社長執行役員	*** *** **** 水 上 誠	「取締役」の欄をご参照ください。	
常務執行役員	**・**********************************	昭和47年 4 月 当社入社 以後 静岡統括営業部長を経て、 平成15年 6 月 執行役員静岡統括営業部長 平成17年 4 月 執行役員神奈川統括営業部長 平成19年 4 月 常務執行役員首都圏第1事業本部長 平成20年 4 月 常務執行役員東北事業本部長(現職)	東北事業本部
常務執行役員	竹野泰生 (昭和26年4月3日生)	昭和50年 4 月 当社入社 以後 本店営業第1部長を経て、 平成18年 4 月 執行役員東海事業本部長 平成20年 4 月 常務執行役員首都圏第1事業本部長(現職)	首都圏第1事業本部
常務執行役員	稲垣信夫 (昭和28年7月22日生)	昭和51年 4 月 当社入社 以後 静岡事業部長を経て、 平成19年 4 月 執行役員静岡事業部長 平成20年 4 月 執行役員東海事業本部長(現職)	東海事業本部、 静岡事業部、 北陸事業部
常務執行役員	松原裕	「取締役」の欄をご参照ください。	
常務執行役員	松浦聡	「取締役」の欄をご参照ください。	
執行役員	坂 井 輝 雄 (昭和31年2月15日生)	昭和53年 4 月 当社入社 以後 人事部長を経て、 平成19年 4 月 執行役員人事部長 平成20年 4 月 執行役員首都圏第3事業本部長(現職)	首都圏第3事業本部、 (首都圏損害サービス第1部)
執行役員	** 中貞彦	「取締役」の欄をご参照ください。	
執行役員	松井素行	「取締役」の欄をご参照ください。	
執行役員	花村吉昭	「取締役」の欄をご参照ください。	
執行役員	村島雅人	「取締役」の欄をご参照ください。	
執行役員	篠原誠治	「取締役」の欄をご参照ください。	
執行役員	横川卓事 (昭和31年8月26日生)	昭和55年 4 月 当社入社 以後 北海道事業部長を経て、 平成21年 6 月 執行役員北海道事業部長(現職)	
執行役員	がり かみ かっ あき 川 上 活 明 (昭和31年9月8日生)	昭和56年 4 月 当社入社 以後 営業推進部長を経て、 平成21年 6 月 執行役員営業推進部長(現職)	
執行役員	夏 追 清 治 (昭和34年4月9日生)	昭和57年 4 月 当社入社 以後 首都圏損害サービス第1部長を経て、 平成21年 6 月 執行役員首都圏損害サービス第1部長(現職)	
執行役員	夏 迫 清 治	以後 首都圏損害サービス第1部長を経て、	

(注)担当欄の()は副担当です。

従業員の状況

従業員数等

(平成21年3月31日現在)

区分	総 合 職	一 般 職	嘱託職員·他
W N 5	1,015名	916名	815名
従業員数		2,746名	
平 均 年 齢		40.9歳	
平均勤務年数		10.6年	
平均年間給与		5,618,910円	

- (注)1. 従業員数については、就業人員数を記載しています。 2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでいます。
 - 3. 平成21年4月1日より、総合職・一般職等の区分を全国型・広域型・地域型へと変更しています。

新規採用数の推移

(各年度とも4月1日現在)

年 度	社員(全国型·広域型)	社員(地域型)	合 計
平成17年度	32名 63名		95名
平成18年度	25名	67名 92名	
平成19年度	平成19年度 38名 58名		96名
平成20年度	28名	42名	70名
平成21年度	28名	32名	60名

(注)職種転換者および関連会社からの移籍者は除く

社員の採用と教育

採用方針

お客さまに最も身近で信頼されるリテール損害保険会社の実現を目指す当社では、日本国内における地域に密着した 営業活動を通じて人と人との和を大切に考える独自のビジネスモデルを実践することのできる人材を求め、積極的な採用 活動を行っています。具体的には、「円滑な人間関係を築くことのできるコミュニケーション能力を持つ」、「決定したこと に対し、責任をもって最後まで執着して完遂させる粘り強さを持つ」人物像を求めています。

採用にあたっては、応募や人社試験の機会を等しく提供し、公平・公正な選考を行うとともに、面接を重視し、一人ひとりの適性・能力および意欲を見極めた採用を行っています。

採用選考過程において、応募者に対する基本的人権の尊重や就職の機会均等を全ての人に保障し、就職差別のない公平・明白な採用選考を行うという観点から、「公正採用基本方針」を策定し、面接者への教育を実施しています。

社員育成体制

「お客さま本位の最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指す」ことを経営理念に掲げ、その到達点を「お客さま本位における業界トップランナー」と明確に定めた当社は、その実現のためにあるべき社員像を、「『ありがとう』と言っていただける人」という言葉で具体的に表しました。当社では、その社員像および社員像の具現化を目的に定めた8つの基本行動(チームワーク・挨拶・身だしなみ・コミュニケーション・行動・約束・感謝・仕事で学ぶ)を柱に、真の意味のお客さま本位を自らの業務を通じて実践できる社員の教育・研修・育成を、体系的なプログラムに基づき実施しています。

新入社員に対しては、入社後2年以内に会社戦力として十分な技量を身につけることを目標に、教育・研修を実施しています。その後については、 階層別、 部門別、 職種別、 経験年数別、 年齢層別、 選択制、 OJT、 自己啓発、あるいは全社員共通等の各種研修メニューを提供し、個々に必要な知識や能力等に応じた教育・研修を実施しています。

また当社では、業務知識の習得のみならず、時代の要請に応える意識の変革・醸成や、お客さまのニーズを敏感にとらえ的確に対応しうる幅広い知識と技能を持つ、損害保険サービス業に従事するにふさわしい社員の育成に努めています。

福利厚生制度

法律で定められている社会保険等の福利厚生制度の他、以下の諸制度を実施しています。

·財形貯蓄制度 ·持株会制度 ·共済会 ·各種保養施設 他

企業集団の状況

主要な事業の内容及び組織の構成

当社および当社の関係会社において営まれている主な事業の内容と、各関係会社の当該事業における位置付けは、次のとおりです。

(1)保険および保険関連事業

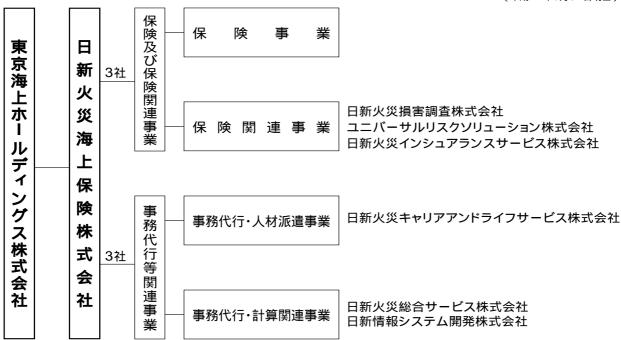
各種損害保険の元受・再保険の引受業務および保険金の支払業務等を営む部門で、関係会社はこのうち保険金支払に係る損害調査業務およびリスクコンサルタント業務ならびに保険販売代理業務等を行っています。

(2)事務代行等関連事業

上記以外の各種業務を営む部門で、関係会社は物流関係のほか、各種事務代行業務を行っています。

[事業系統図]

(平成21年3月31日現在)



NISSHIN INSURANCE GUERNSEY PCC LIMITEDは、平成20年11月14日に清算しました。

子会社等

(平成21年3月31日現在)

会 社 名	設立年月日	資本金	当社の議決権の 所有割合	当社子会社等の 議決権の所有割合	本 社 所 在 地	主 な 事 業 内 容
日新火災インシュアランスサービス(株)	昭和 32. 7.24	百万円 20	10 %	90	東京都千代田区 神田駿河台2-5	保険代理業、個人ローン 業務、リース業務
日新火災損害調査(株)	45. 4. 1	20	100		東京都千代田区 神田駿河台2-3	自動車保険、その他 保険の損害調査業務
日新火災キャリアアンド ライフサービス(株)	55. 9.26	20	100		東京都千代田区 神田駿河台2 - 3	計算受託·福利厚生業務、 人材派遣業務
日新火災総合サービス(株)	58. 2. 1	10	100		東京都千代田区 神田駿河台2 - 3	荷造·印刷·製本·集配 業務、不動産·付随設備 保守管理業務等
日新情報システム開発(株)	63.11. 1	20	100		埼玉県さいたま市 浦和区上木崎 2 - 7 - 5	プログラム作成、 ソフトウエア開発
ユニバーサルリスク ソリューション(株)	平成 12. 4.11	10	100		東京都千代田区 神田駿河台2-3	リスクコンサルタント業務

連結財務諸表

当社では、連結の範囲に含めるべき重要な子会社がないことから、連結財務諸表を作成していません。

設備の状況

設備投資等の概要

当期の設備投資は、主として損害保険事業において、営業店舗の建物・設備等の維持改善を目的に実施しました。当期中の 投資総額は11億1千万円でした。

主要な設備の状況

(平成21年3月31日現在)

÷ 47		能 符 /A 数 / 五丁四 \			21年3月31日現在)	
店名	所属					従業員数
(所在地)	出先機関	土地(面積 m²)	建物	動 産	リース資産	I CONSCAN
本店/東京本社 ¹ (東京都千代田区)	店 19	12,021(5,355)	5,378	239	-	793 ^人
さいたま本社 ² (さいたま市浦和区)	8	3,091(9,015)	1,776	432	65	282
長野統括営業部(長野市)	4	87(836)	87	11	-	47
新潟統括営業部(新潟市)	3	203(1,041)	57	10	-	56
神奈川統括営業部(横浜市中区)	6	0(234)	304	47	-	130
北海道事業部(札幌市中央区)	9	5(705)	201	36	-	97
東北事業本部(仙台市青葉区)	26	1,064(2,670)	899	114	-	248
静岡事業部(静岡市葵区)	4	4(170)	125	28	-	83
東海事業本部(名古屋市中区)	12	555(2,491)	853	65	-	218
北 陸 事 業 部 (富 山 市)	4	65(1,026)	351	12	-	81
西日本事業本部(大阪市北区)	34	373(1,683)	319	124	-	497
九 州 事 業 部 (福岡市博多区)	15	406(1,969)	215	58	-	214

- 1 東京営業第1部、東京営業第2部、西東京統括営業部、東関東統括営業部を含む
- 2 埼玉統括営業部、北関東統括営業部を含む
- (注)1 上記「店名」は、本部または独立統括営業部ごとの区分によって記載し、「所属出先機関」以下の各計数は、同一の本部または統 括営業部に属する支店、支社および営業所等出先機関の合計を記載しています。海外駐在員事務所は本店の所属出先機関に含 んでいます。
 - 2.上記は全て営業用設備です。
 - 3.上記の他、主要な賃貸用設備として以下のものがあります。 4.前記の他、主要な社宅用・厚生用設備として以下のもの

(単位:百万円)

設備名	帳簿	価 額
一	土地(面積 m²)	建物
名 古 屋 ビル (名古屋市中区)	1 (337)	427
武 蔵 野 ビ ル (東京都武蔵野市)	119 (1,090)	234

4.前記の他、主要な社宅用・厚生用設備として以下のものがあります。

(単位:百万円)

設備名	帳簿	価 額
設備名	土地(面積 m²)	建物
トークハイム日進 (さいたま市北区)	804 (3,536)	574

5.主要な設備のうち、リース契約によるものについては該当ありません。

損害保険用語の解説

か行

価格変動準備金

保険会社が保有する株式等の価格変動による損失に備えることを目的とした準備金です。資産の一定割合を積み立て、株式等の売買等による損失が利益を超える場合にその差額を取り崩します。

過失相殺

損害賠償額を算出するにあたり、被害者にも過失があった場合、そ の過失の割合に応じて損害賠償額を減額することをいいます。

クーリングオフ

契約の取り消し請求権のことです。損害保険の場合には、保険業法の定めにより、保険期間が1年を超える個人契約について、契約の申込日からその日を含め8日以内であれば契約の解除ができる場合があります。

契約者配当金

積立保険(貯蓄型保険)の積立保険料部分において、保険会社が予定利率を超える運用益をあげた場合に、満期返れい金と合わせて保険会社から保険契約者に支払われる配当金をいいます。

契約の解除

保険契約者または保険会社の意思表示によって、契約の効力を将 来に向かって失わせることをいいます。

契約の失効

保険契約が効力を失い終了することをいいます。例えば、保険金支 払の対象とならない事故によって保険の対象が滅失した場合には、 保険契約は失効します。

告知義務

保険契約を締結する際に、保険契約者は保険会社に対して重要な 事実を申し出なければならないという義務、また、重要な事項につ いて事実と異なることを申し出てはならないという義務のことをい います。

さ行

再調達価額

時価(額)に対する言葉で、保険の対象と同等の物を新たに建築または購入するために必要な金額をいいます。

再保険

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の保険 金支払責任の一部または全部を他の保険会社に転嫁するための保 険のことをいいます。

再保険料

保険上の責任を他の保険会社に転嫁する際に、対価として支払う保険料のことをいいます。

時価(額)

再調達価額から、経過年数や使用・消耗による減価分を差し引いた 金額のことをいいます。

事業費

保険会社が事業を行うための経費で、損害保険会計では「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」、「諸手数料及び集金費」を総称した ものです。

質権設定

火災保険などで、保険契約を締結した物件が災害に遭った場合の 保険金請求権を、被保険者が他人(質権者)に質入れすることをい います。

支払備金

決算日までに発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて、保険金支払のために積み立てる準備金のことをいいます。

責任準備金

将来の保険金支払などの保険契約上の保険会社が負う債務に対して、あらかじめ積み立てておく準備金をいいます。これには、次年度以降の債務のためにその分の保険期間に対応する保険料を積み立てる「普通責任準備金」と、積立保険において、満期返れい金、契約者配当金の支払いに備えるための「払戻積立金」「契約者配当準備金」および異常な大災害に備えるための「異常危険準備金」などの種類があります。

全損

保険の対象が完全に滅失した場合(火災保険であれば全焼・全壊) や、修理・回収に要する費用が再調達価額または時価(額)を超える ような場合をいいます。

損害てん補

保険事故によって生じた損害に対し、保険会社が保険金を支払うことをいいます。

損害率

収入保険料に対する支払保険金の割合のことで、保険会社の経営 分析や保険料率の算定に用いられます。通常は、正味支払保険金に 損害調査費を加えて正味収入保険料で除した割合を指します。

損害保険用語の解説

た行

大数の法則

サイコロを振ったときに1の目の出る確率は、振る回数を増やすほど6分の1に近づいていきます。このように、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されれば、その事象の発生する確率が一定値に近づくという法則のことです。例えば、火災などの事故を長年にわたって統計学的に調べると、その発生率を全体として予測できることになります。保険料の算出のもととなる保険事故の発生率は、この「大数の法則」に基づいて算出されています。

超過保険 / 一部保険

保険金額(契約金額)が保険価額(保険の対象であるものの実際の価額)を超える保険のことを超過保険といい、超える部分は無駄になります。また、保険価額よりも保険金額が少ない保険のことを一部保険といい、保険金額の保険価額に対する割合で保険金が支払われます。

重複保険

同一の被保険利益について、保険期間の全部または一部を共通に する複数の保険契約が存在する場合、また、複数の保険契約の保険 金額(契約金額)の合計額が保険価額(保険の対象であるものの実 際の価額)を超えている場合をいいます。

通知義務

保険契約締結後、保険の対象を変更した、譲渡したなど、契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者が保険会社に通知しなければならない義務のことをいいます。

積立勘定

積立保険(貯蓄型保険)において、その積立資産を他の資産と区分して運用する仕組みのことです。

積立保険(貯蓄型保険)

火災保険・傷害保険などの補償機能のほかに貯蓄機能を持ちあわせた長期保険のことで、満期時には満期返れい金が支払われます。

な行

ノンフリート契約者

自らが所有・使用し、自動車保険契約を締結している自動車が9 台以下の契約者のことです。これに対し、10台以上の契約者を フリート契約者といいます。

ノンフリート等級別料率

ノンフリート契約者の自動車に適用する無事故割引(割増)制度です。事故の有無により翌年の継続契約の等級が決められ、その等級に応じて保険料が割引(割増)されます。

は行

被保険者

保険事故が起こったとき、保険の補償を受ける人または保険の対象となる人をいいます。

比例でん補

保険金額(契約金額)が保険価額(保険の対象であるものの実際の価額)を下回っている一部保険の場合に、保険金額の保険価額に対する割合に応じて保険金を削減して支払うことをいいます。

分損

保険の対象の一部に損害が生じた場合のことで、全損に至らない 損害をいいます。

保険価額

保険事故が発生した場合に、被保険者が被る可能性のある損害の 最高見積額をいいます。 保険契約によって時価(額)または再調達 価額のいずれかを基準として評価します。

保険期間

保険の契約期間、すなわち保険会社が責任を負う期間をいいます。 この期間内に保険事故が発生した場合にのみ、保険会社は保険金 を支払います。ただし、特に約定がある場合を除き、保険期間中で あっても保険料が支払われていないときには保険会社の責任は開 始しないため、保険金は支払われません。

保険金

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭のことをいいます。

保険金額

保険契約において設定する契約金額をいいます。保険事故が発生 した場合に保険会社が支払う保険金の限度額のことで、その金額 は、保険会社と保険契約者との事前の契約によって定められます。

保険契約者

自己の名前で保険会社に対し保険契約の申し込みをする人のことで、契約が成立すれば保険料の支払義務を負います。 ほとんどの場合、保険契約者が同時に被保険者となりますが、他人を被保険者とする保険契約もあります。

保険契約準備金

保険契約に基づく保険金支払などの責任を果たすために保険会 社が決算期末に積み立てる準備金のことで、責任準備金、支払備 金などがあります。

保険事故

保険契約において、保険会社がその事実の発生を条件として保険 金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。火災、交通事故、人 の死傷などがその例です。

保険証券

保険契約の成立およびその内容を証明するために、保険会社が作成して保険契約者に交付する文書のことをいいます。

保険の目的

保険を付ける対象のことで、自動車保険での自動車、火災保険での 建物・家財などがこれにあたります。

保険引受利益

正味収入保険料などの保険引受収益から、保険金・損害調査費・満期返れい金などの保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものであり、保険本業における最終的な損益を示すものです。なお、その他収支は自賠責保険などに係る法人税相当額などです。

保険約款

保険会社が保険契約者と結ぶ保険契約の内容を定めたものです。 保険約款には、同一種類の保険契約の全てに共通する契約内容を 定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定 内容を補充・変更・排除する特別約款(特約条項)があります。

保険料

被保険者の被る危険を保険会社が負担する対価として、保険契約者が保険会社に支払う金銭をいいます。

保険料控除制度

地震保険契約を締結し保険料を支払った場合に、その一定額が契約者のその年の所得から差し引かれ、所得税と住民税の負担が軽減される制度です。(損害保険料控除制度は廃止されましたが、経過措置があります。)

保険料即収の原則

保険契約を締結すると同時に保険料の全額を領収しなければならないという原則のことです。なお、保険料分割払契約など特に約定がある場合にはこの原則は適用されません。

ま行

マリン / ノンマリン

マリンは海上保険を意味し、船舶保険・貨物保険・運送保険のことをいいます。ノンマリンはマリン以外の保険のことをいい、火災保険・自動車保険・傷害保険などが該当します。

満期返れい金

積立保険(貯蓄型保険)において、保険期間の満了まで契約が有効に存続し、保険料全額の払い込みが完了している契約について、満期時に保険会社が保険契約者に支払う金銭のことをいいます。この金額は契約時に定められています。

免責

保険金が支払われない契約上の事由のことです。保険会社は、保 険事故が発生した場合には保険契約に基づいて保険金支払の義 務を負いますが、特定の事由が生じたときには例外としてその義 務を免れることになっています。たとえば、戦争その他変乱によっ て生じた事故、保険契約者が自ら招いた事故、地震・噴火・津波等に よる事故があります。保険約款に「保険金を支払わない場合」や 「てん補しない損害」などとして記載されています。

免責金額

自己負担額のことをいいます。一定金額以下の損害について、 保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する 金額のことで、免責金額を超える損害については、免責金額を控 除した金額を支払う方式と、損害額の全額を支払う方式とがあり ます。

元受保険

再保険に対応する用語で、ある保険契約について再保険契約がなされているとき、再保険契約に対してそのある保険を元受保険といいます。また、保険会社が個々の保険契約者と契約する全ての保険を指す場合もあります。

店舗の一覧

東京本社(本店)	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)3292-8000
さいたま本社	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-2211
ロンドン駐在員事務所	The Willis Buil	ding, 51 Lime Street, London EC3M 7DQ ,U.K.	

(平成21年6月25日現在)

営業店舗の一覧 (営業時間9:00~17:00・土日祝除く)

北海道事業部	∓ 060 - 0063	北海道札幌市中央区南三条西3-12-1(札幌トークビル)	(011)241-1311
札幌第1支店	〒 060 - 0063	北海道札幌市中央区南三条西3-12-1(札幌トークビル)	(011)241 - 1315
小樽支社	〒047-0032	北海道小樽市稲穂2-22-1(日専連小樽ビル5F)	(0134)27 - 3311
函館支社	〒 040 - 0001	北海道函館市五稜郭町33-1(五稜郭フコク生命ビル8F)	(0138)54-8591
札幌第2支店	〒 060 - 0063	北海道札幌市中央区南三条西3-12-1(札幌トークビル6F)	(011)241-1316
道南支社	〒053-0022	北海道苫小牧市表町2-1-14(王子不動産第3ビル3F)	(0144)34-8191
旭川サービス支店	〒070-0035	北海道旭川市五条通9-1703-4	(0166)26-4431
稚内事務所	〒097-0005	北海道稚内市大黒2-3-14(第2丹羽ビル2F)	(0162)22 - 9765
北見支社	〒090-0022	北海道北見市北二条東1(大槻ビル2F)	(0157)24-6471
道東サービス支店	〒085-0016	北海道釧路市錦町5-3(三ツ輪ビル5F)	(0154)23-8251
帯広支社	〒080-0010	北海道帯広市大通南10-8(帯広フコク生命ビル6F)	(0155)22-8711
東北事業本部	〒980-0804	宮城県仙台市青葉区大町1-4-7	(022)227-3153
北東北統括サービス部	〒020-0034	岩手県盛岡市盛岡駅前通15-19(フコク生命ビル2F)	(019)623-4330
盛岡支店	〒020-0034	岩手県盛岡市盛岡駅前通15-19(フコク生命ビル2F)	(019)623-4316
三陸事務所	〒026-0024	岩手県釜石市大町1-8-6(明治中央ビル2F)	(0193)24-3118
岩手南支店	〒 024 - 0032	岩手県北上市川岸3-10-2(東北永愛友商事ビル2F)	(0197)65 - 3821
大船渡営業所	〒 022 - 0002	岩手県大船渡市大船渡町欠の下向1-123	(0192)25-0595
花巻支社	〒025-0312	岩手県花巻市二枚橋6-335-1(ユーズステーション花巻)	(0198)26-1771
青森支店	〒030-0861	青森県青森市長島2-10-3(青森フコク生命ビル6F)	(017)775-1461
むつ事務所	〒035-0072	青森県むつ市金谷1-4-6(アドバンスビル1F)	(0175)23-8621
弘前支社	〒036-8001	青森県弘前市代官町38(弘前代官町ビル8F)	(0172)36-1555
八戸支店	〒031-0072	青森県八戸市城下4-5-9	(0178)43 - 1567
秋田支店	〒010-0001	秋田県秋田市中通4-5-2(明治安田生命秋田第二ビル4F)	(018)837 - 5255
大館事務所	〒017-0888	秋田県大館市水門前75-2	(0186)49-3568
大曲事務所	〒014-0027	秋田県大仙市大曲通町8-26(正和ビル2F)	(0187)63-0680
本荘事務所	〒015-0834	秋田県由利本荘市岩渕下13-13(徳永ビル2F)	(0184)24-2922
中東北統括営業部	〒980-0804	宮城県仙台市青葉区大町1-4-7	(022)227-3310
仙台支店	〒980-0804	宮城県仙台市青葉区大町1-4-7	(022)263-5465
仙台東支社	〒983-0012	宮城県仙台市宮城野区出花1-9-3(ヴューポートオバタ1F)	(022)259-6280
古川支社	〒989-6115	宮城県大崎市古川駅東1-5-11(向山館2F)	(0229)24-1620
気仙沼事務所	〒988-0017	宮城県気仙沼市南町2-5-12	(0226)24-2004
山形サービス支店	〒990-0023	山形県山形市松波1-8-14	(023)622-4006
天童支社	〒994-0034	山形県天童市本町2-1-26(寿商事ビル2F)	(023)654-4471
米沢事務所	〒992-0039	山形県米沢市門東町3-3-1(米沢共立ビル2F)	(0238)22-7883
酒田サービス支社	〒998-0853	山形県酒田市みずほ2-19-1	(0234)23-5106
福島統括サービス部	〒963-8871	福島県郡山市本町2-1-12	(024)932-3151
郡山支店	〒963-8871	福島県郡山市本町2-1-12	(024)932-2266
白河支社	〒961-0975	福島県白河市立石山1-3(丸昌ビル2F)	(0248)22-6618
福島支店	〒960-8035	福島県福島市本町5-5(殖産銀行フコク生命ビル7F)	(024)526-0205
いわき支店	〒970-8026	福島県いわき市平字大町7-1(平セントラルビル7F)	(0246)22-1881
会津若松支店	〒965-0042	福島県会津若松市大町2-14-24(山本中央ビル2F)	(0242)24-5661

首都圏第1事業本部	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5555
本店営業第1部	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5548
本店営業第2部	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5550
東京営業第1部	〒101-0062	東京都千代田区神田駿河台2-5(村田ビル3F)	(03)5282-5115
東京中央支店	〒101-0062	東京都千代田区神田駿河台2-5(村田ビル3F)	(03)5282-5556
江東支店	〒130-0014	東京都墨田区亀沢4-5-4(プルームビル1F)	(03)3625-2040
東京東支店	〒121-0816	東京都足立区梅島2-3-15(岩立ビル2F)	(03)3886-0111
東京ダイレクトサポートセンタ・	- 〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5596
東京営業第2部	〒160-0023	東京都新宿区西新宿3-2-11(新宿三井ビルディング二号館9F)	(03)5909-2134
池袋支店	〒170-6051	東京都豊島区東池袋3-1-1(サンシャイン60 51F)	(03)3987-4061
東京新都心支店	〒160-0023	東京都新宿区西新宿3-2-11(新宿三井ビルディング二号館9F)	(03)3343-3941
城南支店	〒144-0052	東京都大田区蒲田5-29-6(とみん蒲田ビル6F)	(03)3733-2251
西東京統括営業部	〒190-0012	東京都立川市曙町2-22-22(TBK立川ビル5F)	(042)525-2821
立川支店	〒190-0012	東京都立川市曙町2-22-22(TBK立川ビル5F)	(042)527-7771
三鷹支社	〒180-0006	東京都武蔵野市中町1-16-10(日本生命武蔵野ビル5F)	(0422)55-8177
山梨支店	〒400-0032	山梨県甲府市中央4-7-13	(055)228-1277
富士吉田支社	∓ 403 - 0004	山梨県富士吉田市下吉田50(山吉商店ビル2F)	(0555)22 - 5801
首都圏第2事業本部	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-1479
埼玉統括営業部	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-1479
埼玉新都心支店	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-2295
埼玉東支店	〒344-0067	埼玉県春日部市中央1-13-6(春日部フコク生命ビル3F)	(048)761-6181
埼玉北サービス支店	〒360-0042	埼玉県熊谷市本町2-48(熊谷第一生命ビル7F)	(048)523-1313
埼玉西支店	〒350-1122	埼玉県川越市脇田町18-6(川越小川ビル6F)	(049)226-3411
北関東統括営業部	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-1479
群馬支店	〒371-0023	群馬県前橋市本町2-4-3	(027)224-3622
太田支店	〒373-0851	群馬県太田市飯田町945	(0276)45-4691
宇都宮支店	〒320-0815	栃木県宇都宮市中河原町1-24	(028)635 - 1571
黒磯事務所	〒329−3153	栃木県那須塩原市大原間143-7(那須塩原サンライズマンション102号)	(0287)65-0931
小山営業所	〒323-0807	栃木県小山市城東1-6-42(第3高岩ビル3F)	(0285)24-4094
長野統括営業部	〒380-0901	長野県長野市居町47	(026)244-8016
長野サービス支店	〒380-0901	長野県長野市居町47	(026)244-0232
上田支社	〒386-0018	長野県上田市常田2-20-26(常田ビル)	(0268)27-3240
松本支店	〒390−0874	長野県松本市大手2-10-3	(0263)33-3210
諏訪支社	〒392-0011	長野県諏訪市赤羽根1-8	(0266)57-6600
飯田事務所	〒395-0044	長野県飯田市本町4-1243	(0265)52-0280
新潟統括営業部	〒950-0087	新潟県新潟市中央区東大通1-3-8(明治安田生命新潟駅前ビル2F)	(025)245-0320
新潟支店	〒950-0087	新潟県新潟市中央区東大通1-3-8(明治安田生命新潟駅前ビル2F)	(025)245-0324
長岡サービス支店	〒940-0052	新潟県長岡市神田町2-1-6	(0258)32-2285
六日町支社	〒949-6600	新潟県南魚沼市六日町800-1(装宴ビル2F)	(025)773-3547
三条サービス支店	〒955-0065	新潟県三条市旭町2-13-23	(0256)33-1045
岩 邦图第 2 東 米 木 卯	∓101 _0220	市方郑工化田区油田縣河公2-2	(02)5202-5555
首都圈第3事業本部 横浜自動車営業部	〒101 - 8329 〒221 - 0052	東京都千代田区神田駿河台2-3 神奈川県横浜市神奈川区栄町8-1(ポートサイドビル1F)	(03)5282-5555
神奈川統括営業部		神宗川宗横浜市中区弁天通5-72	` ,
横浜支店	〒231 - 0007 〒231 - 0007	神奈川県横浜市中区弁天通5-72	(045)633 - 5280 (045)633 - 5288
傾浜文店 横浜中央支店	±231-0007 ±231-0007	伸宗川県横浜市中区弁大週5-72 神奈川県横浜市中区弁天通5-72	(045)633-5288
横須賀支社	T231-0007 T238-0008	神宗川宗横浜印中区弁入週3-72 神奈川県横須賀市大滝町1-25-1(横須賀ベイビュービルディング5F)	(046)822-0974
川崎支店	∓210-0014	神奈川県川崎市川崎区貝塚1-1-3(川崎フコク生命ビル2F)	(044)244-0171
神奈川県央サービス支店	〒 228 - 0803	神奈川県相模原市相模大野7-1-6(相模大野第一生命ビル6F)	(042)749-1912
湘南サービス支店	〒254-0034	神奈川県平塚市宝町3-1(平塚MNビル8F)	(0463)21-2176
小田原サービス支社	〒250-0011	神奈川県小田原市栄町1-6-1(小田原第一生命ビル6F)	(0465)23-0155
東関東統括営業部	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5555
水戸支店	〒310-0805	茨城県水戸市中央1-1-7	(029)221-9125
土浦サービス支社	∓ 300-0051	茨城県土浦市真鍋1-11-12(延増第1ビル4F)	(029)822-5748
下館サービス支社	〒308-0031	茨城県筑西市丙205-2(レジデンスミマス3F3-B)	(0296)25-0312
千葉支店	〒260-0021	千葉県千葉市中央区新宿2-7-10(千葉TALKビル2F)	(043)244-0521
木更津支社	〒292-0057	千葉県木更津市東中央2-4-14(木更津東中央ビル5F)	(0438)23-2262
市川サービス支店	〒272-0023	千葉県市川市南八幡3-6-18(ミーナアサヒビル3F)	(047)376-3321
柏サービス支店	〒277-0011	千葉県柏市東上町2-28(第1水戸屋ビル4F)	(04)7163 - 7443

店舗の一覧

静岡事業部	∓ 420 - 0031	静岡県静岡市葵区呉服町1-1-2(静岡呉服町スクエア9F)	(054)253-3105
——————————— 静岡支店	〒420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町1-1-2(静岡呉服町スクエア9F)	(054)254-8861
藤枝支店	∓ 426-0034	静岡県藤枝市駅前2-14-8(フルカワクリエイトビル2F)	(054)645-2200
沼津支店	∓ 410-0801	静岡県沼津市大手町4-3-45(アゴラ沼津6F)	(055)962-1311
富士サービス支店	∓ 417 - 0045	静岡県富士市錦町1-2-1(シンセアビル錦町6F)	(0545)52-1532
浜松支店	∓ 430 - 0928	静岡県浜松市中区板屋町527(静岡不動産ビル4F)	(053)455-4311
洪14文 伯	1430 0320	BY 1977/714 17.1.1.15.17/12/12 13/12 13/12 13/12 13/12 13/12 13/12 13/12 13/12 13/12 13/12 13/12 13/12 13/12 1	(033)43311
東海事業本部	∓460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11	(052)231-7676
中日本営業第1部	₹460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11	(052)231-7196
知多営業所	T 475 - 0922	愛知県半田市昭和町1-35(半田名鉄南館ビル2F)	(0569)22-8267
三河支店	∓ 444 - 0044	愛知県岡崎市康生通南2-5	(0564)21-1601
豊橋支店	- 440-0886	愛知県豊橋市東小田原町88	(0532)54-3188
愛知北支店	∓ 486 - 0844	愛知県春日井市鳥居松町2-268	(0568)81-8400
一宮支店	T 491 - 0851	愛知県一宮市大江1-11-21	(0586)72-0178
中日本営業第2部	₹460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11	(052)231-7531
岐阜支店	〒500-8069	岐阜県岐阜市今小町28	(058)264-7261
高山支社	∓ 506 - 0025	岐阜県高山市天満町4-64-8(第一ビル2F)	(0577)32-1277
多治見支店	∓ 507 - 0034	岐阜県多治見市豊岡町2-57-2	(0572)22-7268
中津川営業所	∓ 508-0037	岐阜県中津川市えびす町7-30(イシックス駅前通りビル3F)	(0573)65-0451
三重サービス支店	₹510-0068	三重県四日市市三栄町2-17	(059)351-2477
三重中央サービス支社	∓ 514 - 0028	三重県津市東丸之内22-14(津フコク生命ビル3F)	(059)227-5185
	.5 5525		(00),11,0100
北陸事業部	∓ 930 - 0026	富山県富山市八人町8-5	(076)433-2533
金沢支店	〒920-0981	石川県金沢市片町1-3-27(日新火災金沢ビル)	(076)263-2150
七尾支社	〒926-0052	石川県七尾市山王町ソ部41-8	(0767)53-0878
福井支店	〒910-0024	福井県福井市照手1-2-15	(0776)21-0401
富山支店	〒930-0026	富山県富山市八人町8-5	(076)433-3545
高岡サービス支店	〒933-0871	富山県高岡市駅南1-8-34(アラヤビル4F)	(0766)22-1824
西日本事業本部	〒530-0002	大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F)	(06)6343-3610
西日本事業本部 京滋統括営業部	〒530-0002 〒600-8004	大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F)	(06)6343-3610
京滋統括営業部 京都支店	〒600-8004 〒600-8004	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F)	(075)211-4591 (075)211-4592
京滋統括営業部 京都支店 福知山サービス支社	〒600-8004	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府福知山市厚東町208(FM-Eビル2F)	(075)211-4591 (075)211-4592 (0773)22-6327
京滋統括営業部 京都支店 福知山サービス支社 大津サービス支店	〒600-8004 〒600-8004	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F)	(075)211-4591 (075)211-4592 (0773)22-6327 (077)522-4077
京滋統括営業部 京都支店 福知山サービス支社	〒600-8004 〒600-8004 〒620-0059	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府福知山市厚東町208(FM-Eビル2F)	(075)211-4591 (075)211-4592 (0773)22-6327
京滋統括営業部 京都支店 福知山サービス支社 大津サービス支店	〒600-8004 〒600-8004 〒620-0059 〒520-0806	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府福知山市厚東町208(FM-Eビル2F) 滋賀県大津市打出浜13-49(日新火災大津ビル2F)	(075)211-4591 (075)211-4592 (0773)22-6327 (077)522-4077
京滋統括営業部 京都支店 福知山サービス支社 大津サービス支店 彦根支店	〒600-8004 〒600-8004 〒620-0059 〒520-0806 〒522-0073	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府福知山市厚東町208(FM-Eビル2F) 滋賀県大津市打出浜13-49(日新火災大津ビル2F) 滋賀県彦根市旭町1-24(田中ビル2nd5F)	(075)211-4591 (075)211-4592 (0773)22-6327 (077)522-4077 (0749)22-1826
京滋統括営業部 京都支店 福知山サービス支社 大津サービス支店 彦根支店 八日市支社	〒600-8004 〒600-8004 〒620-0059 〒520-0806 〒522-0073 〒527-0022	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府福知山市厚東町208(FM-Eビル2F) 滋賀県大津市打出浜13-49(日新火災大津ビル2F) 滋賀県彦根市旭町1-24(田中ビル2nd5F) 滋賀県東近江市八日市上之町1-43(松原ビル3F)	(075)211-4591 (075)211-4592 (0773)22-6327 (077)522-4077 (0749)22-1826 (0748)23-6378
京滋統括営業部 京都支店 福知山サービス支社 大津サービス支店 彦根支店 八日市支社 大阪営業第1部 大阪営業第2部	〒600-8004 〒600-8004 〒620-0059 〒520-0806 〒522-0073 〒527-0022 〒530-0002	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府福知山市厚東町208(FM-Eビル2F) 滋賀県大市打出浜13-49(日新火災大津ビル2F) 滋賀県彦根市旭町1-24(田中ビル2nd5F) 滋賀県東近江市八日市上之町1-43(松原ビル3F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F)	(075)211-4591 (075)211-4592 (0773)22-6327 (077)522-4077 (0749)22-1826 (0748)23-6378 (06)6343-3600 (06)6343-3607
京滋統括営業部 京都支店 福知山サービス支社 大津サービス支店 彦根支店 八日市支社 大阪営業第1部	〒600-8004 〒600-8004 〒620-0059 〒520-0806 〒522-0073 〒527-0022	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府福知山市厚東町208(FM-Eビル2F) 滋賀県大津市打出浜13-49(日新火災大津ビル2F) 滋賀県彦根市旭町1-24(田中ビル2nd5F) 滋賀県東近江市八日市上之町1-43(松原ビル3F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F)	(075)211-4591 (075)211-4592 (0773)22-6327 (077)522-4077 (0749)22-1826 (0748)23-6378 (06)6343-3600 (06)6343-3607 (06)6647-7055
京滋統括営業部 京都支店 福知山サービス支社 大津サービス支店 彦根支店 八日市支社 大阪営業第1部 大阪営業第2部 難波支店 堺支店	〒600-8004 〒600-8004 〒620-0059 〒520-0806 〒522-0073 〒527-0022 〒530-0002 〒530-0002	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府福知山市厚東町208(FM-Eビル2F) 滋賀県大津市打出浜13-49(日新火災大津ビル2F) 滋賀県彦根市旭町1-24(田中ビル2nd5F) 滋賀県東近江市八日市上之町1-43(松原ビル3F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市浪速区難波中1-12-5(難波室町ビル7F)	(075)211-4591 (075)211-4592 (0773)22-6327 (077)522-4077 (0749)22-1826 (0748)23-6378 (06)6343-3600 (06)6343-3607
京滋統括営業部 京都支店 福知山サービス支社 大津サービス支店 彦根支店 八日市支社 大阪営業第1部 大阪営業第2部 難波支店	〒600-8004 〒600-8004 〒620-0059 〒520-0806 〒522-0073 〒527-0022 〒530-0002 〒530-0002 〒556-0011 〒590-0063 〒640-8045	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府福知山市厚東町208(FM-Eビル2F) 滋賀県大津市打出浜13-49(日新火災大津ビル2F) 滋賀県彦根市旭町1-24(田中ビル2nd5F) 滋賀県東近江市八日市上之町1-43(松原ビル3F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市市浪速区難波中1-12-5(難波室町ビル7F) 大阪府堺市堺区中安井町3-2-13(堺フコク生命ビル3F)	(075)211-4591 (075)211-4592 (0773)22-6327 (077)522-4077 (0749)22-1826 (0748)23-6378 (06)6343-3600 (06)6343-3607 (06)6647-7055 (072)238-1985 (073)422-1131
京滋統括営業部 京都知山サービス支社 大津サービス支店 彦根支店 八日市支社 大阪営業第1部 大阪営業第2部 難波支店 堺支店 和歌山支店	〒600-8004 〒600-8004 〒620-0059 〒520-0806 〒522-0073 〒527-0022 〒530-0002 〒530-0002 〒556-0011	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府福知山市厚東町208(FM-Eビル2F) 滋賀県大津市打出浜13-49(日新火災大津ビル2F) 滋賀県彦根市旭町1-24(田中ビル2nd5F) 滋賀県東近江市八日市上之町1-43(松原ビル3F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市市浪速区難波中1-12-5(難波室町ビル7F) 大阪府堺市堺区中安井町3-2-13(堺フコク生命ビル3F) 和歌山県和歌山市ト半町31	(075)211-4591 (075)211-4592 (0773)22-6327 (077)522-4077 (0749)22-1826 (0748)23-6378 (06)6343-3600 (06)6343-3607 (06)6647-7055 (072)238-1985
京滋統括営業部 京都知山サービス支社 大津サービス支店 彦根支店 八日市支社 大阪営業第1部 大阪営業第2部 難波支店 堺支店 和歌山支店 田辺支店	〒600-8004 〒600-8004 〒620-0059 〒520-0806 〒522-0073 〒527-0022 〒530-0002 〒530-0002 〒556-0011 〒590-0063 〒640-8045 〒646-0046	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府福知山市厚東町208(FM-Eビル2F) 滋賀県大津市打出浜13-49(日新火災大津ビル2F) 滋賀県彦根市旭町1-24(田中ビル2nd5F) 滋賀県東近江市八日市上之町1-43(松原ビル3F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市市浪速区難波中1-12-5(難波室町ビル7F) 大阪府堺市堺区中安井町3-2-13(堺フコク生命ビル3F) 和歌山県和歌山市ト半町31 和歌山県田辺市本町49-3(田辺中央ビル2F)	(075)211-4591 (075)211-4592 (0773)22-6327 (077)522-4077 (0749)22-1826 (0748)23-6378 (06)6343-3600 (06)6343-3607 (06)6647-7055 (072)238-1985 (073)422-1131 (0739)24-1621
京滋統括営業部 京都知山サービス支社 大津サービス支店 彦根支店 八日市支社 大阪営業第1部 大阪営業第2部 難波支店 現支店 和歌山支店 田辺支店 新宮支社	〒600-8004 〒600-8004 〒620-0059 〒520-0806 〒522-0073 〒527-0022 〒530-0002 〒530-0002 〒556-0011 〒590-0063 〒640-8045 〒646-0046 〒647-0052 〒577-0056	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府福知山市厚東町208(FM-Eビル2F) 滋賀県大津市打出浜13-49(日新火災大津ビル2F) 滋賀県彦根市旭町1-24(田中ビル2nd5F) 滋賀県東近江市八日市上之町1-43(松原ビル3F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル7F) 大阪府大阪市浪速区難波中1-12-5(難波室町ビル7F) 大阪府堺市堺区中安井町3-2-13(堺フコク生命ビル3F) 和歌山県和歌山市ト半町31 和歌山県田辺市本町49-3(田辺中央ビル2F) 和歌山県新宮市橋本2-14-35	(075)211-4591 (075)211-4592 (0773)22-6327 (077)522-4077 (0749)22-1826 (0748)23-6378 (06)6343-3600 (06)6343-3607 (06)6647-7055 (072)238-1985 (073)422-1131 (0739)24-1621 (0735)22-2353 (06)4308-8570
京滋統括営業部 京都知サービス支社 大津サービス支店 彦根市支社 大阪営業第1部 大阪営業第2部 難改支店 明本歌山支店 田辺支店 田辺支店 新宮東支店 大阪東支店	〒600-8004 〒600-8004 〒620-0059 〒520-0806 〒522-0073 〒527-0022 〒530-0002 〒530-0002 〒556-0011 〒590-0063 〒640-8045 〒646-0046 〒647-0052 〒577-0056 〒634-0078	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府福知山市厚東町208(FM-Eビル2F) 滋賀県大津市打出浜13-49(日新火災大津ビル2F) 滋賀県彦根市旭町1-24(田中ビル2nd5F) 滋賀県東近江市八日市上之町1-43(松原ビル3F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市浪速区難波中1-12-5(難波室町ビル7F) 大阪府堺市堺区中安井町3-2-13(堺フコク生命ビル3F) 和歌山県和歌山市ト半町31 和歌山県田辺市本町49-3(田辺中央ビル2F) 和歌山県新宮市橋本2-14-35 大阪府東大阪市長堂2-3-21(日本生命布施駅前ビル4F) 奈良県橿原市八木町1-6-1(草楽ビル6F)	(075)211-4591 (075)211-4592 (0773)22-6327 (077)522-4077 (0749)22-1826 (0748)23-6378 (06)6343-3600 (06)6343-3607 (06)6647-7055 (072)238-1985 (073)422-1131 (0739)24-1621 (0735)22-2353 (06)4308-8570 (0744)23-3650
京滋統括営業部 京都知サービス支社 大津支店 の川中でス支店 彦根市支社 大阪営業第1部 大阪営業第2部 難波支店 堺取歌山支店 田辺支支店 田辺支支店 田辺支支店 大阪良サービス支店 阪神統括営業部	〒600-8004 〒600-8004 〒620-0059 〒520-0806 〒522-0073 〒527-0022 〒530-0002 〒530-0002 〒556-0011 〒590-0063 〒640-8045 〒646-0046 〒647-0052 〒577-0056 〒634-0078	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府福知山市厚東町208(FM-Eビル2F) 滋賀県大津市打出浜13-49(日新火災大津ビル2F) 滋賀県彦根市旭町1-24(田中ビル2nd5F) 滋賀県東近江市八日市上之町1-43(松原ビル3F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市泉速区難波中1-12-5(難波室町ビル7F) 大阪府堺市堺区中安井町3-2-13(堺フコク生命ビル3F) 和歌山県和歌山市ト半町31 和歌山県田辺市本町49-3(田辺中央ビル2F) 和歌山県新宮市橋本2-14-35 大阪府東大阪市長堂2-3-21(日本生命布施駅前ビル4F) 奈良県橿原市八木町1-6-1(草楽ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F)	(075)211-4591 (075)211-4592 (0773)22-6327 (077)522-4077 (0749)22-1826 (0748)23-6378 (06)6343-3600 (06)6343-3607 (06)6647-7055 (072)238-1985 (073)422-1131 (0739)24-1621 (0735)22-2353 (06)4308-8570 (0744)23-3650 (06)6343-3801
京滋統括営業部 京福知サービス支社 大津支店 八下でででである。 大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、	〒600-8004 〒600-8004 〒620-0059 〒520-0806 〒522-0073 〒527-0022 〒530-0002 〒530-0002 〒556-0011 〒590-0063 〒640-8045 〒646-0046 〒647-0052 〒577-0056 〒634-0078 〒530-0002 〒567-0032	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府福知山市厚東町208(FM-Eビル2F) 滋賀県大津市打出浜13-49(日新火災大津ビル2F) 滋賀県彦根市旭町1-24(田中ビル2nd5F) 滋賀県東近江市八日市上之町1-43(松原ビル3F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市浪速区難波中1-12-5(難波室町ビル7F) 大阪府堺市堺区中安井町3-2-13(堺フコク生命ビル3F) 和歌山県和歌山市ト半町31 和歌山県田辺市本町49-3(田辺中央ビル2F) 和歌山県新宮市橋本2-14-35 大阪府東大阪市長堂2-3-21(日本生命布施駅前ビル4F) 奈良県橿原市八木町1-6-1(草楽ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市市西駅前町6-26(田畑ビル3F)	(075)211-4591 (075)211-4592 (0773)22-6327 (077)522-4077 (0749)22-1826 (0748)23-6378 (06)6343-3600 (06)6343-3607 (06)6647-7055 (072)238-1985 (073)422-1131 (0739)24-1621 (0735)22-2353 (06)4308-8570 (0744)23-3650 (06)6343-3801 (072)623-6146
京滋統括営業部 京福知サービス支社 大津を中でス支店 の一でででである。 一ででは、 一でである。 一でである。 一でででは、 一ででででは、 一ででででは、 一でででは、 一でででは、 一でででは、 一でででででででででで	T600-8004 T600-8004 T620-0059 T520-0806 T522-0073 T527-0022 T530-0002 T530-0002 T556-0011 T590-0063 T640-8045 T646-0046 T647-0052 T577-0056 T634-0078 T530-0002 T567-0032 T530-0002	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府福知山市厚東町208(FM-Eビル2F) 滋賀県大津市打出浜13-49(日新火災大津ビル2F) 滋賀県彦根市旭町1-24(田中ビル2nd5F) 滋賀県東近江市八日市上之町1-43(松原ビル3F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市浪速区難波中1-12-5(難波室町ビル7F) 大阪府堺市堺区中安井町3-2-13(堺フコク生命ビル3F) 和歌山県和歌山市ト半町31 和歌山県田辺市本町49-3(田辺中央ビル2F) 和歌山県新宮市橋本2-14-35 大阪府東大阪市長堂2-3-21(日本生命布施駅前ビル4F) 奈良県橿原市八木町1-6-1(草楽ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府茨木市西駅前町6-26(田畑ビル3F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F)	(075)211-4591 (075)211-4592 (0773)22-6327 (077)522-4077 (0749)22-1826 (0748)23-6378 (06)6343-3600 (06)6343-3607 (06)6647-7055 (072)238-1985 (073)422-1131 (0739)24-1621 (0735)22-2353 (06)4308-8570 (0744)23-3650 (06)6343-3801 (072)623-6146 (06)6343-3608
京滋統括営業部 京福知・フラン・ マラン・ マラン・ マラン・ マラン・ マラン・ マラン・ マラン・ マ	T600-8004 T600-8004 T620-0059 T520-0806 T522-0073 T527-0022 T530-0002 T530-0002 T556-0011 T590-0063 T640-8045 T646-0046 T647-0052 T577-0056 T634-0078 T530-0002 T557-0032 T550-0002 T557-0032 T530-0002 T651-0086	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府福知山市厚東町208(FM-Eビル2F) 滋賀県大津市打出浜13-49(日新火災大津ビル2F) 滋賀県東市打出浜13-49(田中ビル2nd5F) 滋賀県東東近江市八日市上之町1-43(松原ビル3F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市浪速区難波中1-12-5(難波室町ビル7F) 大阪府堺市堺区中安井町3-2-13(堺フコク生命ビル3F) 和歌山県和歌山市ト半町31 和歌山県田辺市本町49-3(田辺中央ビル2F) 和歌山県新宮市橋本2-14-35 大阪府東大阪市長堂2-3-21(日本生命布施駅前ビル4F) 奈良県橿原市八木町1-6-1(草楽ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府茨木市西駅前町6-26(田畑ビル3F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 兵庫県神戸市中央区磯上通7-1-30(三宮フコク生命ピル2F)	(075)211-4591 (075)211-4592 (0773)22-6327 (077)522-4077 (0749)22-1826 (0748)23-6378 (06)6343-3600 (06)6343-3607 (06)6647-7055 (072)238-1985 (073)422-1131 (0739)24-1621 (0735)22-2353 (06)4308-8570 (0744)23-3650 (06)6343-3801 (072)623-6146 (06)6343-3608 (078)242-4911
京滋統括学部 京海 京 京	T600-8004 T600-8004 T620-0059 T520-0806 T522-0073 T527-0022 T530-0002 T530-0002 T556-0011 T590-0063 T640-8045 T646-0046 T647-0052 T577-0056 T634-0078 T530-0002 T567-0032 T530-0002 T651-0086 T670-0924	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府福知山市厚東町208(FM-Eビル2F) 滋賀県大津市打出浜13-49(日新火災大津ビル2F) 滋賀県彦根市旭町1-24(田中ビル2nd5F) 滋賀県東東近江市八日市上之町1-43(松原ビル3F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市浪速区難波中1-12-5(難波室町ビル7F) 大阪府堺市堺区中安井町3-2-13(堺フコク生命ビル3F) 和歌山県和歌山市ト半町31 和歌山県田辺市本町49-3(田辺中央ビル2F) 和歌山県新宮市橋本2-14-35 大阪府東大阪市長堂2-3-21(日本生命布施駅前ビル4F) 奈良県橿原市八木町1-6-1(草楽ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府茨木市西駅前町6-26(田畑ビル3F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 兵庫県神戸市中央区磯上通7-1-30(三宮フコク生命ビル2F) 兵庫県姫路市紺屋町6	(075)211-4591 (075)211-4592 (0773)22-6327 (077)522-4077 (0749)22-1826 (0748)23-6378 (06)6343-3600 (06)6343-3607 (06)6647-7055 (072)238-1985 (073)422-1131 (0739)24-1621 (0735)22-2353 (06)4308-8570 (0744)23-3650 (06)6343-3801 (072)623-6146 (06)6343-3608 (078)242-4911 (079)288-5580
京滋統括営業部 京福知・フラン・ マラン・ マラン・ マラン・ マラン・ マラン・ マラン・ マラン・ マ	T600-8004 T600-8004 T620-0059 T520-0806 T522-0073 T527-0022 T530-0002 T530-0002 T556-0011 T590-0063 T640-8045 T646-0046 T647-0052 T577-0056 T634-0078 T530-0002 T557-0032 T550-0002 T557-0032 T530-0002 T651-0086	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府福知山市厚東町208(FM-Eビル2F) 滋賀県大津市打出浜13-49(日新火災大津ビル2F) 滋賀県東市打出浜13-49(田中ビル2nd5F) 滋賀県東東近江市八日市上之町1-43(松原ビル3F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市浪速区難波中1-12-5(難波室町ビル7F) 大阪府堺市堺区中安井町3-2-13(堺フコク生命ビル3F) 和歌山県和歌山市ト半町31 和歌山県田辺市本町49-3(田辺中央ビル2F) 和歌山県新宮市橋本2-14-35 大阪府東大阪市長堂2-3-21(日本生命布施駅前ビル4F) 奈良県橿原市八木町1-6-1(草楽ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府茨木市西駅前町6-26(田畑ビル3F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 兵庫県神戸市中央区磯上通7-1-30(三宮フコク生命ピル2F)	(075)211-4591 (075)211-4592 (0773)22-6327 (077)522-4077 (0749)22-1826 (0748)23-6378 (06)6343-3600 (06)6343-3607 (06)6647-7055 (072)238-1985 (073)422-1131 (0739)24-1621 (0735)22-2353 (06)4308-8570 (0744)23-3650 (06)6343-3801 (072)623-6146 (06)6343-3608 (078)242-4911
京滋統括営業部 京福知・フライン マライ では、 京福知・フライン では、 京福知・フライン では、 京福知・フライン では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	T600-8004 T600-8004 T620-0059 T520-0806 T522-0073 T527-0022 T530-0002 T530-0002 T556-0011 T590-0063 T640-8045 T646-0046 T647-0052 T577-0056 T634-0078 T530-0002 T567-0032 T530-0002 T651-0086 T670-0924 T573-0022	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府福知山市厚東町208(FM-Eビル2F) 滋賀県大連市打出浜13-49(日新火災大津ビル2F) 滋賀県東市打出浜13-49(田中ビル2nd5F) 滋賀県東東近江市八日市上之町1-43(松原ビル3F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市市と三部 (押フコク生命ビル3F) 和歌山県和歌山市ト半町31 和歌山県田辺市本町49-3(田辺中央ビル2F) 和歌山県新宮市橋本2-14-35 大阪府東大阪市長堂2-3-21(日本生命布施駅前ビル4F) 奈良県橿原市八木町1-6-1(草楽ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 兵庫県神戸市中央区磯上通7-1-30(三宮フコク生命ビル2F) 兵庫県姫路市紺屋町6 大阪府枚方市宮之阪2-2-2(スカイパレス有馬1F)	(075)211-4591 (075)211-4592 (0773)22-6327 (077)522-4077 (0749)22-1826 (0748)23-6378 (06)6343-3600 (06)6343-3607 (06)6647-7055 (072)238-1985 (073)422-1131 (0739)24-1621 (0735)22-2353 (06)4308-8570 (074)23-3650 (06)6343-3801 (072)623-6146 (06)6343-3608 (078)242-4911 (079)288-5580 (072)805-5571
京滋統括営業部 京福知・フライン マライ マライ マライ マライ マライ マライ マライ マライ ア で で で で で で で で で で で で で で で で で で	T600-8004 T600-8004 T620-0059 T520-0806 T522-0073 T527-0022 T530-0002 T530-0002 T556-0011 T590-0063 T640-8045 T646-0046 T647-0052 T577-0056 T634-0078 T530-0002 T567-0032 T567-0032 T573-0022 T657-0036	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府福知山市厚東町208(FM-Eビル2F) 滋賀県大連市打出浜13-49(日新火災大津ビル2F) 滋賀県東市打出浜13-49(日新火災大津ビル2F) 滋賀県東東近江市八日市上之町1-43(松原ビル3F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市市場速区難波中1-12-5(難波室町ビル7F) 大阪府堺市堺区中安井町3-2-13(堺フコク生命ビル3F) 和歌山県和歌山市ト半町31 和歌山県田辺市本町49-3(田辺中央ビル2F) 和歌山県新宮市橋本2-14-35 大阪府東大阪市長堂2-3-21(日本生命布施駅前ビル4F) 奈良県橿原市八木町1-6-1(草楽ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 兵庫県神戸市中央区磯上通7-1-30(三宮フコク生命ビル2F) 兵庫県姫路市紺屋町6 大阪府枚方市宮之阪2-2-2(スカイパレス有馬1F) 広島県広島市中区袋町3-17(シシンヨービル6F)	(075)211-4591 (075)211-4592 (0773)22-6327 (077)522-4077 (0749)22-1826 (0748)23-6378 (06)6343-3600 (06)6343-3607 (06)6647-7055 (072)238-1985 (073)422-1131 (0739)24-1621 (0735)22-2353 (06)4308-8570 (0744)23-3650 (06)6343-3801 (072)623-6146 (06)6343-3608 (078)242-4911 (079)288-5580 (072)805-5571 (082)247-9261
京滋統括営業部 京福知・フライン マライ では、 京福知・フライン では、 京福知・フライン では、 京福知・フライン では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	T600-8004 T600-8004 T620-0059 T520-0806 T522-0073 T527-0022 T530-0002 T556-0011 T590-0063 T640-8045 T646-0046 T647-0052 T557-0056 T634-0078 T530-0002 T567-0032 T567-0032 T5730-0002 T651-0086 T670-0924 T573-0022 T730-0036 T730-0036	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府福知山市厚東町208(FM-Eビル2F) 滋賀県大連市打出浜13-49(日新火災大津ビル2F) 滋賀県東市打出浜13-49(日新火災大津ビル2F) 滋賀県東東近江市八日市上之町1-43(松原ビル3F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市市場速区難波中1-12-5(難波室町ビル7F) 大阪府堺市堺区中安井町3-2-13(堺フコク生命ビル3F) 和歌山県和歌山市ト半町31 和歌山県田辺市本町49-3(田辺中央ビル2F) 和歌山県新宮市橋本2-14-35 大阪府東大阪市長堂2-3-21(日本生命布施駅前ビル4F) 奈良県橿原市八木町1-6-1(草楽ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 兵庫県神戸市中央区磯上通7-1-30(三宮フコク生命ビル2F) 兵庫県姫路市紺屋町6 大阪府枚方市宮之阪2-2-2(スカイパレス有馬1F) 広島県広島市中区袋町3-17(シシンヨービル6F)	(075)211-4591 (075)211-4592 (0773)22-6327 (077)522-4077 (0749)22-1826 (0748)23-6378 (06)6343-3600 (06)6343-3607 (06)6647-7055 (072)238-1985 (073)422-1131 (0739)24-1621 (0735)22-2353 (06)4308-8570 (0744)23-3650 (06)6343-3608 (072)623-6146 (06)6343-3608 (072)623-6146 (06)6343-3608 (078)242-4911 (079)288-5580 (072)805-5571 (082)247-9261
京滋統括営 京流	T600-8004 T600-8004 T620-0059 T520-0806 T522-0073 T527-0022 T530-0002 T530-0002 T556-0011 T590-0063 T640-8045 T646-0046 T647-0052 T577-0056 T634-0078 T530-0002 T567-0032 T530-0002 T651-0086 T670-0924 T573-0022 T730-0036 T730-0036 T720-0801	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府福知山市厚東町208(FM-Eビル2F) 滋賀県大連市打出浜13-49(日新火災大津ビル2F) 滋賀県東市打出浜13-49(日新火災大津ビル2F) 滋賀県東東近江市八日市上之町1-43(松原ビル3F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市市場速区難波中1-12-5(難波室町ビル7F) 大阪府堺市堺区中安井町3-2-13(堺フコク生命ビル3F) 和歌山県和歌山市ト半町31 和歌山県田辺市本町49-3(田辺中央ビル2F) 和歌山県新宮市橋本2-14-35 大阪府東大阪市長堂2-3-21(日本生命布施駅前ビル4F) 奈良県橿原市八木町1-6-1(草楽ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 兵庫県神戸市中央区磯上通7-1-30(三宮フコク生命ビル2F) 兵庫県姫路市紺屋町6 大阪府枚方市宮之阪2-2-2(スカイパレス有馬1F) 広島県広島市中区袋町3-17(シシンヨービル6F) 広島県広島市中区袋町3-17(シシンヨービル6F) 広島県広島市中区袋町3-17(シシンヨービル6F) 広島県広島市中区袋町3-17(シシンヨービル6F)	(075)211-4591 (075)211-4592 (0773)22-6327 (077)522-4077 (0749)22-1826 (0748)23-6378 (06)6343-3600 (06)6343-3607 (06)6647-7055 (072)238-1985 (073)422-1131 (0739)24-1621 (0735)22-2353 (06)4308-8570 (0744)23-3650 (06)6343-3801 (072)623-6146 (06)6343-3608 (076)242-4911 (079)288-5580 (072)805-5571 (082)247-9261 (082)247-9262 (084)922-2129
京滋統括学部 京福 では では できない できない できない できない できない できない できない できない	T600-8004 T600-8004 T620-0059 T520-0806 T522-0073 T527-0022 T530-0002 T556-0011 T590-0063 T640-8045 T646-0046 T647-0052 T577-0056 T634-0078 T530-0002 T567-0032 T530-0002 T651-0086 T670-0924 T573-0022 T730-0036 T730-0036 T720-0801 T722-0024	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府福知山市厚東町208(FM-Eビル2F) 滋賀県大連市打出浜13-49(日新火災大津ビル2F) 滋賀県東市打出浜13-49(日新火災大津ビル2F) 滋賀県東東近江市八日市上之町1-43(松原ビル3F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市市退区整披波中1-12-5(難波室町ビル7F) 大阪府堺市堺区中安井町3-2-13(堺フコク生命ビル3F) 和歌山県和歌山市ト半町31 和歌山県田辺市本町49-3(田辺中央ビル2F) 和歌山県新宮市橋本2-14-35 大阪府東大阪市長堂2-3-21(日本生命布施駅前ビル4F) 奈良県橿原市八木町1-6-1(草楽ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市市国を磯田通7-1-30(三宮フコク生命ビル2F) 兵庫県姫路市紺屋町6 大阪府枚方市宮之阪2-2-2(スカイパレス有馬1F) 広島県広島市中区袋町3-17(シシンヨービル6F) 広島県広島市中区袋町3-17(シシンヨービル6F) 広島県福山市入船町2-8-3 広島県尾道市西則末町2-22(東中国スズキビル)	(075)211-4591 (075)211-4592 (0773)22-6327 (077)522-4077 (0749)22-1826 (0748)23-6378 (06)6343-3600 (06)6343-3607 (06)6647-7055 (072)238-1985 (073)422-1131 (0739)24-1621 (0735)22-2353 (06)4308-8570 (0744)23-3650 (06)6343-3608 (072)623-6146 (06)6343-3608 (072)805-5571 (082)247-9261 (082)247-9262 (084)922-2129 (0848)25-5131
京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京	T600-8004 T600-8004 T600-8004 T620-0059 T520-0806 T522-0073 T527-0022 T530-0002 T530-0002 T556-0011 T590-0063 T640-8045 T646-0046 T647-0052 T577-0056 T634-0078 T530-0002 T550-0002 T550-0002 T577-0056 T670-0924 T573-0022 T730-0036 T730-0036 T720-0801 T722-0024 T747-0809	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府福知山市厚東町208(FM-Eビル2F) 滋賀県大連市打出浜13-49(日新火災大津ビル2F) 滋賀県東市打出浜13-49(日新火災大津ビル2F) 滋賀県東東近江市八日市上之町1-43(松原ビル3F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市市場速区難波中1-12-5(難波室町ビル7F) 大阪府堺市堺区中安井町3-2-13(堺フコク生命ビル3F) 和歌山県田辺市本町49-3(田辺中央ビル2F) 和歌山県田辺市本町49-3(田辺中央ビル2F) 和歌山県新宮市橋本2-14-35 大阪府東大阪市長堂2-3-21(日本生命布施駅前ビル4F) 奈良県橿原市八木町1-6-1(草楽ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 兵庫県神戸市中央区機上通7-1-30(三宮フコク生命ビル2F) 兵庫県姫路市紺屋町6 大阪府枚方市宮之阪2-2-2(スカイパレス有馬1F) 広島県広島市中区袋町3-17(シシンヨービル6F) 広島県広島市中区袋町3-17(シシンヨービル6F) 広島県尾道市西則末町2-8-3 広島県尾道市西則末町2-22(東中国スズキビル) 山口県防府市寿町2-11(吉幸ビル3F)	(075)211-4591 (075)211-4592 (0773)22-6327 (077)522-4077 (0749)22-1826 (0748)23-6378 (06)6343-3600 (06)6343-3607 (06)6647-7055 (072)238-1985 (073)422-1131 (0739)24-1621 (0735)22-2353 (06)4308-8570 (0744)23-3650 (06)6343-3801 (072)623-6146 (06)6343-3608 (078)242-4911 (079)288-5580 (072)805-5571 (082)247-9261 (082)247-9262 (084)922-2129 (0848)25-5131 (0835)25-1711
京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京	T600-8004 T600-8004 T620-0059 T520-0806 T522-0073 T527-0022 T530-0002 T530-0002 T556-0011 T590-0063 T640-8045 T646-0046 T647-0052 T577-0056 T634-0078 T530-0002 T567-0032 T567-0032 T573-0022 T730-0036 T730-0036 T730-0036 T720-0801 T722-0024 T747-0809 T745-0073	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F) 京都府福知山市厚東町208(FM-Eビル2F) 滋賀県大連市打出浜13-49(日新火災大津ビル2F) 滋賀県東市打出浜13-49(日新火災大津ビル2F) 滋賀県東東近江市八日市上之町1-43(松原ビル3F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府堺市堺区中安井町3-2-13(堺フコク生命ビル3F) 和歌山県田辺市本町49-3(田辺中央ビル2F) 和歌山県田辺市本町49-3(田辺中央ビル2F) 和歌山県新宮市橋本2-14-35 大阪府東大阪市長堂2-3-21(日本生命布施駅前ビル4F) 奈良県橿原市八木町1-6-1(草楽ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F) 兵庫県神戸市中央区磯上通7-1-30(三宮フコク生命ビル2F) 兵庫県姫路市紺屋町6 大阪府枚方市宮之阪2-2-2(スカイパレス有馬1F) 広島県広島市中区袋町3-17(シシンヨービル6F) 広島県広島市中区袋町3-17(シシンヨービル6F) 広島県福山市入船町2-8-3 広島県尾道市西則末町2-22(東中国スズキビル) 山口県防府市寿町2-11(吉幸ビル3F) 山口県周南市代々木通12-3(代々木公園前ビル5F)	(075)211-4591 (075)211-4592 (0773)22-6327 (077)522-4077 (0749)22-1826 (0748)23-6378 (06)6343-3600 (06)6343-3607 (06)6647-7055 (072)238-1985 (073)422-1131 (0739)24-1621 (0735)22-2353 (06)4308-8570 (0744)23-3650 (06)6343-3801 (072)623-6146 (06)6343-3608 (078)242-4911 (079)288-5580 (072)805-5571 (082)247-9261 (082)247-9261 (084)922-2129 (0848)25-5131 (0835)25-1711 (0834)21-1204

山陰統括サービス部	∓ 690 - 0886	島根県松江市母衣町34	(0852)22-2627
松江支店	7 690-0886	島根県松江市母衣町34	(0852)22-3525
米子支社	∓683 - 0053	鳥取県米子市明治町157(米子駅前パーキングビル)	(0859)34-5357
出雲支社	7 693-0004	島根県出雲市渡橋町398(正友ビル2F)	(0853)23-6699
浜田事務所	7 697 - 0024	島根県浜田市黒川町4196(岡本ビル2F)	(0855)23-1090
鳥取支店	〒680-0034	鳥取県鳥取市元魚町2-105(アイシンビル2F)	(0857)23-4651
四国統括サービス部	- 760-0025	香川県高松市古新町8-1(四国パナソニックビル6F)	(087)851-0026
高松支店	₹760 - 0025	香川県高松市古新町8-1(四国パナソニックビル6F)	(087)851-0030
松山支社	₹790 - 0023	電川県高福田日新町0-1(四国バノフニッグこル0F) 愛媛県松山市二番町4-5-2(R-2番町ビル5F)	(089)941-8298
伊予三島支社	〒799 - 0411	愛媛県四国中央市下柏町75-1(ロイヤルマンション柏1F)	(0896)24-5306
徳島支店	〒770 - 0831	変媛宗四国中天市下柏町73-1(ロイヤルマングョン柏17) 徳島県徳島市寺島本町西1-7-1(日通朝日徳島ビル4F)	(088)622-3711
高知支店	₹780 - 0834	高知県高知市堺町2-26(高知中央第一生命ビル9F)	(088)823-4488
中村支社	₹787 - 0013	高知県四万十市右山天神町12-12	(0880)34-6010
111212	1707 0013		(0000)51 0010
九州事業部	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル8F)	(092)281 - 8162
九州営業第1部	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル8F)	(092)281-8162
福岡第1支店	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル8F)	(092)281-8161
唐津事務所	〒847-0821	佐賀県唐津市町田812-7	(0955)73-9449
福岡第2支店	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル8F)	(092)281 - 8165
沖縄事務所	〒900-0015	沖縄県那覇市久茂地2-12-21(電波堂ビル3F)	(098)863 - 3235
大牟田サービス支社	〒836-0844	福岡県大牟田市浄真町6-1	(0944)55 - 1311
久留米サービス支店	〒830-0018	福岡県久留米市通町5-18(日栄第2ビル)	(0942)35 - 2819
佐賀サービス支社	₹840-0833	佐賀県佐賀市中の小路6-26(佐嘉栄商事ビル)	(0952)22 - 4711
北九州支店	〒802-0066	福岡県北九州市小倉北区萩崎町1-4	(093)923 - 1581
大分サービス支店	₹870-0026	大分県大分市金池町2-6-15(EME大分駅前ビル3F)	(097)535 - 2143
九州営業第2部	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル8F)	(092)281-8162
熊本支店	〒860-0844	熊本県熊本市水道町14-27(KADビル8F)	(096)325-7211
八代支社	₹866-0843	熊本県八代市花園町17-11(森ビル2F)	(0965)35 - 5270
阿蘇事務所	〒869-2301	熊本県阿蘇市内牧620-3	(0967)32 - 3242
鹿児島サービス支店	₹890-0063	鹿児島県鹿児島市鴨池2-10-20	(099)254 - 1115
宮崎サービス支店	〒880-0805	宮崎県宮崎市橘通東1-7-4(第1宮銀ビル5F)	(0985)24-3833
長崎サービス支店	〒850-0023	長崎県長崎市出来大工町25	(095)825-4131
諫早支社	₹854-0026	長崎県諫早市東本町5-17(土橋ビル4F)	(0957)21 - 4855
佐世保サービス支店	〒857-0805	長崎県佐世保市光月町4-14	(0956)23-3171

店舗の一覧

(平成21年6月25日現在)

損害サービス店舗の一覧 (営業時間9:00~17:00・土日祝除く)

豊橋サービスセンター(0532)56-4744 沼津サービスセンター(055)962-7086

岐阜サービスセンター(058)264-8231 浜松サービスセンター(053)455-4395

北海道事業部				北陸事業部			
北海道損害サービス課	! (011)241 - 1313	旭川サービス支店	(0166)26-4431	高岡サービス支店	(0766)22-1824		
札幌サービスセンター	(011)241-1313	道東サービス支店	(0154)23-8251	京滋統括営業部			
北東北統括サービス	ス部			福知山サービス支社	(0773)22-6327	大津サービス支店	(077)522-4077
盛岡支店	(019)623 - 4316	八戸支店	(0178)43 - 1567	大阪営業第2部			,
岩手南支店	(0197)65 - 3821	秋田支店	(018)837-5255	奈良サービス支店	(0744)23-3650		
青森支店	(017)775 - 1461				(0744)25 3030		
中東北統括営業部				阪神統括営業部	(070)200 FF00		
山形サービス支店	(023)622-4006	酒田サービス支社	(0234)23 - 5106	姫路サービス支店	(079)288-5580		
福島統括サービス部	ß			中国統括営業部			
郡山支店	(024)932-2266		(0246)22-1881	広島サービス支店	(082)247-9262		
福島支店	(024)526-0205	会津若松支店	(0242)24-5661	山陰統括サービス語	邯		
東北損害サービス部	ß			松江支店	(0852)22 - 3525	鳥取支店	(0857)23 - 4651
損害サービス課	(022)227 - 3620	仙台サービスセンター	(022)227-2133	出雲支社	(0853)23 - 6699		
首都圏損害サービス	ス第1部			四国統括サービス語	\$B		
損害サービス課	(03)5282-5639	横浜サービスセンター	(045)461-2521	高松支店	(087)851-0030	徳島支店	(088)622-3711
東京第1サービスセンター	· (03)5282 - 5560	千葉サービスセンター	(043)244-3130	松山支社	(089)941-8298	高知支店	(088)823-4488
東京第2サービスセンター	· (03)5282 - 5668	水戸サービスセンター	(029)224-0823	伊予三島支社	(0896)24 - 5306		
神奈川サービスセンター	-	立川サービスセンター	-	近畿損害サービス語	\$		
横須賀サービスコーナー	· (046)822 - 0576	山梨サービスセンター	(055)228-1218	損害サービス課	(06)6343 - 3628	大阪東サービスセンター	(06)4308-8580
埼玉統括営業部				神戸サービスセンター	. ,	和歌山サービスセンター	. ,
埼玉北サービス支店	(048)523 - 1313			京都サービスセンター		田辺サービスセンター	-
長野統括営業部				彦根サービスセンター 大阪サービスセンター		北大阪サービスセンター 堺サービスセンター	. ,
長野サービス支店	(026)244-0232					カィッ こへピンプ	(072)222 3073
新潟統括営業部				中四国損害サービ			
長岡サービス支店	(0258)32-2285	三条サービス支店	(0256)33-1045	損害サービス課	(082)247-9265	岡山サービスセンター	-
首都圏損害サービス	7			福山サービスセンター 山口サービスセンター		倉敷サービスコーナー	-(086)424-5556
日 即 国 頂 占 り こ こ こ 損害サービス課	(048)834 - 2249	埼玉新都心サービスセンター	(048)834=1834		(0034)21 1303		
松本サービスセンター	-		-	九州営業第1部			
新潟サービスセンター	-	太田サービスセンター	-	大牟田サービス支社 久留米サービス支店			(0952)22-4711
宇都宮サービスセンター	- (028)635 - 1183	自賠責損害サービスセンター	(048)834-2577	入田木り一し人又占	(0942)55-2619	人ガリーに人文店	(097)535-2143
群馬サービスセンター	- (027)224-5021	安心サービスセンター	(048)834-1539	九州営業第2部			
神奈川統括営業部				鹿児島サービス支店			(095)825-4131
神奈川県央サービス支店	(042)749 - 1912	小田原サービス支社	(0465)23-0155	宮崎サービス支店	(0985)24-3833	佐世保サービス支店	(0956)23-31/1
湘南サービス支店	(0463)21 - 2176			九州損害サービス語	KI .		
東関東統括営業部				損害サービス課		熊本サービスセンター	
土浦サービス支社	(029)822=5748	市川サービス支店	(047)376-3321	北九州サービスセンター	- (093)923 - 1591	福岡サービスセンター	(092)281-8164
エニッ ころ支柱 下館サービス支社	(0296)25-0312		(04)7163-7443	火新損害サービス語	ß		
	. ,		` ,	損害サービス課	(03)5282-5557	東海火新サービスセンター	(052)231-9225
静岡事業部	/ A.T. I.T. \ 1.T. A.T. A.T. A.T. A.T. A.T. A.T. A.T.			北海道火新サービスセンター			
富士サービス支店	(0545)52-1532			東北火新サービスセンター	- (022)227 - 2135	近畿火新サービスセンター	(06)6343-3634
中日本営業第2部				首都圏傷害サービスセンター		中四国火新サービスセンター	
三重サービス支店	(059)351-2477	三重中央サービス支社	(059)227 - 5185			九州火新サービスセンター	(092)281-8136
中日本損害サービス	は部			首都圏火新サービスセンター	- (03)5282-5558		
テロ本頂舌り一こと 損害サービス課		一宮サービスセンター	(0586)72-0511				
		富山サービスセンター		海上保険部門			
		福井サービスセンター		海上保険室	(03)5282-5532		
愛知北サービスセンター	· (0568)81 - 6911	金沢サービスセンター	(076)263-2180				
三河サービスセンター	- (0564)21 - 1576	静岡サービスセンター	(054)254-8896	テレフォンサー			

テレフォンサービスセンター (24時間365日受付)

0120-25-7474

122

店舗ネットワーク

海外ネットワーク (平成21年6月25日現在) ロンドン駐在員事務所 ●北見 道南(苫小牧) 国内営業店舗および損害サービス拠点数 支 店: 92 営業所: 5 損害サービス拠点: 96 支 社: 40 事務所: 14 直花巻 北大阪(茨木) 大阪府 大阪・梅田 → 大阪東(東大阪 白河 下館 編知山 彦根 一宮 愛知北 富士吉田 一京都大津 三重 名古屋 (春日井) 三河 辞回 富士 沼津 福知山 彦根 一宮 大阪府八日市 尾道 奈良 三重中央 (津) 伊予三島 首都圏 佐世保 佐賀 久留米 大牟田 埼玉北(熊谷) 埼玉東(春日部) さいたま本社 埼玉新都心 池袋 東京本社 東京東(足立) 柏 東京オフィス 江東 市川 - 東京中央 ●……営業店・損害サービス拠点(併設) ●......営業店 横浜中央 ● 木更津 上記のほか、営業所・事務所を各地に設置しております。 P.118「店舗の一覧」をご覧ください。



日新火災海上保険株式会社

テレフォンサービスセンター:0120-25-7474

http://www.nisshinfire.co.jp

